

【表紙】

【提出書類】	有価証券報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条第1項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成28年6月29日
【事業年度】	第8期（自平成27年4月1日至平成28年3月31日）
【会社名】	株式会社 日本政策投資銀行
【英訳名】	Development Bank of Japan Inc.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 柳 正憲
【本店の所在の場所】	東京都千代田区大手町一丁目9番6号
【電話番号】	03-3244-1820（代表）
【事務連絡者氏名】	財務部 課長 大野 裕
【最寄りの連絡場所】	東京都千代田区大手町一丁目9番6号
【電話番号】	03-3244-1820（代表）
【事務連絡者氏名】	財務部 課長 大野 裕
【縦覧に供する場所】	該当事項はありません。

第一部【企業情報】

第1【企業の概況】

1【主要な経営指標等の推移】

(1) 当連結会計年度の前4連結会計年度及び当連結会計年度に係る次に掲げる主要な経営指標等の推移

		平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度
		(自 平成23年 4月1日 至 平成24年 3月31日)	(自 平成24年 4月1日 至 平成25年 3月31日)	(自 平成25年 4月1日 至 平成26年 3月31日)	(自 平成26年 4月1日 至 平成27年 3月31日)	(自 平成27年 4月1日 至 平成28年 3月31日)
連結経常収益	百万円	318,775	340,098	361,610	339,043	358,606
連結経常利益	百万円	99,213	115,621	165,777	153,041	185,156
親会社株主に帰属する当期純利益	百万円	77,313	71,337	124,303	92,758	128,952
連結包括利益	百万円	97,382	94,471	126,332	150,843	98,259
連結純資産額	百万円	2,461,065	2,538,576	2,627,714	2,747,274	2,884,200
連結総資産額	百万円	15,579,881	16,248,712	16,310,711	16,360,608	15,907,180
1株当たり純資産額	円	56,259.53	58,026.14	59,994.26	62,635.39	59,766.95
1株当たり当期純利益金額	円	1,772.27	1,634.96	2,848.87	2,125.91	2,948.33
潜在株式調整後1株当たり 当期純利益金額	円	-	-	-	-	-
自己資本比率	%	15.76	15.58	16.05	16.70	18.10
連結自己資本利益率	%	3.18	2.86	4.83	3.47	4.60
連結株価収益率	倍	-	-	-	-	-
営業活動によるキャッシュ ・フロー	百万円	40,354	276,385	344,986	122,078	139,954
投資活動によるキャッシュ ・フロー	百万円	11,160	256,310	214,004	69,676	2,065
財務活動によるキャッシュ ・フロー	百万円	46,418	20,412	36,339	33,402	42,565
現金及び現金同等物の期末 残高	百万円	124,141	124,017	219,805	239,272	423,032
従業員数 [外、平均臨時従業員数]	人	1,270 [166]	1,315 [163]	1,391 [161]	1,407 [159]	1,435 [135]

(注) 1. 当行及び国内連結子会社の消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

2. 潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

なお、これら1株当たり情報の算定上の基礎は、「第5 経理の状況」中、1「(1) 連結財務諸表」の「1株当たり情報」に記載しております。

3. 自己資本比率は、(期末純資産の部合計 - 期末非支配株主持分)を期末資産の部の合計で除して算出しております。

4. 従業員数は、嘱託及び臨時従業員の平均雇用人員を[]内に外書きで記載しております。

5. 「企業結合に関する会計基準」(企業会計基準第21号 平成25年9月13日)等を適用し、当連結会計年度より、「連結当期純利益」を「親会社株主に帰属する当期純利益」としております。

(2) 当行の当事業年度の前4事業年度及び当事業年度に係る主要な経営指標等の推移

回次		第4期	第5期	第6期	第7期	第8期
決算年月		平成24年3月	平成25年3月	平成26年3月	平成27年3月	平成28年3月
経常収益	百万円	318,605	334,119	340,802	328,664	344,910
経常利益	百万円	95,870	114,625	154,741	148,322	174,668
当期純利益	百万円	74,720	70,540	123,240	90,080	117,865
資本金	百万円	1,187,788	1,206,953	1,206,953	1,206,953	1,000,424
発行済株式総数	千株	43,632	43,632	43,632	43,632	43,632
純資産額	百万円	2,445,130	2,516,661	2,610,081	2,719,404	2,850,042
総資産額	百万円	15,563,263	16,183,843	16,247,962	16,283,399	15,808,999
預金残高	百万円	-	-	-	-	-
貸出金残高	百万円	13,704,999	14,015,453	13,963,046	13,409,078	13,119,393
有価証券残高	百万円	1,139,649	1,337,971	1,592,461	1,848,890	1,828,773
1株当たり純資産額	円	56,039.39	57,678.78	59,819.86	62,325.41	59,089.25
1株当たり配当額 (内1株当たり中間配当額)	円 (円)	856 (-)	808 (-)	706 (-)	516 (-)	671 (-)
1株当たり当期純利益金額	円	1,712.81	1,616.69	2,824.51	2,064.53	2,694.25
潜在株式調整後1株当たり 当期純利益金額	円	-	-	-	-	-
自己資本比率	%	15.71	15.55	16.06	16.70	18.03
自己資本利益率	%	3.14	2.91	4.99	3.51	4.39
株価収益率	倍	-	-	-	-	-
配当性向	%	49.98	49.98	25.00	24.99	24.97
従業員数 [外、平均臨時従業員数]	人	1,147 [114]	1,168 [109]	1,189 [108]	1,184 [104]	1,187 [94]

(注) 1. 消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

2. 1株当たり純資産額の算定にあたっては、株式会社日本政策投資銀行の会計に関する省令に基づき、上表の純資産額から危機対応準備金、特定投資準備金のうち国庫に帰属すべき額に相当する金額及び特定投資剰余金のうち国庫に帰属すべき額に相当する金額を除いた金額を純資産額としております。

3. 1株当たり当期純利益金額の算定にあたっては、株式会社日本政策投資銀行の会計に関する省令に基づき、上表の当期純利益から特定投資業務に係る当期純利益のうち国庫に帰属すべき額に相当する金額を除いた金額を当期純利益としております。

4. 潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載していません。

5. 自己資本比率は、期末純資産の部合計を期末資産の部の合計で除して算出しております。

6. 配当性向の算定上の基礎は、「第4 提出会社の状況」中、「3. 配当政策」に記載してあります。

7. 従業員数は、嘱託及び臨時従業員の平均雇用人員を [] 内に外書きで記載してあります。

2【沿革】

提出会社の沿革

当行は、「株式会社日本政策投資銀行法」（平成19年法律第85号。以下「DBJ法」という。）附則第9条の規定に基づき、日本政策投資銀行（以下「旧DBJ」という。）の財産の全部（同法附則第15条第2項の規定により国が承継する資産を除く。）を現物出資により引継ぎ、また同法附則第15条第1項に基づき、旧DBJの一切の権利及び義務（同法附則第15条第2項の規定により国が承継する資産を除く。）を承継して平成20年10月1日に設立されました。

参考として、旧DBJ及び当行の「沿革」を以下にあわせて記載します。

(1)日本政策投資銀行

年月	事項
昭和26年4月	日本開発銀行設立
昭和31年6月	北海道開発公庫設立
昭和32年4月	北海道開発公庫、北海道東北開発公庫に改組、札幌（現北海道）、仙台（現東北）の各支店を開設
昭和39年3月	「北海道東北開発公庫法」の一部を改正（資本金規定の整備等）
昭和47年6月	「日本開発銀行法」を改正 目的を「産業の開発及び経済社会の発展」に改正 大規模工業基地建設事業への出資及び分譲施設融資機能を追加
昭和60年6月	「日本開発銀行法」を改正 研究開発、都市開発又はエネルギー利用等に係る事業で政令で定めるものに対する出資機能を追加 研究開発資金融資機能を追加
昭和62年9月	「北海道東北開発公庫法」の一部を改正（無利子貸付規定の整備等）
平成3年4月	「日本開発銀行法」を改正 ユーロ円債による資金調達手段の追加 NTT株売払収入を財源の一部とする低利貸付制度創設等
平成3年4月	「北海道東北開発公庫法」の一部を改正（社会資本整備促進低利融資規定の整備等）
平成4年12月	「日本開発銀行法」を改正（政府の追加出資についての規定の整備）
平成9年9月	「特殊法人等の整理合理化について」閣議決定 （日本開発銀行及び北海道東北開発公庫を廃止し、新銀行に統合することが決定される）
平成10年12月	「日本開発銀行法」を改正（金融環境対応融資関連、平成12年度末までの時限的措置） 設備の取得と関連のない長期運転資金を融資対象に追加 社債償還資金を融資対象に追加、公募債取得機能の追加等
平成10年12月	「北海道東北開発公庫法」の一部を改正（金融環境対応融資関連、平成12年度末までの時限的措置） 事業の実施に伴い必要な長期運転資金を融資対象に追加、社債償還資金を融資対象に追加等
平成11年6月	「日本政策投資銀行法」成立
平成11年10月	日本開発銀行と北海道東北開発公庫の一切の権利・義務を承継し、日本政策投資銀行設立 地域振興整備公団及び環境事業団の融資業務を引き継ぐ
平成14年5月	「日本政策投資銀行法」を一部改正（金融庁による立入検査の導入を追加）
平成17年12月	「行政改革の重要方針」閣議決定（一体として民営化されることなどが決定される）
平成18年5月	「簡素で効率的な政府を実現するための行政改革の推進に関する法律（平成18年法律第47号）」成立
平成18年6月	「政策金融改革に係る制度設計」が政策金融改革推進本部にて決定
平成19年6月	「株式会社日本政策投資銀行法（平成19年法律第85号）」成立

(2)株式会社日本政策投資銀行

年月	事項
平成20年10月	「株式会社日本政策投資銀行法」により、株式会社日本政策投資銀行設立（資本金1兆円）
平成20年12月	シンガポール駐在員事務所を現地法人化（DBJ Singapore Limited 設立）
平成21年6月	「株式会社日本政策投資銀行法の一部を改正する法律（平成21年法律第67号）」成立
平成21年9月	株主割当による増資を実施（資本金1兆1,032億3,200万円）
平成21年11月	ロンドン駐在員事務所を現地法人化（DBJ Europe Limited 開業 ～ 設立自体は平成21年6月）
平成22年3月	株主割当による増資を実施（資本金1兆1,811億9,400万円）
平成23年5月	「東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律（平成23年法律第40号）」により、「株式会社日本政策投資銀行法」の読替え・改正を実施
平成23年12月	交付国債の償還による増資を実施（資本金1兆1,873億6,400万円）
平成24年3月	株主割当による増資を実施（資本金1兆1,877億8,800万円）
平成24年6月	交付国債の償還による増資を実施（資本金1兆1,983億1,600万円）
平成24年12月	交付国債の償還による増資を実施（資本金1兆2,069億5,300万円）
平成27年5月	「株式会社日本政策投資銀行法の一部を改正する法律（平成27年法律第23号）」成立
平成27年8月	資本金の額を2,065億円2,900万円減少し、その減少額全額を危機対応準備金として計上（資本金1兆4億2,400万円）

当行の設立経緯について

当行の前身でありました旧DBJは政策金融機関として経済社会の活力の向上及び持続的発展、豊かな国民生活の実現、地域経済の自立的な発展のため、一般の金融機関が行う金融等を補完し又は奨励することを旨として長期資金の供給等を行って参りました。

こうした中、政策金融機関全体の今後の在り方について経済財政諮問会議等において議論されておりましたが、平成17年12月24日付閣議決定により旧DBJについては「新金融技術開発機能を維持するためには多くの機能が揃っていることが望ましいこと等から一体として完全民営化」することとなりました。

かかる政策金融改革の議論の中、平成18年5月26日に成立いたしました「簡素で効率的な政府を実現するための行政改革の推進に関する法律」（以下「行政改革推進法」という。）により、旧DBJの民営化の方向性が決定され、平成19年6月6日には、DBJ法が国会で可決・成立いたしました。

こうした経緯を踏まえ、当行は平成20年9月22日に創立総会及び設立時取締役会を開催し、DBJ法に基づく長期の事業資金に係る投融資業務等を行う株式会社として、同年10月1日に設立されました。

当行設立時の資本金は1兆円、発行済株式総数は4,000万株となっております。なお、DBJ法附則第9条の規定に基づき、旧DBJは当行にその財産の全部（同法附則第15条第2項の規定により国が承継する資産を除く。）を現物出資しており、それにより取得した株式（4,000万株）を旧DBJへの出資者である政府に無償譲渡しております。

3【事業の内容】

当行グループ（当行及び当行の関係会社）は、平成28年3月31日現在、当行、子会社58社（うちDBJアセットマネジメント株式会社等の連結子会社25社、非連結子会社33社）及び関連会社25社（持分法適用関連会社）で構成されております。

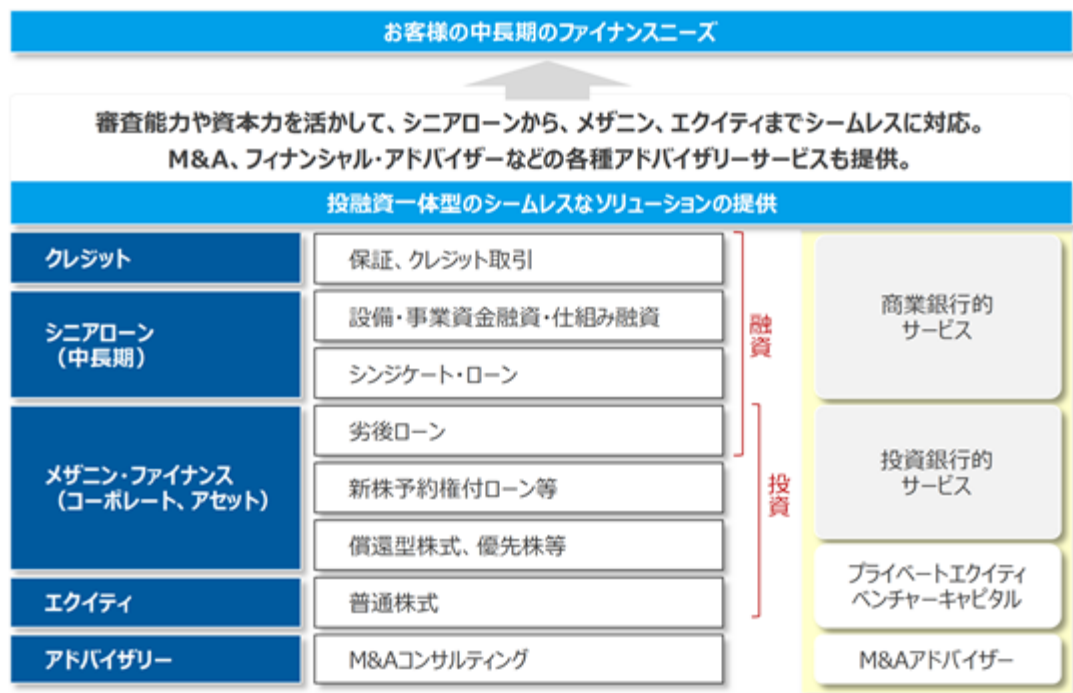
また、当行グループは、長期資金の供給（出融資）を主たる業務としております。

当行は、当行設立の根拠であるDBJ法に基づく業務を行っております。なお、当行の事業の内容については、以下のとおりであります。

目的 出資と融資を一体的に行う手法その他高度な金融上の手法を用いることにより、長期の事業資金に係る投融資機能を発揮し、長期の事業資金を必要とするお客様に対する資金供給の円滑化及び金融機能の高度化に寄与すること。

業務の範囲 旧DBJの業務（出資・融資・債務保証等）を基本として、新金融技術を活用した業務を行うとともに、資金調達面では主に社債や長期借入金による調達に加え、国の財政投融資計画に基づく財政融資資金、政府保証債等の長期・安定的な資金調達を行うこととしております。

業務の内容 当行は、長期資金の供給をはじめとする機能を複合的に発揮することにより、お客様への「投融資一体型金融サービス」の提供を行っております。



政府との関係について

(1)政府関与の縮小と、自主的な経営への移行（DBJ法に設ける主な規定）

・ 予算統制の廃止

旧DBJは政府関係機関予算（国会議決）の対象でありましたが、当行については対象となっていません。

・ 社債や借入金

通常、特殊会社においては、社債や借入金は個別認可制ですが、当行においては業務の特性に照らして包括認可制となっております。

・ 投資目的の子会社保有

投資目的の子会社の保有についての規制はありません。ただし、銀行、金融商品取引業者、貸金業者等の子会社の保有については認可制（銀行法上も金融関連の子会社保有は認可制）となっております。

・ その他

当行の事業計画、定款変更及び代表取締役等の選解任の決議等については認可制となっております。

(2)預金受入れ等に伴う金融監督上の関与

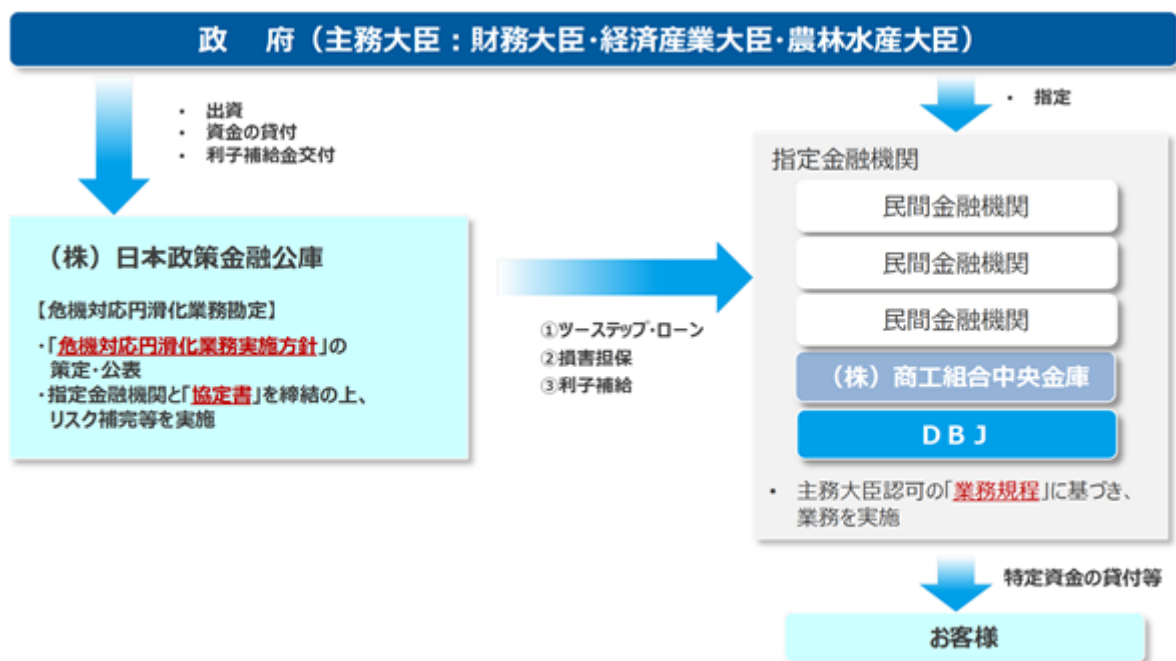
- ・ D B J法に基づき、当行の主務大臣は財務大臣及び国土交通大臣（承継資産の一部の管理に限る。）となっておりますが、預金受入れ又は金融債発行の開始には主務大臣である財務大臣の承認と内閣総理大臣（金融庁）の同意が必要となっております。
- ・ 預金受入れ又は金融債発行を開始した場合には、銀行法の規制（預金者への情報提供、大口信用規制、アームズレングスルール等）を準用するとともに、財務・業務について内閣総理大臣（金融庁）が共管の主務大臣となります。
- ・ デリバティブ取引等の金融商品取引業の一部を営むため登録金融機関として登録を行っております。

(3)資金調達上の措置

長期の事業資金を必要とするお客様に対する資金供給の円滑化及び金融機能の高度化への寄与という当行の目的を果たしつつ、自力での安定した資金調達体制への円滑な移行を図るため、移行期間（当行設立から完全民営化までの間）内に限り政府保証債の発行や財政融資資金借入が措置されております。

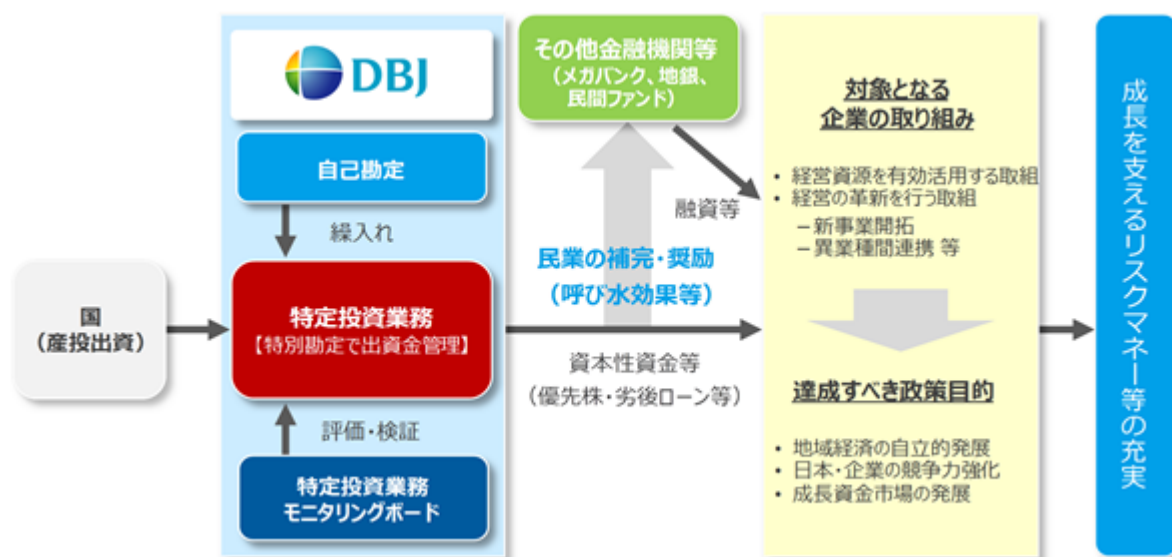
(4)危機対応業務

内外金融秩序の混乱、大規模な災害、テロリズム、感染症等の危機による被害に対処するために必要な資金（特定資金）を、政府の指定を受けた金融機関（指定金融機関）が、株式会社日本政策金融公庫（以下「日本公庫」という。）からの信用供与（ ツーステップ・ローン、 損害担保、 利子補給）を受け、迅速かつ円滑に供給するものです。



(5) 特定投資業務

民間による成長資金の供給の促進を図るため、国からの一部出資（産投出資）を活用し、企業の競争力強化や地域活性化の観点から、成長資金の供給を時限的・集中的に実施するものです。



根拠法改正等について

当行は、指定金融機関として危機対応業務を行っておりますが、平成20年秋以降の世界的な金融・経済危機に際し、万全の取り組みを確保するため、政府出資（交付国債の償還による増資を含む。）を通じた当行の財務基盤強化を可能とする「株式会社日本政策投資銀行法の一部を改正する法律」（以下「DBJ法改正法」という。）が平成21年7月3日に公布・施行されました。

DBJ法改正法により、平成24年3月末までは政府出資が可能とされたことに加え、政府保有株式の処分期限が当行設立後おおむね5～7年後を目途から増資対象期間終了後おおむね5～7年後を目途として行うこととされました。

その後、「東日本大震災」に係る危機対応業務への取り組みに伴い、「東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律」（以下「財特法」という。）によりDBJ法の読替え・改正が実施され、当行による危機対応業務の円滑な実施を確保するための政府出資の可能期限等がそれぞれ平成24年3月末から平成27年3月末まで延長されました。

政府保有株式の処分期限についても、従来の「平成24年4月からおおむね5～7年後を目途」から、「平成27年4月からおおむね5～7年後を目途」まで延期されました。

また、政府による、当行の組織の在り方を見直し、必要な措置を講ずる期限が、平成23年度末から平成26年度末に延期され、それまでの間においては、政府はその保有する当行の株式を処分しないものとされました。

さらに、このような根拠法改正の経緯や、政府における「成長資金の供給促進に関する検討会」（平成26年10月8日第1回開催、同年11月14日第6回開催（中間とりまとめ））での議論等を踏まえ、「株式会社日本政策投資銀行法の一部を改正する法律」（平成27年法律第23号。以下「平成27年改正法」という。）が平成27年5月20日に公布・施行されております。平成27年改正法においては、当行の完全民営化の方針を維持しつつ、大規模な災害や経済危機等に対処するための資金の供給確保に万全を期すとともに、地域経済の活性化や企業の競争力強化等に資する成長資金の供給を促進する観点から、民間における金融の現状等を踏まえて、以下のとおり、所要の措置が講じられております。

(1) 危機対応業務

当分の間、当行による危機対応業務を義務付け、その適確な実施のための政府出資（交付国債の償還によるものを含む。）に係る期限の延長等を実施。

(2) 特定投資業務

当行は、民間による成長資金の供給の促進を図るため、平成32年度末までの間、地域活性化や企業の競争力の強化に特に資する出資等（「特定投資業務」）を集中的に実施し、平成37年度末までに当該業務を完了するよう努めることとし、政府は、このために必要な出資等を実施。

（ ）なお、特定投資業務については、一般の金融機関が行う金融及び民間の投資を補完し、又は奨励することを旨とすることとされている。

(3) 政府による株式の保有等

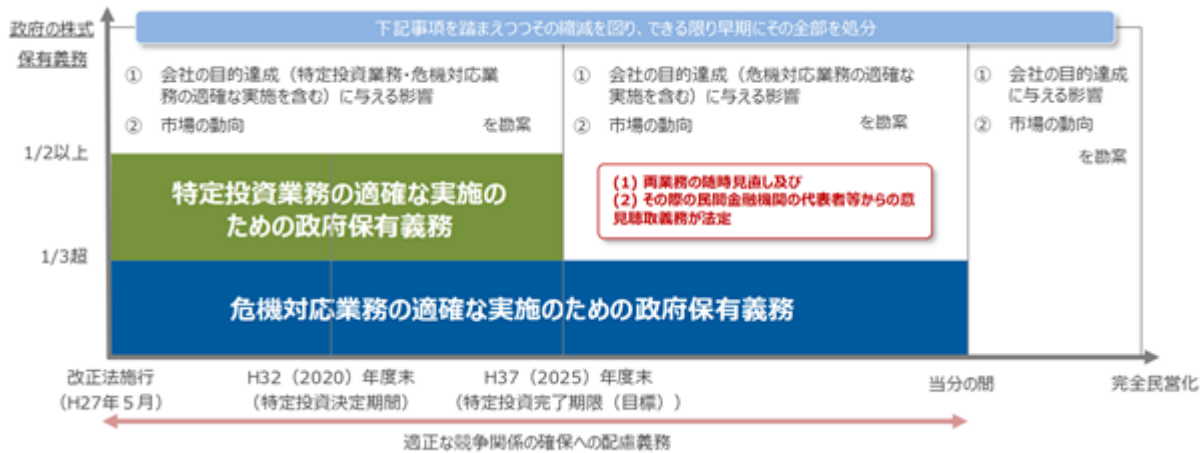
上記の(1)・(2)の業務に関する措置を講ずる間、各業務の適確な実施を確保する観点から、政府に対し、危機対応業務に対応して発行済株式の3分の1を超える株式、特定投資業務に対応して発行済株式の2分の1以上の株式の保有を義務付ける。

(4)適正な競争関係の確保

当分の間、当行に対し、その業務を行うに当たって、他の事業者との間の適正な競争関係を阻害することのないよう特に配慮することを義務付ける。

()特に、特定投資業務の遂行に当たっては、金融機関をはじめとする関係者により一層の円滑な対話を進める。

(参考)平成27年改正法における政府保有株式処分のイメージ



4【関係会社の状況】

平成28年3月31日現在

名称	住所	資本金又は出資金 (百万円)	主要な事業の内容	議決権の所有(又は被所有)割合(%) (注)1	当行との関係内容				
					役員の兼任等(人)	資金援助	営業上の取引	設備の賃貸借	業務提携
(連結子会社) 株式会社日本経済研究所	東京都千代田区	479	調査、コンサルティング、アドバイザー事業	100.0%	1	-	業務委託関係	-	有
株式会社価値総合研究所	東京都千代田区	75	調査、コンサルティング、アドバイザー事業	100.0% (8.0%)	1	-	業務委託関係	-	有
DBJ証券株式会社	東京都千代田区	500	証券業	100.0%	-	-	業務委託関係	-	-
DBJキャピタル株式会社	東京都千代田区	99	投資事業組合の管理等	100.0%	2	-	-	-	-
DBJアセットマネジメント株式会社	東京都千代田区	100	投資運用業、投資助言・代理業	100.0%	1	-	業務委託関係	-	-
DBJ Singapore Limited	シンガポール共和国	1百万シンガポールドル	投融資サポート業務、アドバイザー業務等	100.0%	2	-	業務委託関係	-	-
DBJ Europe Limited	英国ロンドン市	7百万ユーロ	投融資サポート業務、アドバイザー業務等	100.0%	2	-	業務委託関係	-	-
DBJ投資アドバイザー株式会社	東京都千代田区	68	投資助言・代理業等	50.6%	2	-	業務委託関係	執務室を賃貸	-
DBJリアルエステート株式会社	東京都千代田区	80	不動産賃貸業等	100.0%	1	-	金銭貸借関係	執務室等を賃貸借	-
政投銀投資諮詢(北京)有限公司	中華人民共和国北京市	4百万人民元	投融資サポート業務、アドバイザー業務等	100.0%	3	-	業務委託関係	-	-
その他15社(注)2	-	-	-	-	-	-	-	-	-
(持分法適用関連会社) その他25社(注)2、3	-	-	-	-	-	-	-	-	-

(注)1. 「議決権の所有割合」欄の()内は、子会社による間接所有の割合(内書き)であります。

2. 連結子会社及び持分法適用関連会社につきましては、主要な会社のみを記載し、その他の連結子会社及び持分法適用関連会社につきましては、その社数のみを記載しております。
3. 持分法適用関連会社のうち、有価証券報告書を提出している会社は株式会社AIRD O、スカイマーク株式会社、株式会社ソラシドエアであります。
4. 連結子会社であったDBJ事業投資株式会社は、平成27年9月、会社清算に伴い、連結子会社ではなくなりました。

5【従業員の状況】

(1) 連結会社における従業員数

平成28年3月31日現在

	当行業務	その他業務	合計
従業員数(人)	1,187 [94]	248 [41]	1,435 [135]

- (注) 1. 従業員数は、海外の現地採用者を含み、嘱託及び臨時従業員を含んでおりません。
2. 嘱託及び臨時従業員数は、[]内に年間の平均人員を外書きで記載しております。

(2) 当行の従業員数

平成28年3月31日現在

従業員数(人)	平均年齢(歳)	平均勤続年数(年)	平均年間給与(千円)
1,187 [94]	38.0	14.0	10,571

- (注) 1. 従業員数は、当行から他社への出向者を除き、他社から当行への出向者を含んでおります。
また海外の現地採用者を含み、嘱託及び臨時従業員を含んでおりません。
2. 従業員数は、執行役員8人を含み、常務執行役員以上の16人(うち、取締役兼務者8人)を含んでおりません。
3. 嘱託及び臨時従業員数は、[]内に年間の平均人員を外書きで記載しております。
4. 平均年齢、平均勤続年数、平均年間給与は、1.に記載の従業員のうち海外の現地採用者、他社から当行への出向者を含んでおりません。
5. 平均年間給与は、賞与及び基準外賃金を含んでおります。
6. 当行の従業員組合は、日本政策投資銀行職員組合と称し、組合員数(出向者を含む。)は1,038人でありま
す。労使間においては、特記すべき事項はありません。

第2【事業の状況】

1【業績等の概要】

(金融経済環境)

当連結会計年度の世界経済の成長は、前年から減速しました。米国では、個人消費が増加し景気回復が続いたほか、欧州でも緩やかな景気回復が続きましたが、構造調整を進める中国の成長ペースが鈍化したほか、資源価格の下落もあり、アジア新興国や資源国等が減速しました。

こうした中、国内では緩やかな景気回復の動きに足踏みがみられました。家計部門では、所得・雇用環境が改善したものの、消費マインドが弱含む中、個人消費は回復の動きに足踏みがみられました。企業部門では、収益の改善を背景に、設備投資は緩やかに増加しました。輸出は一進一退ながら、輸入が原油価格の下落により減少したため、貿易収支は当連結会計年度後半には黒字に転換しました。

金融面では、夏場と年明けに、中国経済の減速懸念や原油安等を背景とした世界的な金融市場の混乱が生じました。長期金利は6月にかけて米国の利上げ観測等を背景に0.55%前後まで上昇しましたが、市場の混乱に加え、1月に日本銀行がマイナス金利の導入を決定し、3月末にはマイナス0.05%程度へと低下しました。為替レートは、市場の混乱によるリスク回避的な動きに加え、米国の利上げペースが鈍化するとの見方から円高が進み、3月末には1米ドル＝112円台となりました。日経平均株価は、世界同時株安の中で大きく下落し、3月末には16,700円台となりました。

物価は、原油安の影響でエネルギー価格の下押し圧力が継続する中、消費者物価（生鮮食品を除く。）は、前年とほぼ同水準で推移しました。

(企業集団の事業の経過及び成果)

<平成27年度の概況について>

当行は、平成20年10月1日の設立以降、旧DBJの業務を基本としつつ、お客様の課題を解決する投融資一体型の金融サービスを提供すべく業務を行ってきております。

こうした中、当事業年度の概況は、以下のとおりとなりました。なお、以下の融資業務、投資業務、コンサルティング/アドバイザー業務における金額は当行単体の数値を記載しております。

融資業務におきましては、伝統的なコーポレート融資によるシニアファイナンスに加え、ノンリコースローンやストラクチャードファイナンス等の金融手法を活用した融資まで、多様化する資金調達ニーズに対応して参りました。当事業年度における融資額は2兆8,613億円（危機対応業務による融資額を含む。）となりました。

なお、危機対応業務による融資額につきましては、以下の<危機対応業務について>をご参照ください。

投資業務におきましては、事業拡大・成長戦略や財務基盤の整備等、お客様の抱える様々な課題に対して、長期的視点に基づき適切に対応して参りました。また、当行は、平成27年5月20日に公布・施行された平成27年改正法に基づき、我が国の企業競争力強化や地域活性化の観点から、成長マネー（資本性資金・メザニン等）の供給を時限的・集中的に強化する取り組みとして、平成25年3月に創設した競争力強化ファンドを承継し、特定投資業務を開始しております。これらの取り組みも含め、当事業年度における投資額は1,663億円となりました。

コンサルティング/アドバイザー業務におきましては、旧DBJより培って参りましたネットワーク等を活かし、多様な業種・事業規模のお客様の競争力強化や、地域経済活性化に寄与する案件等について、コンサルティングを行い、アドバイザーとしてサポートを行って参りました。当事業年度における投融資関連手数料及びM&A等アドバイザーフィーは計101億円となりました。

また、当行子会社に関しましては、連結子会社でありましたDBJ事業投資株式会社は、平成27年9月の会社清算に伴い、連結子会社ではなくなりました。

なお、当行におきましては、企業価値向上に向け、収益力の強化、自己調達基盤の拡充、ガバナンスの強化等に取り組んできております。

収益力の強化につきましては、大口投資案件のEXIT等による利益の伸長等もあり、以下のとおりの実績となっております。

(単位：億円)

	前連結会計年度	当連結会計年度	比較
連結業務粗利益	1,281	1,209	71
経常利益	1,530	1,851	321
親会社株主に帰属する当期純利益	927	1,289	361
連結総自己資本比率	16.80%	17.87%	1.06%
連結普通株式等Tier1比率	16.22%	17.54%	1.31%

自己調達基盤の拡充に関しましては、社債発行では、3年公募債、5年公募債及び10年公募債を中心とする四半期毎の定例発行を柱としつつ、市場動向や投資家需要に応じて15年スポット債を発行、またMTNプログラムに基づき外貨建て社債も発行（当事業年度における社債（財投機関債）による調達額3,953億円）するなど、取り組みを強化しております。特に、外貨建て社債に関しましては、社会的責任投資債市場の拡大と投資家ニーズの多様化を捉え、平成27年10月に、DBJ環境格付融資及びDBJ Green Building認証制度による認証付与物件向け融資に資金用途を限定した「DBJ」サステナビリティボンドの発行にも取り組んでおります。更に、資金調達の多様化の一環として地域金融機関からのシンジケート・ローンをはじめ、借入による資金調達も継続的に実施しております（当事業年度における財政投融資を除く借入による調達額3,582億円）。

また、ガバナンスにつきましては、平成27年改正法において、新たに特定投資業務や他の事業者との間の適正な競争関係を阻害することのないよう特に配慮することが義務付けられたこと等から、取締役会の諮問機関として、「特定投資業務モニタリング・ボード」を新たに設置するとともに、以前より設置していた「アドバイザー・ボード」を改めて取締役会の諮問機関として位置づけ、その強化を図っております。

<危機対応業務について>

当行は、平成23年3月11日に発生した「東日本大震災」による被害に係るものにつきまして、政府により同年3月12日付で危機認定された後、指定金融機関として直ちに危機対応業務を実施してきております。

なお、当行は、平成27年改正法に基づき、当分の間、危機対応業務を行う責務を有することとなっております。

「東日本大震災に関する事案」や「国際的な金融秩序の混乱に関する事案」等の危機対応業務への取り組みによる平成28年3月末における同業務の実績は、以下のとおりとなっております。

融資額：5兆6,019億円（1,136件）

（注1）平成20年12月以降の危機対応業務としての累計融資額であり、同時点までに日本公庫からの信用供与を受けた金額であります。なお、平成28年3月末における残高は2兆8,203億円であります。

（注2）うち「東日本大震災」に関する融資額は2兆2,100億円（171件）です。

（注3）リスク管理債権残高の危機対応業務に係る残高に対する比率は0.02%です。

損害担保：2,683億円（47件）

（注1）日本公庫より損害担保による信用の供与を受けた融資額及び出資額の合計金額であります。なお、平成28年3月末における残高は82億円であります。

（注2）うち「東日本大震災」に関する融資額は19億円（7件）です。

（注3）危機対応業務に係る株式会社日本航空宛の損害担保契約付融資額670億円のうち470億円（当社の更生手続終結により、平成23年4月に確定した額）については、最終的には同契約に基づき、日本公庫により補てんされております。

（注4）当行の取引先であるマイクロンメモリジャパン株式会社（旧エルピーダメモリ株式会社）に対する債権等の一部については、日本公庫との間で損害担保取引に係る契約を締結しております。損害担保取引に係る契約を締結している当社に対する債権等としては、危機対応業務の実施による損害担保契約付融資額100億円のほか、「産業活力の再生及び産業活動の革新に関する特別措置法」に定める認定事業者に対する出資額284億円（記載金額に利息、損害金等は含まれておりません。）があり、当行は日本公庫に対し、損害担保補償金合計277億円を請求し、既に支払いを受けております。なお、今

後、補償金の支払いを受けた債権について元本に係る回収等を行ったときは、当該回収等に補てん割合を乗じた金額を日本公庫に納付（以下「回収納付」という。）します。

（注5） 損害担保取引に係る契約に基づき、当事業年度において、当行が日本公庫より受領した補償金はありません。また、当行から日本公庫への回収納付の金額は0億円です。

（注6） 当事業年度における取り組み実績はありません。

CP購入額：3,610億円（68件）

（注1） 平成21年1月以降の危機対応業務としての累計CP購入額になります。なお、平成28年3月末における残高はありません。

（注2） 「東日本大震災」に関するCP購入はありません。

（注3） 当事業年度におけるCP購入はありません。

なお、当事業年度における危機対応融資額は1,012億円（7件）であり、融資額全体に占める危機対応融資額の比率は約4%となっております。

<平成27年度（第8期）事業計画における実施方針に基づく危機対応業務の実施状況について>

当行は、平成27年改正法による当行に対する危機対応業務の責務化を受け、平成27年度（第8期）事業計画において、危機対応業務の実施方針（以下「危機対応実施方針」という。）を定めており、当事業年度においては、当該危機対応実施方針に基づき適切に対応を行い、セーフティネット機能を発揮しております。

株式会社日本政策金融公庫法第2条第4号に規定する被害の発生時における対応の状況に関する事項

危機対応業務につきましては、これまで継続的に対応してきております東日本大震災にかかる危機への対応等に加え、新たに「口永良部島（新岳）噴火に係る災害」、「台風18号等による大雨に係る災害」、「台風第21号に係る災害」、「平成28年熊本地震」及び「自動車サプライチェーン等関連中小企業支援対策」が危機認定されたことを受け、以下の相談窓口を設置するなど、危機対応実施方針に基づいて体制を整備し、速やかに対応を行ってきております。

新たに設置した危機対応業務相談窓口

- ・口永良部島（新岳）噴火に係る災害相談窓口（平成27年5月設置）
- ・平成27年台風18号等による大雨に係る災害相談窓口（平成27年9月設置）
- ・平成27年台風第21号に係る災害相談窓口（平成27年10月設置）
- ・平成28年熊本地震に係る相談窓口（平成28年4月設置）
- ・自動車サプライチェーン等関連中小企業支援対策特別相談窓口（平成28年4月設置）

これらの危機につきましては、平成27年改正法による当行に対する危機対応業務の責務化の趣旨を十分に踏まえ、過去の対応等における経験や産業界・政府部門とのネットワークを活かし、引き続き指定金融機関として適時適切に対応して参ります。なお、危機対応にかかる取り組み実績については、上述の<危機対応業務について>をご参照ください。

株式会社日本政策金融公庫法第2条第4号に規定する被害の発生に備えた取組の状況に関する事項

当事業年度においては、平成27年改正法による危機対応業務の責務化の趣旨を踏まえ、平成27年6月に危機対応業務を目的に追記する定款変更を行った上、所要の規程改正や相談窓口の設置などの体制整備等を実施しております。また、それらの情報等については、当行内の連絡機会等を通じ各投融資業務担当部店等に周知徹底するなどの取り組みを実施してきております。

なお、当行は、平成28年3月末時点において累計で101の金融機関と業務提携を締結しており、これらのネットワークを活かし、危機対応業務を含めた業務全般にかかる情報交換等を積極的に行っております。

その他危機対応業務の適確な実施に関する事項

危機対応業務に関しましては、これまで受けた2,065億2,900万円の政府出資等により、必要な財務基盤を確保しながら、危機対応実施方針に基づき、適確に業務を執行してきております。当事業年度における業績の概要については、<当連結会計年度業績の概要>をご参照ください。

<我が国産業の競争力強化に向けた取り組みについて>

新興国の経済成長やグローバル化による競争激化、少子・高齢化に伴う国内経済の成熟化・成長鈍化等が予想される中、我が国企業が競争力を維持・強化するには、新たな事業の創造、事業再編や海外展開がより一層必要なものとなってきております。

当行は、産業金融の中立的な担い手として、我が国産業の競争力強化を後押しするため、企業が有する技術・知的資産等の潜在力を引き出すべく、良質なリスクマネーの供給に努めて参りました。

こうした取り組み実績に加え、今後の我が国産業競争力の強化に向けて、平成25年3月に創設いたしました「競争力強化ファンド」を活用し、新たな価値の創造に向けた企業の取り組みや企業間の戦略的連携等に対して、リスクマネーの供給を実施して参りました。

「競争力強化ファンド」の平成28年3月末における投融資決定の実績としては、取り組み開始からの累計として、1,290億円（12件）となっております。

なお、当行は、平成27年改正法に基づき、我が国の企業競争力強化や地域活性化の観点から、成長マネー（資本性資金・メザニン等）の供給を時限的・集中的に強化する取り組みとして、特定投資業務を開始しており、同業務の開始に伴い、「競争力強化ファンド」は案件の新規採択を終了しております。

<特定投資業務について>

平成27年改正法では、当行において、民間による成長資金の供給の促進を図るため、平成32年度末までの間、地域活性化や企業の競争力の強化に特に資する出資等（特定投資業務）を集中的に実施し、平成37年度末までに当該業務を完了するよう努めることとされており、政府による必要な出資等所要の措置が講じられています。

かかる特定投資業務は、我が国産業競争力の強化に向け、平成25年3月に当行が自主的な取り組みとして設立した「競争力強化ファンド」を強化させるものと考えております。当行としましては、休眠技術の活用や新たな連携の促進といった企業活動を引き続き支援するとともに、特に地域活性化や企業の競争力強化に資するリスクマネー供給に適切に取り組んで参ります。

特定投資業務の平成28年3月末における投融資決定の実績としては、取り組み開始からの累計として、1,039億円（19件）となっております。なお、株式会社日本政策投資銀行の会計に関する省令附則第2条に定める業務別収支計算書については、「第2 事業の状況」「1.業績等の概要」「（参考）特定投資業務に係る業務別収支計算書<単体>」をご参照ください。

また、特定投資業務の積極的な活用に注力するとともに、重層化・複雑化する投資業務についての責任体制の明確化等の観点から、投資全般の統括部署として平成27年6月に「投資本部」を設置しております。

なお、特定投資業務に関し、法令に基づき、政策目的に沿って行われていること、民業補完・奨励及び適正な競争関係が確保されていること等について客観的な評価・監視等を実施するための体制整備として、新たに金融資本市場や産業界など以下の社外有識者で構成される「特定投資業務モニタリング・ボード」を取締役会の諮問機関として設置しております。なお、当事業年度におきましては、1回開催しております。

社外有識者（五十音順、敬称略）

奥 正之（株式会社三井住友フィナンシャルグループ取締役会長）

高木 伸（一般社団法人全国銀行協会副会長兼専務理事）

中西 勝則（株式会社静岡銀行代表取締役頭取）

山内 孝（マツダ株式会社相談役）

横尾 敬介（公益社団法人経済同友会副代表幹事・専務理事）

渡 文明（JXホールディングス株式会社名誉顧問）

<平成27年度（第8期）事業計画における実施方針に基づく特定投資業務の実施状況について>

当行は、平成27年改正法により、民間による成長資金の供給の促進を図る目的で新たに特定投資業務が措置されたことを受け、平成27年度（第8期）事業計画において、特定投資業務の実施方針（以下「特定投資実施方針」という。）を定めており、当事業年度においては、当該特定投資実施方針に基づき適切に対応を行い、成長資金の供給機能の発揮に努めております。

特定投資業務の実施に係る基本的な方針に基づく特定投資業務の実施状況に関する事項

当事業年度においては、平成27年改正法により特定投資業務が新たに措置された趣旨を踏まえ、特定投資業務を目的に追記する定款変更を行った上、特定投資業務規程の制定・認可取得及び所要の規程改正を行っております。また、特定投資業務の積極的な活用に注力するとともに、投資業務についての責任体制の明確化等の観点から、投資全般の統括部署として平成27年6月に「投資本部」を設置するなど所要の体制整備等を実施しております。

特定投資業務につきましては、民間による成長資金の供給の促進を図るため時限的に講じられているものであることを踏まえ、特定投資実施方針に基づき、民業の補完または奨励の徹底、民間金融機関等の資金・能力の

積極的な活用及び民間を中心とした資本市場の活性化の促進、「日本再興戦略改定2015」や「まち・ひと・しごと創生基本方針2015改訂版」などの地域経済の活性化や我が国の企業の競争力の強化のために講じられる関係施策との適切な連携等に留意した業務運営を行い、投融資決定を行ってきております。具体的には、地域金融機関等との共同ファンドの組成（当事業年度においては6件の共同ファンドを創設）等を通じた協働案件の発掘、組成によるノウハウシェアなどの連携の促進に努めております。なお、平成28年3月末における特定投資業務の取り組み実績は、以下のとおりとなっております。併せて、上述の〈特定投資業務について〉もご参照ください。

特定投資業務の投融資決定の実績（平成28年3月末現在）

1,039億円（19件）　うち投融資実績額448億円

（注1）平成28年3月末時点で、投融資実績額448億円に対して誘発された民間投融資額については総額4,171億円となっており、民間金融機関・事業者・投資家等と協働した成長資金供給という目的に関し十分な達成が図られております。

（注2）投融資決定した19件のうち、個別案件への投融資決定件数は13件、共同ファンドの組成決定件数は6件（共同ファンドからの投融資決定件数は1件）となっております。なお、平成27年度の特定投資業務の実績については、当行のホームページに掲載しております。

（http://www.dbj.jp/ja/topics/dbj_news/2016/html/0000022150.html）

一般の金融機関が行う金融及び民間の投資の補完又は奨励に係る措置の実施状況に関する事項

当事業年度においては、民間金融機関等による資金供給のみでは十分な実施が困難な事業に対して率先して資金供給を行うこと、また、民間金融機関等からの出資等による資金を出来るだけ多く確保し協働による成長資金供給の成功事例を積み上げていくことなど、民業の補完または奨励に徹することについて、定款変更のほか所要の規程や体制の整備等を行い、当行内の連絡機会等を通じ、各投融資業務担当部店等に周知徹底するなどの取り組みを実施してきております。また、特定投資業務における民業の補完・奨励及び適正な競争関係の確保等の状況に関する評価・監視のための体制整備として、平成27年6月に「特定投資業務モニタリング・ボード」を設置しております。

特定事業活動に対する金融機関その他の者による資金供給の促進に係る取組の状況に関する事項

民間金融機関等との協働による成長資金供給につき、平成27年改正法等を踏まえ講じた所要の規程や体制に基づき、適切に取り組んできております。

また、当行は、平成28年3月末時点において累計で101の金融機関と業務提携を締結しております。民間金融機関等とは、特定投資業務における取り組み実績での協働に加え、事業の成長や承継にかかるリスクマネー供給を目的とした共同ファンドの組成（当事業年度においては、特定投資業務として創設した6件を含む9件の共同ファンドを創設）等を通じて成長資金供給にかかるノウハウの共有や人材育成等に積極的に取り組んでおります。

特定投資業務の実施状況に係る評価及び監視の結果を踏まえた対応の状況に関する事項

「特定投資業務モニタリング・ボード」につきましては、平成27年9月に準備会合を実施しております。同会合におきましては、特定投資業務を行うに当たって、法令に基づき、政策目的に沿って行われていること、民業補完・奨励及び適正な競争関係が確保されていること等について客観的な評価・監視等を行うために当該ボードが取締役会の諮問機関として設置されたものであるという位置付けの確認を行うとともに、今後の議論においては、民業補完・奨励及び適正な競争関係の確保の状況にかかる検証が重要となる点などについても確認がなされております。

その後、平成27年12月15日に開催した第一回会合におきましては、主に、各案件の適切な事後管理や、地域案件への取り組み推進に関する指摘がなされており、今後については、特定投資業務の各案件について、事業計画の進捗確認を中心に、より一層適切なモニタリングを行うとともに、地域案件については、地域の経済環境や金融環境等も十分考慮し、地域活性化に寄与する案件を採択できるよう、更にきめ細かく適切に対応することとしております。

なお、第二回会合も平成28年6月1日に開催したところであり、その議論等につきましても同様に、今後適時適切に特定投資業務の実施へ反映させて参ります。

その他特定投資業務の適確な実施に関する事項

特定投資業務における他の事業者との適正な競争関係の確保にかかる状況その他の特定投資業務の実施状況を検証するため、全国銀行協会、全国地方銀行協会及び第二地方銀行協会との間で、平成28年3月までに計3回の意見交換を実施してきており、これを踏まえた議論等を「特定投資業務モニタリング・ボード」第一回会合（12月15日開催）で行うとともに、その議論等を踏まえ、特定投資業務の各案件について、事業計画の進捗確認を中心とした一層適切なモニタリングの実施や、地域の経済環境や金融環境等を踏まえた地域案件の採択実施等の対応を措置することとしております。

なお、全国銀行協会、全国地方銀行協会及び第二地方銀行協会とは、平成28年5月にもそれぞれとの間で意見交換を実施しており、それらを踏まえた議論等を「特定投資業務モニタリング・ボード」第二回会合（平成28年6月1日開催）において行ったところであり、その議論等については今後適時適切に特定投資業務の実施へ反映させて参ります。

<成長協創ファシリティについて>

特定投資業務に加えて、成長資金市場創造等に係る当行への期待により一層応えるため、自主的な取り組みとして、将来的な成長資金市場の創造に繋がる取り組みを後押しする「成長協創ファシリティ」を創設し、広く事業者・金融機関・投資家との共同リスクテイクを推進して参ります。

<他の事業者との間の適正な競争関係の確保について>

当行が平成20年10月に株式会社として設立されて以来、当行の経営全般に対する助言等を行う、経営会議の諮問機関としてアドバイザー・ボードを設置しておりましたが、平成27年改正法において、当分の間、当行に対し、その業務を行うに当たって他の事業者との間の適正な競争関係を阻害することのないよう特に配慮することが義務付けられたことから、同ボードを改めて取締役会の諮問機関として位置づけ、民間金融機関との適正な競争関係の確保に関しても従来にも増して重要な事柄として審議・評価を行って頂くこととしております。なお、当事業年度におきましては、2回（当該改組以降は1回）開催しております。同ボードは次の社外有識者及び社外取締役により構成されております。

社外有識者（五十音順、敬称略）

奥 正之（株式会社三井住友フィナンシャルグループ取締役会長）

釜 和明（株式会社IHI相談役）

橘・フクシマ・咲江（G&S Global Advisors Inc. 代表取締役社長）

中西 勝則（株式会社静岡銀行代表取締役頭取）

根津 嘉澄（東武鉄道株式会社代表取締役社長）

（注）上條 清文（東京急行電鉄株式会社相談役）及び張 富士夫（トヨタ自動車株式会社名誉会長）は平成28年6月29日付でアドバイザー・ボード委員を退任し、同日付で根津 嘉澄（東武鉄道株式会社代表取締役社長）及び釜 和明（株式会社IHI相談役）が就任しております。

社外取締役

三村 明夫（新日鐵住金株式会社相談役名誉会長）

植田 和男（東京大学経済学部教授）

<平成27年度（第8期）事業計画における他の事業者との間の適正な競争関係の確保に係る方針に基づく業務の実施状況について>

他の事業者との間の適正な競争関係の確保に配慮した業務運営の方針に基づく業務の実施状況

平成27年度（第8期）事業計画に基づき、市場規律をゆがめたり、徒な規模拡大がなされないよう留意するなど、他の事業者との間の適正な競争関係の確保に向け、適切に業務を運営してきております。

また、業務提携を締結している金融機関とのネットワークを活用し、当行の業務全般について情報交換等を常に行うことで、投融資等の協働等につながるようリレーションの強化にも努めております。

一般の金融機関その他の他の事業者の意見を業務運営に反映させるための取組の状況に関する事項

当行業務運営における他の事業者との適正な競争関係の確保にかかる状況その他の業務の実施状況を検証するため、全国銀行協会、全国地方銀行協会及び第二地方銀行協会との間で、平成28年3月までに計3回の意見交換を実施してきており、主に、当行と民間金融機関との協働をより一層推進して欲しい旨の期待が寄せられており、より多くの地域においてきめ細かな情報提供等を行い、地域の民間金融機関との協働を推進することとしております。

また、当事業年度に開催したアドバイザー・ボードにおいては、主に、特定投資業務の各案件にかかる適切な事後管理や、民間金融機関と協調したリスクマネー供給機能の一層の発揮に関する指摘がなされたところ、

特定投資業務の各案件について、事業計画の進捗確認を中心に、より一層適切なモニタリングを行うとともに、リスクマネー供給市場の拡大を企図し、民間金融機関との協調や適切な競争関係に配慮した取り組みを推進することとしております。

なお、全国銀行協会、全国地方銀行協会及び第二地方銀行協会とは、平成28年5月にもそれぞれとの間で意見交換を実施しており、それらを踏まえた議論等を、平成28年6月20日開催のアドバイザリー・ボードにおいて行ったところであり、その議論等については今後適時適切に業務運営へ反映させて参ります。

その他の事業者との間の適正な競争関係の確保に係る取組の実施状況に関する事項

平成27年度（第8期）事業計画に基づき、民間金融機関やファンド等多様な金融機関との連携強化を引き続き推進しております。

具体的には、特定投資業務における取り組み実績での協働に加え、事業の成長や承継にかかるリスクマネー供給を目的とした共同ファンドの組成（当事業年度においては、特定投資業務として創設した6件を含む9件の共同ファンドを創設）等を通じた連携に取り組んでいるほか、これまでに構築したネットワーク（平成28年3月末時点において累計で101の金融機関と業務提携を締結等）を活用して、地域金融機関5行との間でPPP/PFIセミナーを共催するとともに、地域金融機関7行との間で女性の起業推進等をテーマとしたセミナーの共催・後援等を実施するなど、様々な分野で情報交換等を行うことで、投融資等の協働機会の創出や各地域金融機関が注力する業務分野に応じた新たな業務提携の促進に努めております。

<地域活性化に関する取り組みの強化について>

当行は、第3次中期経営計画において、地域のパートナーとして、地域に応じた活性化に貢献することを業務の重要課題としております。そこで、様々な課題に直面する地域での自立的な取り組みをより一層後押しするため、平成26年9月に「地域みらいづくり本部」を設置するとともに、地域の取り組みを支援し課題へのソリューションを提供すべく、「地域創生プログラム」を創設しました。また、平成26年10月には、地域の活性化に必要な方策及び金融機関に求められる役割などを取りまとめた「地域創生への提言」を公表しました。

「地域創生プログラム」の具体的な事例として、地域活性化のための人材育成を目的に「地域みらいづくり大学校」を開催したほか、業種横断的な協創型ビジネスの創出を支援する「イノベーション・ハブ」を地域に展開しております。このうち、「イノベーション・ハブ」の開催実績としては、当事業年度において43件となっております。また、株式会社民間資金等活用事業推進機構（以下「PFI機構」という。）が中心となって取り組んでいるPPP/PFIの活用拡大については、当行としても地方公共団体の方々を対象にした「PPP/PFI大学校」を開講し、地域を担う人材に対して当行のノウハウ・ネットワークを提供するなどPFI機構との連携を一層推進してきております。この他、「地域貢献型M&Aプログラム」を創設し、地域企業の経営基盤強化や地域のインフラ整備に資する取り組み等、地域の成長に資するM&A案件を支援してきております。

また、平成27年7月には、瀬戸内地域の地方銀行7行等と「瀬戸内ブランド推進体制に関する協定」を締結、平成28年3月には株式会社瀬戸内ブランドコーポレーションに対する出資及び「せとうち観光活性化ファンド」の組成を決定するなど、瀬戸内地域の観光産業の発展を通じた地域活性化を後押ししてきております。

更に、ファイナンス面においても、地域金融機関と協働しファンド組成を通じたリスクマネー供給に係る取り組みを推進していることに加え、平成27年6月に開始した特定投資業務においても、「地域経済の自立的発展」を達成すべき政策目的としており、リスクマネー供給の観点での地域活性化にも積極的に取り組んでおります。

<当連結会計年度業績の概要>

以上のような事業の経過のもと、当連結会計年度の業績につきましては、次のとおりとなりました。

資産の部合計につきましては、15兆9,071億円（前連結会計年度末比4,534億円減少）となりました。このうち貸出金は12兆9,525億円（同比3,087億円減少）となりました。貸出金の減少につきましては、これまでに実行してきました危機対応融資の約定回収が進捗していること等が主な要因となっております。

負債の部につきましては、13兆229億円（同比5,903億円減少）となりました。このうち、債券及び社債は4兆7,279億円（同比1,586億円増加）、借入金金は7兆8,921億円（同比7,060億円減少）となりました。

借入金の減少につきましては、危機対応融資の約定回収等による貸出金の減少に伴い、日本公庫からの借入（ツーステップ・ローン）による借入金金が減少したこと等が、主な要因となっております。

また、支払承諾につきましては、1,801億円（同比126億円増加）となりました。

純資産の部につきましては、2兆8,842億円（同比1,369億円増加）となりました。この増加要因としては、当連結会計年度における親会社株主に帰属する当期純利益の計上が主な要因となっております。

なお当行は、平成27年6月の定時株主総会決議を経て、普通株式への配当（基準日/平成27年3月31日、配当金総額225億円、1株当たり516円、配当性向24.99%）を行っております。

また、当行単体及びファンドを通じて所有する上場有価証券等の評価損益に関しましては、その他有価証券評価差額金に計上しており、当該評価差額金は550億円（同比307億円減少）となりました。

損益の状況につきましては、経常収益は3,586億円（前連結会計年度比195億円増加）となりました。その内訳は、資金運用収益が2,153億円（同比203億円減少）、役員取引等収益が113億円（同比26億円増加）、その他業務収益が95億円（同比35億円減少）及びその他経常収益が1,224億円（同比408億円増加）となりました。

また、経常費用は1,734億円（同比125億円減少）となりました。その内訳は、資金調達費用が1,069億円（同比109億円減少）、役員取引等費用が7億円（同比0億円増加）、その他業務費用が74億円（同比32億円減少）、営業経費が460億円（同比24億円増加）及びその他経常費用が121億円（同比9億円減少）となりました。この結果、経常利益は1,851億円（同比321億円増加）となりました。

経常損益の内容としましては、資金運用収支については1,083億円（同比94億円減少）、役員取引等収支については105億円（同比25億円増加）、その他業務収支については20億円（同比2億円減少）となりました。なお、その他経常収支は1,102億円（同比417億円増加）と大幅増益となりましたが、この要因としては、主に複数の投資案件のEXITによる株式等売却益の増加等によるものです。

これらにより、税金等調整前当期純利益は1,867億円（同比330億円増加）となりました。

また、法人税、住民税及び事業税517億円（同比2億円増加）、法人税等調整額58億円（損）（同比15億円減少）及び非支配株主に帰属する当期純利益1億円（同比18億円減少）を計上いたしました結果、当連結会計年度の親会社株主に帰属する当期純利益は1,289億円（同比361億円増加）となりました。

キャッシュ・フローにつきましては、営業活動によるキャッシュ・フローは危機対応融資の約定回収等による貸出金の減少に伴い借入金も減少した一方、コールローン等は減少したこと等から、1,399億円の収入となりました。投資活動によるキャッシュ・フローは、有価証券の売却・償還等により20億円の収入となりました。また、財務活動によるキャッシュ・フローは、配当金の支払いはあったものの、特定投資業務にかかる産投出資の受け入れ等により425億円の収入となりました。以上の結果、現金及び現金同等物の当連結会計年度末残高は、前連結会計年度末残高に比べて1,837億円増加し、4,230億円となりました。

なお、貸出金等に関しましては、当行は「銀行法」及び「金融機能の再生のための緊急措置に関する法律」（平成10年法律第132号）の対象ではありませんが、金融庁の「金融検査マニュアル」等に準拠した「自己査定基準」に則り、債務者区分及び資産分類を実施しております。その結果、「銀行法」に基づく当行連結ベースの開示債権（リスク管理債権）は824億円（前連結会計年度末比198億円減少）となり、リスク管理債権残高の総貸出金残高に対する比率は0.64%（同比0.13ポイント減少）となっております。

また、当行グループは、長期資金の供給（出融資）業務の単一セグメントであるため、セグメント情報の記載を省略しております。

(1) 国内・海外別収支

種類	期別	国内	海外	相殺消去額 ()	合計
		金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)
資金運用収支	前連結会計年度	115,133	2,705	-	117,839
	当連結会計年度	105,135	3,246	-	108,382
うち資金運用収益	前連結会計年度	232,983	2,705	-	235,689
	当連結会計年度	212,068	3,247	-	215,315
うち資金調達費用	前連結会計年度	117,849	0	-	117,849
	当連結会計年度	106,932	0	-	106,932
役務取引等収支	前連結会計年度	8,216	1,180	1,414	7,982
	当連結会計年度	10,676	1,292	1,441	10,527
うち役務取引等収益	前連結会計年度	8,867	1,314	1,485	8,696
	当連結会計年度	11,388	1,418	1,480	11,326
うち役務取引等費用	前連結会計年度	651	133	71	713
	当連結会計年度	711	126	38	798
その他業務収支	前連結会計年度	2,337	4	-	2,332
	当連結会計年度	2,039	7	-	2,047
うちその他業務収益	前連結会計年度	13,077	6	-	13,084
	当連結会計年度	9,513	12	-	9,526
うちその他業務費用	前連結会計年度	10,740	11	-	10,751
	当連結会計年度	7,474	5	-	7,479

- (注) 1. 「国内」とは、当行及び国内に本店を有する連結子会社(以下「国内連結子会社」という。)であります。
 2. 「海外」とは、海外に本店を有する連結子会社(以下「海外連結子会社」という。)であります。なお、当行には、海外店はありません。
 3. 「国内」、「海外」間の内部取引は「相殺消去額()」欄に表示しております。

(2) 国内・海外別資金運用 / 調達状況
国内

種類	期別	平均残高	利息	利回り
		金額(百万円)	金額(百万円)	(%)
資金運用勘定	前連結会計年度	15,628,187	232,983	1.49
	当連結会計年度	15,098,382	212,068	1.40
うち貸出金	前連結会計年度	13,476,811	203,658	1.51
	当連結会計年度	12,897,444	183,603	1.42
うち有価証券	前連結会計年度	1,555,922	21,004	1.35
	当連結会計年度	1,642,643	20,409	1.24
うちコールローン及び 買入手形	前連結会計年度	151,767	149	0.10
	当連結会計年度	102,051	82	0.08
うち買現先勘定	前連結会計年度	368,921	231	0.06
	当連結会計年度	377,176	226	0.06
うち預け金	前連結会計年度	74,764	51	0.07
	当連結会計年度	79,066	54	0.07
資金調達勘定	前連結会計年度	13,278,557	117,849	0.89
	当連結会計年度	12,878,973	106,932	0.83
うち債券	前連結会計年度	3,023,982	36,488	1.21
	当連結会計年度	3,056,283	35,056	1.15
うちコールマネー及び 売渡手形	前連結会計年度	164	0	0.12
	当連結会計年度	1,502	0	0.01
うち借入金	前連結会計年度	8,971,979	76,788	0.86
	当連結会計年度	8,317,229	66,981	0.81
うち短期社債	前連結会計年度	12,717	12	0.10
	当連結会計年度	120,301	202	0.17
うち社債	前連結会計年度	1,269,700	4,497	0.35
	当連結会計年度	1,383,646	4,623	0.33

(注) 1. 平均残高は、原則として日々の残高の平均に基づいて算出しておりますが、国内連結子会社については、期首及び期末の残高に基づく平均残高を利用しております。
2. 「国内」とは、当行及び国内連結子会社であります。

海外

種類	期別	平均残高	利息	利回り
		金額(百万円)	金額(百万円)	(%)
資金運用勘定	前連結会計年度	164,965	2,705	1.64
	当連結会計年度	186,275	3,247	1.74
うち貸出金	前連結会計年度	66,162	1,246	1.88
	当連結会計年度	68,628	1,533	2.23
うち有価証券	前連結会計年度	98,802	1,459	1.48
	当連結会計年度	117,647	1,713	1.46
うちコールローン及び 買入手形	前連結会計年度	-	-	-
	当連結会計年度	-	-	-
うち買現先勘定	前連結会計年度	-	-	-
	当連結会計年度	-	-	-
うち預け金	前連結会計年度	-	-	-
	当連結会計年度	-	-	-
資金調達勘定	前連結会計年度	-	0	-
	当連結会計年度	-	0	-
うち債券	前連結会計年度	-	-	-
	当連結会計年度	-	-	-
うちコールマネー及 び 売渡手形	前連結会計年度	-	-	-
	当連結会計年度	-	-	-
うち借入金	前連結会計年度	-	0	-
	当連結会計年度	-	0	-
うち短期社債	前連結会計年度	-	-	-
	当連結会計年度	-	-	-
うち社債	前連結会計年度	-	-	-
	当連結会計年度	-	-	-

(注) 1. 平均残高は、期首及び期末の残高の平均に基づいて算出しております。

2. 「海外」とは、海外連結子会社であります。なお、当行には、海外店はありません。

合計

種類	期別	平均残高	利息	利回り
		金額（百万円）	金額（百万円）	（％）
資金運用勘定	前連結会計年度	15,793,152	235,689	1.49
	当連結会計年度	15,284,657	215,315	1.41
うち貸出金	前連結会計年度	13,542,974	204,905	1.51
	当連結会計年度	12,966,072	185,136	1.43
うち有価証券	前連結会計年度	1,654,725	22,463	1.36
	当連結会計年度	1,760,290	22,123	1.26
うちコールローン及び 買入手形	前連結会計年度	151,767	149	0.10
	当連結会計年度	102,051	82	0.08
うち買現先勘定	前連結会計年度	368,921	231	0.06
	当連結会計年度	377,176	226	0.06
うち預け金	前連結会計年度	74,764	51	0.07
	当連結会計年度	79,066	54	0.07
資金調達勘定	前連結会計年度	13,278,557	117,849	0.89
	当連結会計年度	12,878,973	106,932	0.83
うち債券	前連結会計年度	3,023,982	36,488	1.21
	当連結会計年度	3,056,283	35,056	1.15
うちコールマネー及び 売渡手形	前連結会計年度	164	0	0.12
	当連結会計年度	1,502	0	0.01
うち借入金	前連結会計年度	8,971,979	76,788	0.86
	当連結会計年度	8,317,229	66,981	0.81
うち短期社債	前連結会計年度	12,717	12	0.10
	当連結会計年度	120,301	202	0.17
うち社債	前連結会計年度	1,269,700	4,497	0.35
	当連結会計年度	1,383,646	4,623	0.33

(3) 国内・海外別役務取引の状況

種類	期別	国内	海外	相殺消去額 ()	合計
		金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)
役務取引等収益	前連結会計年度	8,867	1,314	1,485	8,696
	当連結会計年度	11,388	1,418	1,480	11,326
うち貸出業務	前連結会計年度	6,170	-	-	6,170
	当連結会計年度	8,647	-	-	8,647
うち保証業務	前連結会計年度	564	-	-	564
	当連結会計年度	633	-	-	633
役務取引等費用	前連結会計年度	651	133	71	713
	当連結会計年度	711	126	38	798

- (注) 1. 「国内」とは、当行及び国内連結子会社であります。
 2. 「海外」とは、海外連結子会社であります。なお、当行には、海外店はありません。
 3. 「国内」、「海外」間の内部取引は「相殺消去額()」欄に表示しております。

(4) 国内・海外別預金残高の状況

該当事項はありません。

(5) 国内・海外別貸出金残高の状況
業種別貸出状況（未残・構成比）

業種別	前連結会計年度		当連結会計年度	
	金額 (百万円)	構成比(%)	金額 (百万円)	構成比(%)
国内（除く特別国際金融取引勘定分）	13,190,896	100.00	12,885,757	100.00
製造業	2,869,995	21.76	2,604,067	20.21
農業，林業	1,013	0.01	184	0.00
漁業	500	0.00	350	0.00
鉱業，採石業，砂利採取業	70,202	0.53	80,845	0.63
建設業	41,753	0.32	35,019	0.27
電気・ガス・熱供給・水道業	3,135,338	23.77	3,256,675	25.27
情報通信業	421,658	3.20	381,174	2.96
運輸業，郵便業	2,467,199	18.70	2,334,224	18.11
卸売業，小売業	969,739	7.35	856,526	6.65
金融業，保険業	571,098	4.33	567,756	4.41
不動産業，物品賃貸業	2,294,801	17.40	2,420,593	18.79
各種サービス業	331,292	2.51	331,835	2.58
地方公共団体	16,304	0.12	16,502	0.13
その他	-	-	-	-
海外及び特別国際金融取引勘定分	70,446	100.00	66,810	100.00
政府等	-	-	-	-
金融機関	-	-	-	-
その他	70,446	100.00	66,810	100.00
合計	13,261,343	-	12,952,567	-

(注) 1. 「国内」とは、当行及び国内連結子会社であります。

2. 「海外」とは、海外連結子会社であります。なお、当行には海外店はありません。

外国政府等向け債権残高（国別）

該当事項はありません。

(6) 国内・海外別有価証券の状況
有価証券残高(未残)

種類	期別	国内	海外	相殺消去額 ()	合計
		金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)
国債	前連結会計年度	253,498	-	-	253,498
	当連結会計年度	227,655	-	-	227,655
地方債	前連結会計年度	-	-	-	-
	当連結会計年度	-	-	-	-
短期社債	前連結会計年度	-	-	-	-
	当連結会計年度	-	-	-	-
社債	前連結会計年度	592,797	-	-	592,797
	当連結会計年度	639,421	-	-	639,421
株式	前連結会計年度	436,112	-	-	436,112
	当連結会計年度	412,370	-	-	412,370
その他の証券	前連結会計年度	501,073	104,422	-	605,496
	当連結会計年度	385,702	137,937	-	523,639
合計	前連結会計年度	1,783,483	104,422	-	1,887,906
	当連結会計年度	1,665,150	137,937	-	1,803,087

(注) 1. 「国内」とは、当行及び国内連結子会社であります。

2. 「海外」とは、海外連結子会社であります。なお、当行には海外店はありません。

3. 「その他の証券」には、投資事業有限責任組合又はそれに類する組合への出資で金融商品取引法第2条第2項により有価証券とみなされるものを含んでおります。

(参考)

特定投資業務に係る業務別収支計算書 < 単体 >

当事業年度 (自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日)

(単位: 百万円)

科 目	特定投資業務	特定投資業務 以外の業務	合 計
経常収益	986	343,923	344,910
資金運用収益	58	216,913	216,972
役務取引等収益	922	9,411	10,333
その他業務収益	-	9,526	9,526
その他経常収益	5	108,072	108,077
経常費用	62	170,179	170,241
資金調達費用	-	106,933	106,933
役務取引等費用	-	391	391
その他業務費用	-	8,296	8,296
営業経費	59	42,341	42,401
その他経常費用	3	12,216	12,219
経常利益	923	173,744	174,668
特別利益	-	70	70
特別損失	-	441	441
税引前当期純利益	923	173,374	174,298
法人税等合計	304	56,127	56,432
当期純利益	618	117,247	117,865

(注記)

1. 業務別収支計算書及び注記の作成の基礎

業務別収支計算書及び注記は、株式会社日本政策投資銀行が、株式会社日本政策投資銀行法（以下「法」という。）附則第2条の19の規定により、特定投資業務と特定投資業務以外の業務の区分ごとの収支の状況及び、当該事業年度の末日において特定投資業務に係る利益又は損失としてその他利益剰余金を特定投資剰余金に振り替える額の算定の過程を記載した書類を財務大臣に提出するとともに、これを公表するために、株式会社日本政策投資銀行の会計に関する省令附則第2条第1項に準拠し、作成している。

業務別収支計算書及び注記の作成に当たり採用した重要な会計方針は、以下の「2. 重要な会計方針」のとおりである。

2. 重要な会計方針

(整理方法)

(1) 次に掲げる収益又は費用は、次の方法により法附則第2条の19各号に掲げる業務に整理。

() 貸倒引当金戻入益及び貸倒引当金繰入額のうち一般貸倒引当金の繰入額及び取崩額 特定投資業務及び特定投資業務以外の業務に係る貸出金の額のうちそれぞれ一般貸倒引当金の計上対象となるものの期首及び期末の平均残高の額の比率により配分。

() 営業経費 特定投資業務に係る貸出金、有価証券（ただし国債は除く。）及び法附則第2条の12第4項第4号に規定する手法を用いた資金供給により取得した債権（貸出金及び有価証券を除く。）の額の合計額の期首及び期末の平均残高の額に株式会社日本政策投資銀行の平均営業経費の額（当該事業年度の直前の事業年度から起算して過去5事業年度の株式会社日本政策投資銀行の営業経費の額を平均したものをいう。）を株式会社日本政策投資銀行の平均投融資残高の額（当該事業年度の直前の事業年度から起算して過去5事業年度の株式会社日本政策投資銀行の貸出金、有価証券（ただし国債は除く。）及び法附則第2条の12第4項第4号に規定する手法を用いた資金供給により取得した債権（貸出金及び有価証券を除く。）の額の合計額の期首及び期末の平均残高の額を平均したものをいう。）で除して得た比率を乗じて得た額（小数点以下を四捨五入するものとする。）を特定投資業務に係

る営業経費の額に整理し、株式会社日本政策投資銀行の営業経費の額から当該乗じて得た額を減じて得た額を特定投資業務以外の業務に係る営業経費の額に整理。

() その他経常収益及びその他経常費用のうち特定投資業務による資金供給の対象である法附則第2条の12第3項第2号に定める特定事業活動を行う事業者であって特定投資業務以外の業務においても資金供給の対象とするものとしてあらかじめ財務大臣に届け出た事業者(投資事業有限責任組合契約に関する法律(平成10年法律第90号)第2条第2項に規定する投資事業有限責任組合に限る。)に係る営業経費及びこれに類する費用(特定投資業務及び特定投資業務以外の業務に係る当該事業者の貸出金、有価証券(ただし国債は除く。))及び法附則第2条の12第4項第4号に規定する手法を用いた資金供給により取得した債権(貸出金及び有価証券を除く。)の額の合計額の当該事業者における期首及び期末の平均残高の額の比率により配分することにより整理。

() 法人税等合計(特定投資業務に係る税引前当期純利益又は税引前当期純損失の額に、特定投資業務に係る法人税法(昭和40年法律第34号)第23条第1項に規定する配当等の額及び同法第23条の2第1項に規定する剰余金の配当等の額を減少した額に法定実効税率を乗じて得た額を特定投資業務に係る法人税等合計の額に整理し、株式会社日本政策投資銀行の法人税等合計の額から当該乗じて得た額を減じて得た額を特定投資業務以外の業務に係る法人税等合計の額に整理。

(2)(1)に掲げる収益又は費用以外のものは、法附則第2条の19各号に掲げる業務に直接整理。

(参考)

業務別収支計算書及び注記に係る監査報告書

独立監査人の監査報告書

平成28年5月13日

株式会社 日本政策投資銀行

取締役会 御中

有限責任監査法人 トーマツ

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	梅津 知充	印
--------------------	-------	-------	---

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	吉田 波也人	印
--------------------	-------	--------	---

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	石坂 武嗣	印
--------------------	-------	-------	---

当監査法人は、株式会社日本政策投資銀行の会計に関する省令（以下、「省令」という）
附則第2条第3項の規定に基づき、株式会社日本政策投資銀行の平成27年4月1日から平成28年3月31日までの
第8期事業年度の業務別収支計算書及び注記（以下併せて、「収支計算書」という）について監査を行った。

収支計算書に対する経営者の責任

経営者の責任は、省令附則第2条第1項に準拠して収支計算書を作成することにある。経営者の責任には、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない収支計算書を作成するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から収支計算書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に収支計算書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、収支計算書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による収支計算書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、収支計算書の作成に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め収支計算書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の収支計算書が、すべての重要な点において、省令附則第2条第1項に準拠して作成されているものと認める。

収支計算書の作成の基礎

収支計算書は、株式会社日本政策投資銀行が株式会社日本政策投資銀行法附則第2条の19の規定により、財務大臣に提出するとともに、これを公表するために、省令附則第2条第1項に準拠して作成されており、したがって、それ以外の目的には適合しないことがある。当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

その他の事項

株式会社日本政策投資銀行は、上記の収支計算書のほかに、平成28年3月31日をもって終了する事業年度について、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠した計算書類及びその附属明細書を作成しており、当監査法人は、これらに対して平成28年5月13日に別途、監査報告書を発行している。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

-
- (注) 1. 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当行が別途保管しております。
2. 収支計算書は、株式会社日本政策投資銀行の平成27年4月1日から平成28年3月31日までの第8期事業年度に係る財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等計算書、重要な会計方針及びその他の注記には含まれておりません。
3. 収支計算書は、有限責任監査法人トーマツによる会社法第436条第2項第1号及び金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明の対象ではありません。

(自己資本比率の状況)

当行は、銀行法第14条の2の適用を受けておりませんが、自己資本比率告示に基づく自己資本比率を算出する等、当該趣旨に準じた対応を図っております。

なお、本表は、全国銀行協会の雛形に則した表示としております。

(参考)

自己資本比率は、「銀行法第14条の2の規定に基づき、銀行がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準」(平成18年金融庁告示第19号。以下「告示」という。)に定められた算式に基づき、連結ベースと単体ベースの双方について算出しております。

なお、当行は、国際統一基準を適用のうえ、信用リスク・アセットの算出においては標準的手法を、オペレーショナル・リスク相当額の算出においては基礎的手法を採用しており、マーケット・リスク規制は導入していません。

連結自己資本比率(国際統一基準)

(単位:億円、%)

	平成28年3月31日
1. 連結総自己資本比率(4/7)	17.87
2. 連結Tier 1比率(5/7)	17.54
3. 連結普通株式等Tier 1比率(6/7)	17.54
4. 連結における総自己資本の額	28,434
5. 連結におけるTier 1資本の額	27,911
6. 連結における普通株式等Tier 1資本の額	27,905
7. リスク・アセットの額	159,086
8. 連結総所要自己資本額	12,726

単体自己資本比率(国際統一基準)

(単位:億円、%)

	平成28年3月31日
1. 単体総自己資本比率(4/7)	16.85
2. 単体Tier 1比率(5/7)	16.54
3. 単体普通株式等Tier 1比率(6/7)	16.54
4. 単体における総自己資本の額	28,135
5. 単体におけるTier 1資本の額	27,614
6. 単体における普通株式等Tier 1資本の額	27,614
7. リスク・アセットの額	166,952
8. 単体総所要自己資本額	13,356

(資産の査定)

当行は、「銀行法」及び「金融機能の再生のための緊急措置に関する法律」(平成10年法律第132号)の対象ではありませんが、金融庁の「金融検査マニュアル」等に準拠した「自己査定基準」に則り、債務者区分及び資産分類を実施しております。

格付及び資産自己査定の実施にあたっては、投融資部門から独立した審査部がこれを決定し、資産自己査定結果については取締役会に報告しております。

(参考)

資産の査定は、「金融機能の再生のための緊急措置に関する法律」(平成10年法律第132号)第6条に基づき、当行の貸借対照表の社債(当該社債を有する金融機関がその元本の償還及び利息の支払の全部又は一部について保証しているものであって、当該社債の発行が金融商品取引法(昭和23年法律第25号)第2条第3項に規定する有価証券の私募によるものに限る。)、貸出金、外国為替、その他資産中の未収利息及び仮払金、支払承諾見返の各勘定に計上されるもの並びに貸借対照表に注記することとされている有価証券の貸付けを行っている場合のその有価証券(使用貸借又は貸借契約によるものに限る。)について債務者の財政状態及び経営成績等を基礎として次のとおり区分するものであります。

1. 破産更生債権及びこれらに準ずる債権

破産更生債権及びこれらに準ずる債権とは、破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権をいう。

2. 危険債権

危険債権とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権をいう。

3. 要管理債権

要管理債権とは、3ヵ月以上延滞債権及び貸出条件緩和債権をいう。

4. 正常債権

正常債権とは、債務者の財政状態及び経営成績に特に問題がないものとして、上記1から3までに掲げる債権以外のものに区分される債権をいう。

資産の査定額

債権の区分	平成27年3月31日	平成28年3月31日
	金額(億円)	金額(億円)
破産更生債権及びこれらに準ずる債権	5	29
危険債権	793	522
要管理債権	217	278
正常債権	135,047	132,434

2【生産、受注及び販売の状況】

「生産、受注及び販売の状況」は、当行グループにおける業務の特殊性のため、該当する情報がないので記載していません。

3【対処すべき課題】

当行グループにおける、具体的な対処すべき課題といたしましては、以下のとおりであります。

<平成27年改正法を踏まえた対応>

平成27年改正法が平成27年5月20日に公布・施行されました。平成27年改正法につきましては、「第1企業の概況」「3.事業の内容」「根拠法改正等について」をご参照ください。

政府において成長資金の供給や危機に対応する資金の供給が緊急かつ重要な課題として位置づけられる中、平成27年改正法の内容は、当行の第3次中期経営計画の方向性に合致しているものと考えております。

当行としましては、引き続き、我が国の持続的成長にさらに貢献すべく、第3次中期経営計画に掲げた取り組みを着実に進めて参ります。

<第3次中期経営計画の推進>

第3次中期経営計画の位置づけと考え方

当行は、投融資一体型の金融サービスを提供するオンリーワンの金融機関として、多様なステークホルダーの皆様からの期待・信頼に応えることを目指しており、「課題先進国」日本の持続的な成長に貢献するために、「良質なリスクマネーの供給」と「独自のナレッジの創造・提供」を通じて、多様な金融プレーヤーと共に円滑な市場を形成するとともに、新たな事業フロンティアの開拓や少子・高齢化に対応したまちづくり等、日本の課題を長期的な視点でとらえ、その解決に向け着実に取り組んで参ります。

その実施プロセスとして、長期的視点に立った良質なリスクマネーの供給とナレッジの提供により当行に期待される役割を果たし、日本の持続的な成長と株式会社としての中長期的な成長を実現するため、上記取り組みの第一歩として、第2次中期経営計画における取り組み等を踏まえ、平成26年度から平成28年度を対象とする第3次中期経営計画を策定しております。当計画において定めた目標を実現すべく、「主要な取り組み」を粘り強く進めて参ります。

第3次中期経営計画の基本方針

当行は、第3次中期経営計画の3年間において、長期的な少子・高齢化等の我が国が抱える構造問題を踏まえ、産業の競争力強化や新たな事業フロンティアの開拓を通じた成長への貢献、インフラ老朽化への対応やエネルギー供給態勢の再構築支援等インフラ・エネルギー分野への戦略的対応、地域の方々とともに取り組む地域に応じた活性化及び震災復興への貢献をはじめ、自然災害や国際的な経済混乱の伝播等危機に対するセーフティネットとしての役割の発揮に努めることで、「課題先進国」日本の持続的成長力の強化に貢献致します。

主要な取り組み及び取り組みを通じて発揮する機能

主要な取り組みとして、以下の4つを挙げております。

(1)成長への貢献

- 我が国産業の国際競争力強化に向けて、新たな事業創造や事業再編・M & A、グローバル化への対応を支援致します。また、環境、ヘルスケア、女性活躍の場創造等の成長分野支援に取り組めます。

(2)インフラ・エネルギー

- 安全な交通ネットワーク等の整備・街づくり等に加えて、老朽化した公共インフラの更新に取り組めます。また、エネルギー供給態勢の再構築支援等に対応して参ります。

(3)地域に応じた活性化

- 地域のお客様、投資家及び一般の金融機関とともに、地域の特性に応じた活性化に取り組めます。

(4)セーフティネットの強化

- 危機発生時には、危機対応業務や自主的な取り組みを迅速かつ円滑に実施致します。

また、上記の主要な取り組みを通じて、以下の3つの機能を発揮します。

(1)リスクシェアファイナンス

- 一般の金融機関や企業等とともに、協調投融資等を通じて適切なリスクシェアを推進致します。

(2)市場活性化ファイナンス

- 地域金融機関や年金基金等の機関投資家の皆様とともに、シンジケートローン・アセットマネジメント等を通じ、その資金運用の機会を分かちあい、新たな資金循環を創造致します。

(3)ナレッジバンク

- ・ 中立的なネットワークを活かして、新しいビジネスの「場」の創造等による触媒機能を発揮致します。

<危機対応業務等への取り組み（震災対応等）>

危機対応業務については、当行は指定金融機関として行ってまいりましたが、平成27年改正法において、当分の間、当行による実施が義務付けられるとともに、その適確な実施のための政府出資（交付国債の償還によるものを含む。）に係る期限の延長等所要の措置が講じられています。かかる危機対応業務については、当行が企業理念として掲げるパブリックマインド等にも合致しており、今後とも着実に取り組むべきものと考えております。

特に、我が国の産業・社会インフラ・地域に未曾有の被害をもたらした「東日本大震災」に関しましては、平成28年度から復興期間（10年間）後半の「復興・創生期間」へ移行することも踏まえ、引き続き復興に向けた取り組みを支援するとともに、平成28年4月に発生した「平成28年熊本地震」についても、過去の震災対応等における経験や産業界・政府部門とのネットワークを活かし、危機対応業務等を適切に遂行して参ります。

危機対応業務につきましては、「第2 事業の状況」「1.業績等の概要」<危機対応業務について>をご参照ください。

<特定投資業務への取り組み>

平成27年改正法では、当行において、民間による成長資金の供給の促進を図るため、平成32年度末までの間、地域活性化や企業の競争力の強化に特に資する出資等（特定投資業務）を集中的に実施し、平成37年度末までに当該業務を完了するよう努めることとされており、政府による必要な出資等所要の措置が講じられています。

かかる特定投資業務は、我が国産業競争力の強化に向け、平成25年3月に当行が自主的な取り組みとして設立した「競争力強化ファンド」を強化させるものと考えております。当行としましては、休眠技術の活用や新たな連携の促進といった企業活動を引き続き支援するとともに、特に地域活性化や企業の競争力強化に資するリスクマネー供給に適切に取り組んで参ります。

特定投資業務につきましては、「第2 事業の状況」「1.業績等の概要」<特定投資業務について>をご参照ください。

4【事業等のリスク】

以下において、当行グループ（当行並びにその連結子会社）の事業その他に関するリスク要因となる可能性があると考えられる主な事項を記載しております。また、必ずしもそのようなリスク要因に該当しない事項についても、投資者の投資判断上、重要であると考えられる事項については、投資者に対する積極的な情報開示の観点から以下に開示しております。なお、当行は、これらのリスク発生の可能性を認識した上で、発生の回避及び発生した場合の適切な対応に努める所存であります。

本項においては、将来に関する事項が含まれておりますが、当該事項は本有価証券報告書提出日現在において当行グループが判断したものであります。

(1) 日本政府の政策が当行組織の在り方に及ぼす影響について

当行は、平成18年5月に国会において成立した行政改革推進法及び政策金融の抜本的な改革の一環として、平成19年6月6日に国会において成立したDBJ法に基づき、旧DBJの財産の全部（DBJ法附則第15条第2項の規定により国が承継する資産を除く。）を現物出資により引継ぎ、また同法附則第15条第1項の規定に基づき、旧DBJの一切の権利及び義務（DBJ法附則第15条第2項の規定により国が承継する資産を除く。）を承継して平成20年10月1日に設立されました。

現在は、当行株式の100%を政府が保有しているため、当行の業務及び財政状態は政府の政策の影響を受ける可能性があります。

平成27年5月20日に公布・施行された平成27年改正法に基づき、当行の完全民営化の方針を維持しつつ、大規模な災害や経済危機等に対処するための資金の供給確保に万全を期すとともに、地域経済の活性化や企業の競争力強化等に資する成長資金の供給を促進する観点から、民間における金融の現状等を踏まえて、以下のとおり、所要の措置が講じられております。

1. 危機対応業務

当分の間、当行による危機対応業務を義務付け、その適確な実施のための政府出資（交付国債の償還によるものを含む。）に係る期限の延長等を実施。

2. 特定投資業務

当行は、民間による成長資金の供給の促進を図るため、平成32年度末までの間、地域活性化や企業の競争力の強化に特に資する出資等（「特定投資業務」）を集中的に実施し、平成37年度末までに当該業務を完了するよう努めることとし、政府は、このために必要な出資等を実施。

（ ）なお、特定投資業務については、一般の金融機関が行う金融及び民間の投資を補完し、又は奨励することを旨とすることとされている。

3. 政府による株式の保有等

上記の1・2の業務に関する措置を講ずる間、各業務の適確な実施を確保する観点から、政府に対し、危機対応業務に対応して発行済株式の3分の1を超える株式、特定投資業務に対応して発行済株式の2分の1以上の株式の保有を義務付ける。

4. 適正な競争関係の確保

当分の間、当行に対し、その業務を行うに当たって、他の事業者との間の適正な競争関係を阻害することのないよう特に配慮することを義務付ける。

（ ）特に、特定投資業務の遂行に当たっては、金融機関をはじめとする関係者とより一層の円滑な対話を進める。

こうした当行組織の在り方に関する政府の政策により、当行業務及び組織は影響を受ける可能性があります。

(2) 危機対応業務の遂行に伴う当行業績への影響について

危機対応業務は内外の金融秩序の混乱、大規模災害等の危機発生時において、政府が指定する金融機関（指定金融機関）が株式会社日本政策金融公庫法（平成19年法律第57号。その後の改正を含む。）に基づき、日本公庫からのリスク補完等を受け、危機に対処するために必要な資金を供給する業務として、平成20年10月1日より開始されているものです。

平成20年秋以降の世界的な金融・経済危機による企業の資金繰りの悪化に対する対応策として、政府は同年10月30日に策定された経済対策「生活対策」において「商工中金、政投銀による金融危機対応業務の発動」を掲げ、同年12月11日には「国際的な金融秩序の混乱に関する事案」の危機認定を行っています。

さらに平成20年12月19日に策定された経済対策「生活防衛のための緊急対策」において予算枠の拡充・C P（コマーシャルペーパー）購入業務の追加等を含む「日本政策金融公庫の危機対応業務を活用した中堅・大企業の資金繰り対策」が掲げられました。これを受け、平成21年1月27日には平成20年度二次補正予算が成立し予算枠が拡充された他、同年1月30日にはC P購入業務の追加等を含む政省令の改正等が行われました。

加えて、同年4月10日に公表された「経済危機対策」において、中堅・大企業向け危機対応業務として計15兆円という大規模な危機対応業務が具体的施策として掲げられました。さらにその後、同年5月29日には平成21年度補正予算が成立し、同年6月26日に国会において成立したD B J法改正法においては、政府出資による当行の財務基盤強化（出資対象期間は平成24年3月末日まで）により、危機対応業務の円滑な実施が可能となるよう対策が講じられました。

これを受け、同年9月24日には、措置された政府出資枠3,500億円及び交付国債1兆3,500億円のうち、政府出資枠3,500億円の一部として、同年6月末日までの危機対応業務の実績に対応する分について、株主割当の方法により普通株式2,064,640株を1株当たり払込金額5万円（払込金額総額1,032億3,200万円）で発行したことに加え、以降の危機対応業務の実績等に対応する分についても、平成22年3月23日に株主割当の方法により普通株式1,559,240株を1株当たり払込金額5万円（払込金額総額779億6,200万円）で発行しております。発行した株式については、全部を政府に割り当てており、全額を資本金としております。

当該業務として実施した中堅・大企業向け融資及びC P購入に関して生じる恐れのある損失の一部については、日本公庫との損害担保取引により補填される枠組みも措置されておりますので、当行としては、この損害担保取引の枠組みを適切に活用していく所存です。しかしながら、当該損害担保取引は損失の全額を補填するものではないこと等から、投融資先の予期せぬ業績の悪化及び倒産等、想定外の事由が発生した場合には、当行の業績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

また、平成23年3月11日に発生した「東日本大震災」による被害に係るものにつきまして、政府により同年3月12日付で危機対応業務の対象に追加されております。当該対象の追加に係る通知にて、危機対応業務の実施期間は再延長されております（一方で、「国際的な金融秩序の混乱に関する事案」等の実施期間については、平成23年3月末日までにて終了しております）。

併せて、財特法の特例により、「東日本大震災」による被害に対処するために当行が行う危機対応業務の円滑な実施のために行われる増資等については、対象期間が「平成27年3月末日まで」と読み替えられ適用されることとなっております。

D B J法改正法及び平成21年度補正予算に基づき措置された交付国債1兆3,500億円について、「東日本大震災」に係るものを含む危機対応業務の実施状況を踏まえ、D B J法の規定に基づき、平成23年12月7日に交付国債

61億7,000万円、平成24年6月6日に同105億2,800万円、平成24年12月6日に同86億3,700万円の償還が行われ、交付国債の額面金額が同額ずつ減少するとともに、当行の資本金が同額ずつ増加しております。

また、上記とは別に、平成24年3月23日に震災復興に係るリスクマネー供給の円滑な実施のために必要な財務基盤を確保する目的で、株主割当による増資を行った結果、資本金が4億2,400万円増加しております。

さらに、平成27年5月20日に公布・施行された平成27年改正法においては、大規模な災害や経済危機等に対処するための資金の供給確保に万全を期すという観点から、当分の間、当行による危機対応業務の実施が義務付けられるとともに、当行が行う危機対応業務の円滑な実施のために行われる増資等についても延長措置がなされております。なお、危機対応業務の適格な実施のために政府が出資した金額の累計額2,065億円については、D B J法附則第2条の22等の規定に基づき、資本金から危機対応準備金への振替を実施しております。

今後についても、「東日本大震災」による被害に対処するため等の危機対応業務の遂行による与信残高の増加、それに伴う総資産の増加及び交付国債の償還による当行の財務基盤強化等が、当行の自己資本比率をはじめとする各経営指標にも影響を及ぼす可能性があります。

(3) 特定投資業務の遂行に伴う当行業績への影響について

平成27年5月20日に公布・施行された平成27年改正法に基づき、民間による成長資金の供給の促進を図るため、地域活性化や企業の競争力の強化に特に資する業務（特定投資業務）を集中的に実施してきております。

これを受けて、当行は、D B J法附則第2条の14第1項の規定に基づく政府出資払込みを受けており、当該出資金額については、D B J法附則第2条の23第2項の規定により、全額を特定投資準備金に計上しております。

当該業務の遂行に伴う当行の業績及び財政状態への影響については、「(10)投資が期待する利益を生まない可能性について」をご参照ください。

(4) 金利の変動によるリスクについて

当行は、その収益の大半を貸出金、有価証券及びその他の利息収入を生む資産等に係る受取利息・配当金と債券・社債、借入金及びその他の有利子負債に係る支払利息との差額から得ております。当行の貸出資産等と有利子負債の満期及び価格決定方法は異なるため、金利の変動により貸出資産等からの受取利息及び有利子負債からの支払利息に生じる変動は同等とはなりません。よって当行が金利の変動に迅速に対応できない場合は、その収益性に悪影響を及ぼす可能性があります。当行が実施している金利リスクに関連するヘッジは、かかるリスクの一部のみをカバーするだけに留まる可能性があります。

また、金利の上昇により、変動金利融資をしている貸出先の一部は、増加した利息支払に応じることができない可能性があり、当行において貸出需要の減少又は不良債権の増加を招く可能性があります。かかる事態の進展は、当行の業績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

(5) 外国為替相場の変動によるリスクについて

旧D B J及び当行が発行した債券・社債の大半は円建てではありますが、一部の債券・社債は外貨建てとなっております。よって旧D B Jが発行した債券に基づく債務の全部を承継した当行は、当行が発行した外貨建て債券・社債を含め、外貨建ての資金調達及び投融資から生ずる為替リスクも負っています。

当行は、外国為替レートの変動による影響を抑えるために、為替スワップ取引等の実施により為替ヘッジ活動を行っておりますが、かかる方法が有効であるという保証はなく、より長期的な為替レートの変動は、当行の業績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

また、外国為替決済に関するタイムラグが存在する場合には、決済リスクも負っています。外国為替決済リスクについては、当行が一般的に許容される程度以上の決済リスクを負わないよう十分留意して取引を執行し、又は契約等を締結することをリスク管理方針に定めておりますが、かかるリスクの一部のみをカバーするだけに留まる可能性があります。そのため当該リスクにより、当行の業績及び財政状態は影響を受ける可能性があります。

(6) 流動性リスクについて

流動性リスクは、資金流動性リスクと市場流動性リスクに大別されます。

当行は、資金の回収と当行の返済債務との間の回収・返済ギャップが過大となり資金調達に困難が生じたり、又は資金繰りの中で突発的な事象が発生する可能性若しくは緊急時に十分な資金を調達できず資金繰りが破綻する可能性がある資金流動性リスクを負っています。

旧D B Jは、政策金融機関として国の財政投融资計画に基づく安定的な資金調達基盤を有しておりました。また当行は、今後も完全民営化までの移行期間中については、政府保証債の発行や財政融資資金借入が可能となる措置がなされております。

当行は、これまでも綿密な資金収支予定管理、手元流動性の確保、多数の市中金融機関との間で設定した当座貸越枠設定等の対応を行っておりますが、不測の事態等において資金調達費用が増加する等の可能性があります。

一方、市場商品又は将来市場において売却等を想定する商品については、市場流動性リスクを負っています。これらの取り扱いについて、当行はそのリスクについて十分な認識の上、投融資の取り組みを行い、また取得した商品の管理を行うことをリスク管理方針に定めておりますが、かかるリスクの一部のみをカバーするだけに留まる可能性があります。そのため当該リスクにより、当行の業績及び財政状態は影響を受ける可能性があります。

(7) 景気変動によるリスクについて

金利・株価の変動を含む世界の経済状況、地政学的リスク及び日本国内の景気動向や不動産価格の変動等に影響を与えるその他の要因により景気が悪化した場合、当行業務の特性並びに貸出金及び有価証券ポートフォリオの信用力の悪化により、当行の業績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

(8) 信用リスクについて

当行は、景気の動向や不動産価格の変動等を背景に、投融資先の経営状況が悪化して資産の価値が減少ないし消滅する可能性がある信用リスクを負っています。これまでも貸倒引当金の適正な計上、不良債権のオフバランス化をはじめ、不良債権への対応を着実に進めてきましたが、以下のような場合又は想定外の事由が発生した場合には、より資産価値が劣化する可能性があります。

- ・国内外の景気の悪化
- ・不動産価格又は株価の下落
- ・企業の倒産又は自己破産の増加
- ・当行からの借入人が破産した場合又は経済的な困難に直面した場合に、その債務に関して債務免除又はその他の救済措置が必要となった場合
- ・ローン・ポートフォリオの内容が予想以上に悪影響を受けた場合
- ・大口融資先の信用力に関する問題が表面化した場合

平成28年3月末時点における連結ベースでのリスク管理債権残高の総貸出金残高に対する比率は0.64%となっております。なお、リスク管理債権に対する保全率は引き続き高水準を堅持しております。

(9) 貸倒引当金が将来の損失を十分に補えない可能性について

当行の貸倒引当金は、過去の貸倒れの経験並びにそのローン・ポートフォリオの特徴、内容及び実績、担保、保証、並びにその他の適切な指標に基づいて設定されております。しかしながら実際の貸倒れが現時点の予想を上回った場合、現時点の貸倒引当金は不十分となる可能性があります。

国内、国外を問わず景気が悪化した場合、さらには当行が保有する担保の価値が下落した場合、法令、監査基準若しくはその他の変更に伴い、当行が貸倒引当金を設定する基準を改訂した場合、又はその他の要因により予想以上に悪影響を受けた場合、当行は追加の貸倒引当金を必要とする可能性があります。当行の業績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

(10) 投資が期待する利益を生まない可能性について

当行は、随時、自ら直接的に又はシンジケート若しくはコンソーシアムの構成員として間接的に株式投資及び融資を含む様々な形態の投資を行っております。当行は、利益を得ることができると考える場合に投資を行っておりますが、実際の結果は当行の期待よりも著しく低い可能性があり、投資の元本を失う可能性があります。

(11) 第三セクターの業績悪化による影響の可能性について

当行の貸出金及び投資ポートフォリオには、公共のプロジェクト及び「第三セクター」と呼ばれる地方公共団体等の出資を受けている先が貸出及び投資対象として含まれております。

第三セクターの事業は、高い公共性を有し、回収に長期間が必要であるため、当該セクターのリスク管理債権比率は他の貸出先よりも高いものとなっております。

第三セクターの業績に著しい悪化があった場合又は担保の価値が減少した場合、当行のクレジットコストは増加する可能性があります。当該コストの増加は、当行の業績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

(12) リスク管理方針及び手続が特定されていないリスク又は予期されていないリスクに十分に対応できない可能性について

当行は、信用リスク、市場リスク及び流動性リスクを含むあらゆるリスクに対応するためのリスク管理方針及び手続を策定し、実施してきております。それにもかかわらずリスクを特定、監視及び管理するための方針・手続は、十分に効果的ではない可能性があります。

これらのリスクを管理する際、適切に記録し、膨大な数の取引及び事象を検証する必要がありますが、かかる方針及び手続は一定の状況下では十分に有効ではない可能性があり、全ての予期されないリスクを管理するには十分に効果的ではない可能性があります。当行のリスク管理システムが不適切又は不十分である場合、当行は、信用リスク、市場リスク、流動性リスク及びその他のリスクの影響を受ける可能性があります。

(13) 金融機関に適用される法令を含むあらゆる法令の規制を受ける可能性について

当行は、銀行法の適用を受ける金融機関ではありません。しかしながら、現状において金融機関として、多くの規則に服し、また規制監督を受けております。当行は、有効な規制及び関連する規制リスク（法令、規制、政策、会計基準及び自主的行動規範の変更による影響を含む。）並びにその解釈及びその施行の影響を受け、業務を行っております。

法令、規制、政策、会計基準、自主的行動規範又は財務上若しくはその他の方針の将来における進展又は変更及びそれらの影響は、完全には予測不可能であり、当行により制御しきれるものではなく、それらの影響を排除することはできないものであります。上記のいずれの変更も、当行の業績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

(14) 格付低下及び市場関係者の当行に対する認識の変化に伴うリスクについて

格付けの低下や否定的な報道等により市場関係者の当行に対する認識が悪化した場合には、資金調達コストの上昇や資金調達の困難化、既存取引の解約等を通じて、当行の業績及び財政状態に悪影響を与える可能性があります。なお、格付けの水準は、当行から格付機関に提供する情報の他、格付機関が独自に収集した情報に基づいており、常に格付機関による見直し・停止・取下げが行われる可能性があります。

(15) システムリスクについて

当行の情報システムは、日々の当行事業の根幹を成し、その信頼性は必要不可欠なものとなっております。当行は、日頃からシステムの安定的な稼働の維持に努めるとともに、コンティンジェンシープランを作成し、不測の事態に際しても迅速かつ安全に業務継続可能な体制整備を行っております。

但し、地震及びその他の自然災害、人為的ミス、事故、停電、外部からの不正アクセス、コンピュータウィルス、通信事業者等第三者からの支援サービス喪失等の要因によってシステム障害又は誤作動等が発生する可能性があります。これらシステムリスクが顕在化した場合には、予期せぬ損失を生み、当行の業績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

(16) 事務リスクについて

当行は、役職員が正確な事務を怠るか、又は事故・不正等が発生することにより損失を被る事務リスクを負っております。これまででも事務手続における相互チェックの徹底、教育・研修の実施をはじめ、事務リスクの軽減・防止に努めてきましたが、不測の事態等においてそれに応じた損失が発生する可能性があります。

(17) 業務範囲の拡大に伴うリスクについて

当行は、DBJ法第3条に定める範囲内において、新たな業務を手がけることが可能であります。しかしながら、新たに拡大した業務で発生するリスクについては、当行は限定された知識・経験しか有しておらず、予期せぬリスクが生じた場合には十分な対応策を講じることができない可能性があります。その結果、当行が当該業務範囲において事前に予想していた成果を達成できず、当行の業績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

例えば、平成26年度から平成28年度を対象とした第3次中期経営計画においても日本経済・産業・企業のグローバル化への対応として、海外業務への取り組みを掲げており、同業務の範囲の拡大による外貨建資産・負債に係る金利及び為替リスク、現地の税制・規制の変更リスク、社会・政治・経済情勢が変化するリスク、海外業務に精通した職員の確保・育成に伴う時間的な制約のリスク等に直面する可能性があります。

その結果、事前に想定していた成果を達成することができない可能性があります。

(18) 金融市場における競合・競争について

当行は、「一般金融機関が行う金融等を補完し、又は奨励すること」という旧DBJの目的とは異なり、「出資と融資を一体的に行う手法その他高度な金融上の手法を用いることにより、長期の事業資金に係る投融資機能を発揮し、長期の事業資金を必要とするお客様に対する資金供給の円滑化及び金融機能の高度化に寄与すること」という目的を掲げております。

現在、一般金融機関は、シニアローン等を中心に提供する商業銀行と、メザニン・エクイティを提供するプライベート・エクイティ・ファンドや一部投資銀行などに二分化されております。

当行は、両者の提供するサービスを一体的かつ相応の規模をもって提供できることが差別化要因であり、またシニアローンを中心とした銀行とは適切なリスクシェアを行うことができるモデルであることから、メガバンク等との競争に巻き込まれにくいビジネスモデルを標榜しておりますが、国内、国外を問わず金融サービス市場は極めて競争の激しいものとなっております。

こうした中、平成27年5月20日に公布・施行された平成27年改正法においては、危機対応業務及び特定投資業務に関する措置を講ずる間、当行に対し、他の事業者との間の適正な競争関係を阻害することのないよう特に配慮することを義務付けております。

当行としましては、平成27年改正法の趣旨を踏まえ、適正な業務運営を実施して参りますが、金融市場における競合・競争が当行の業績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

5【経営上の重要な契約等】

該当事項はありません。

6【研究開発活動】

該当事項はありません。

7【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

前連結会計年度（平成26年4月1日から平成27年3月31日）及び当連結会計年度（平成27年4月1日から平成28年3月31日まで）の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析は、以下のとおりであります。

1 経営成績の分析

(1) 損益の状況<連結>

当連結会計年度は、資金利益については、貸出金残高の減少や利幅縮小等により1,083億円（前連結会計年度比94億円減少）、役務取引等利益については、投融資関連手数料の増加等により105億円（同比25億円増加）となり、連結業務粗利益は1,209億円（同比71億円減少）となりました。これから営業経費を控除した結果、連結業務純益（一般貸倒引当金繰入前）は749億円（同比96億円減少）となりました。なお、一般貸倒引当金の繰入が生じなかったため、連結業務純益（一般貸倒引当金繰入後）も749億円（同比96億円減少）となりました。

また、危機対応融資の約定回収の進捗等に加え貸倒実績率の低下に伴う貸倒引当金戻入益の計上や大口投資案件のEXIT等による株式等関係損益の伸長等が主要因となり、臨時損益が1,102億円（同比417億円増加）となった結果、経常利益は1,851億円（同比321億円増加）となりました。特別損益は15億円（同比9億円増加）と大きな動きはなく、税金等調整前当期純利益は1,867億円（同比330億円増加）となりました。

また、法人税等合計は576億円（損失）となったことから、親会社株主に帰属する当期純利益は1,289億円（同比361億円増加）となりました。

	前連結会計年度 (自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日)	比較
	金額(億円)	金額(億円)	金額(億円)
連結業務粗利益	1,281	1,209	71
資金利益	1,178	1,083	94
役務取引等利益	79	105	25
その他業務利益	23	20	2
営業経費	435	460	24
連結業務純益(一般貸倒引当金繰入前)	845	749	96
一般貸倒引当金繰入額(は繰入)	-	-	-
連結業務純益(一般貸倒引当金繰入後)	845	749	96
臨時損益(は費用)	684	1,102	417
不良債権関連処理額	3	8	5
貸倒引当金戻入益・取立益等	286	257	28
株式等関係損益(注)1	162	441	279
持分法による投資損益	22	61	38
その他	216	350	134
うちファンド関連損益(注)2	159	267	108
経常利益	1,530	1,851	321
特別損益	6	15	9
税金等調整前当期純利益	1,536	1,867	330
法人税等合計	589	576	13
当期純利益	946	1,290	343
非支配株主に帰属する当期純利益	19	1	18
親会社株主に帰属する当期純利益	927	1,289	361

(注)1．株式等関係損益 = 投資損失引当金戻入益(繰入額) + 株式等償却() + 株式等売却益(売却損)

2．ファンド関連損益 = ファンド関連利益 + ファンド関連損失()

(2) ROA、ROE <連結>

	前連結会計年度 (自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日)
	単位(%)	単位(%)
ROA(当期純利益ベース)	0.57	0.80
ROE(当期純利益ベース)	3.47	4.60

(3) 与信関係費用 <連結>

当連結会計年度では、一般貸倒引当金戻入額が80億円、個別貸倒引当金戻入額が94億円となったことから、貸倒引当金は合計174億円の戻入となりました。これに加え、償却債権取立益が82億円となったこと等により、与信関係費用総額は248億円のプラス計上となりました。

	前連結会計年度 (自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日)
	金額(億円)	金額(億円)
与信関係費用()	282	248
貸倒引当金繰入()・戻入	256	174
一般貸倒引当金繰入()・戻入	125	80
個別貸倒引当金繰入()・戻入	130	94
偶発損失引当金繰入()・戻入	0	0
貸出金償却()	3	11
償却債権取立益	30	82
貸出債権売却損()益	-	3

(4) 株式・ファンド関係損益 <連結>

当連結会計年度では、大口投資案件のEXIT等により、株式等関係損益が伸長し441億円の利益を計上したことに加え、ファンド関連損益も267億円の利益となり、合計では708億円の利益計上となりました。

	前連結会計年度 (自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日)
	金額(億円)	金額(億円)
株式・ファンド関係損益	321	708
株式等関係損益	162	441
投資損失引当金繰入()・戻入	0	0
株式等償却()	48	19
株式等売却損()益	211	461
ファンド関連損益	159	267
ファンド関連利益	223	343
ファンド関連損失()	64	75

当連結会計年度末の純資産の部合計は2兆8,842億円となり、前連結会計年度末比1,369億円の増加となりました。これは、前連結会計年度の決算に基づく配当金の支払い（平成27年6月実施）があったものの、親会社株主に帰属する当期純利益の計上による利益剰余金の増加等によるものです。

なお、平成27年改正法を踏まえ、危機対応準備金に資本金から振り替えた2,065億円、特定投資準備金に資本剰余金から振り替えた650億円及び政府からの産投投資受け入れ650億円の計1,300億円、並びに特定投資剰余金に利益剰余金から特定投資業務に係る当期純利益を振り替えた6億円を計上しております。

(2) 期別投融资額及び資金調達額状況（フロー）＜単体＞

当行の融資等の金額につきましては、当事業年度は2兆8,613億円となりました。また、投資の金額につきましては、当事業年度は1,663億円となりました。

なお、当事業年度における危機対応融資額は1,012億円（7件）であり、融資額全体に占める危機対応融資額の比率は約4%となっております。また、同期間における損害担保に係る実績はありません。

当行の資金調達の金額につきましては、当事業年度は財政投融资が6,344億円、社債（財投機関債）が3,953億円、長期借入金が3,582億円となりました。

また、長期借入金については、危機対応業務に関する日本公庫からの借入が1,012億円となり、資金調達全体の約3%となりました。

	前事業年度 (自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日)	当事業年度 (自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日)
	金額(億円)	金額(億円)
投融资額	25,442	30,277
融資等(注)1	22,627	28,613
投資(注)2	2,814	1,663

(注)1. 社債を含む経営管理上の数値であります。

2. 有価証券、金銭の信託、その他の資産（ファンド）等を含む経営管理上の数値であります。

	前事業年度 (自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日)	当事業年度 (自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日)
	金額(億円)	金額(億円)
資金調達額	25,442	30,277
財政投融资	6,616	6,344
財政融資資金	3,000	3,000
政府保証債(国内債)	2,000	2,000
政府保証債(外債)(注)1	1,616	1,343
社債(財投機関債)(注)1,2	3,748	3,953
長期借入金(注)3,4	3,777	3,582
回収等(注)5	11,299	16,397

(注)1. 外貨建て債券及び社債のうち、振当処理の対象とされている債券及び社債につきましては、条件決定時点の為替相場による円換算額にて円貨額を計算しております。

2. 短期社債は含んでおりません。

3. 長期借入金のうち、危機対応業務に関する日本公庫からの借入は、前事業年度は1,130億円、当事業年度は1,012億円となっております。

4. 外貨建て長期借入金のうち、振当処理の対象とされている長期借入金につきましては、条件決定時点の為替相場による円換算額にて円貨額を計算しております。

5. 産業投資出資金を含んでおります。

(3) 投融資残高及び資金調達残高<単体>

当事業年度末の融資等残高は、前事業年度末比3,592億円減少し13兆7,243億円となりました。また、当事業年度末の投資残高は、同比571億円増加し8,090億円となりました。

一方、当事業年度末の資金調達残高は、同比5,641億円減少し12兆5,666億円となりました。減少の主な要因は、危機対応融資の約定回収等に伴い、日本公庫からの借入（ツーステップ・ローン）残高が減少したこと等により、長期借入金残高が減少したこと等によるものです。

	前事業年度末 (平成27年3月末)	当事業年度末 (平成28年3月末)
	金額(億円)	金額(億円)
融資等残高(注)1	140,836	137,243
投資残高(注)2	7,518	8,090

(注)1. 社債を含む経営管理上の数値であります。

2. 有価証券、金銭の信託、その他の資産(ファンド)等を含む経営管理上の数値であります。

	前事業年度末 (平成27年3月末)	当事業年度末 (平成28年3月末)
	金額(億円)	金額(億円)
資金調達残高	131,307	125,666
財政投融資等	69,572	68,615
財政融資資金等(注)1	40,664	39,290
政府保証債(国内債)(注)2	15,030	16,600
政府保証債(外債)(注)2,3	13,878	12,724
財投機関債(注)2,3	3,320	2,920
社債(財投機関債)(注)2,3,4,5	13,417	15,014
長期借入金(注)6	44,996	39,116
うち日本公庫より借入	32,865	27,230
寄託金	1	0

(注)1. 産業投資借入金(財政投融資特別会計)等を含んでおります。

2. 債券は額面ベースとなっております。

3. 外貨建て債券及び社債のうち、振当処理の対象とされている債券及び社債につきましては、条件決定時点の為替相場による円換算額にて円貨額を計算しております。

4. 株式会社化以降の発行分であります。

5. 短期社債は含んでおりません。

6. 外貨建て長期借入金のうち、振当処理の対象とされている長期借入金につきましては、条件決定時点の為替相場による円換算額にて円貨額を計算しております。

(4) 危機対応業務に係る残高<単体>

	前事業年度末 (平成27年3月末)	当事業年度末 (平成28年3月末)
	金額(億円)	金額(億円)
融資額(注)1	32,520	28,203
損害担保(注)2	193	82

(注)1. 日本公庫より信用の供与を受けたものであります。

2. 融資及び出資に損害担保契約を付したものの合計であります。

(5) リスク管理債権の状況

当行は、「銀行法」及び「金融機能の再生のための緊急措置に関する法律」（平成10年法律第132号）の対象ではありませんが、金融庁の「金融検査マニュアル」等に準拠した「自己査定基準」に則り、債務者区分及び資産分類を実施しております。

格付及び資産自己査定の実施にあたっては、投融資部門から独立した審査部がこれを決定し、資産自己査定結果については取締役会へ報告しております。

また、資産自己査定の結果については、銀行法に基づくリスク管理債権及び金融再生法開示債権も含めて、資産の分類及び集計の妥当性について監査法人による監査を受け、リスク管理債権及び金融再生法開示債権を開示しております。

なお当行では、原則として債権等に対する取立不能見込額を部分直接償却する会計処理を実施しております。

当連結会計年度末におけるリスク管理債権は824億円となりました。債務者区分別では、破綻先債権が7億円、延滞債権が538億円、貸出条件緩和債権が277億円となっております。

リスク管理債権の状況<連結>

債務者区分	前連結会計年度末 (平成27年3月末)	当連結会計年度末 (平成28年3月末)	比較
	金額(億円)	金額(億円)	金額(億円)
破綻先債権	-	7	7
延滞債権	805	538	266
3ヵ月以上延滞債権	-	-	-
貸出条件緩和債権	217	277	60
合計	1,022	824	198

貸出金残高(末残)	132,613	129,525	3,087
貸出金残高比(%)	0.77	0.64	0.13

リスク管理債権の業種別構成<連結>

	前連結会計年度末 (平成27年3月末)	当連結会計年度末 (平成28年3月末)
	金額(億円)	金額(億円)
製造業	256	204
農業, 林業	-	-
漁業	-	-
鉱業, 採石業, 砂利採取業	0	0
建設業	-	-
電気・ガス・熱供給・水道業	2	2
情報通信業	2	2
運輸業, 郵便業	145	124
卸売業, 小売業	152	95
金融業, 保険業	30	47
不動産業, 物品賃貸業	293	204
各種サービス業	138	142
地方公共団体	-	-
その他	-	-
合計	1,022	824

第三セクターに対するリスク管理債権<連結>

当行は、地方公共団体の出資又は拠出に係る法人（いわゆる「第三セクター」については、明確な定義がありませんが、以下では地方公共団体が出資又は拠出を行っている法人（但し、上場企業は除く。）として整理しております。）が行う鉄軌道事業、空港ターミナル事業、CATV事業、地下駐車場、再開発・国際会議場等の都市開発事業等の公共性・公益性の高いプロジェクトを対象として、投融資等を行っております。これらの事業は、民間事業者では実施が困難な投資回収に長期を要する低収益のものが多くなっております。

これらの法人への当連結会計年度末の貸出金残高は2,943億円（うちリスク管理債権は163億円、貸出金残高比率5.54%、なお当行全体<連結>のリスク管理債権比率は0.64%。）です。

第三セクター向け貸出債権に占めるリスク管理債権の割合が高くなっているのは、第三セクターが行う事業が公共性・公益性が高く、一般的に投資回収に長期を要すること等の理由によるものです。

	前連結会計年度末 (平成27年3月末)	当連結会計年度末 (平成28年3月末)	比 較
	金額(億円)	金額(億円)	金額(億円)
破綻先債権	-	-	-
延滞債権	75	28	46
3ヵ月以上延滞債権	-	-	-
貸出条件緩和債権	143	134	9
合計	219	163	56

第三セクターに対する貸出金残高(未残)	3,327	2,943	384
第三セクターに対する貸出金残高比(%)	6.59	5.54	1.05

(6) 金融再生法開示債権の状況（部分直接償却実施後）＜単体＞

金融再生法開示債権は、前事業年度末比187億円減少して829億円となりました。

債権区分別では、破産更生債権及びこれらに準ずる債権が29億円、危険債権が522億円、要管理債権が278億円となっております。

	前事業年度末 (平成27年3月末)	当事業年度末 (平成28年3月末)	比較
	金額(億円)	金額(億円)	金額(億円)
破産更生債権及びこれらに準ずる債権	5	29	23
危険債権	793	522	271
要管理債権	217	278	61
開示債権合計	1,016	829	187
(参考) 正常債権	135,047	132,434	2,613
総与信残高(未残)	136,062	133,263	2,800
総与信残高比(%)	0.75	0.62	0.12

金融再生法開示債権における保全状況（部分直接償却実施後）＜単体＞
保全率

	前事業年度末 (平成27年3月末)	当事業年度末 (平成28年3月末)	比較
	単位(%)	単位(%)	単位(%)
破産更生債権及びこれらに準ずる債権	100.0	100.0	-
危険債権	99.0	97.0	2.0
要管理債権	75.5	87.6	12.1
開示債権合計	93.9	93.9	0.0

信用部分に対する引当率

	前事業年度末 (平成27年3月末)	当事業年度末 (平成28年3月末)	比較
	単位(%)	単位(%)	単位(%)
破産更生債権及びこれらに準ずる債権	100.0	100.0	-
危険債権	94.4	92.9	1.5
要管理債権	63.0	72.7	9.7
開示債権合計	85.8	86.1	0.3

その他の債権に対する引当率

	前事業年度末 (平成27年3月末)	当事業年度末 (平成28年3月末)	比較
	単位(%)	単位(%)	単位(%)
要管理債権以外の要注意先債権	9.7	9.2	0.5
正常先債権	0.2	0.2	0.0

(7) 資産自己査定、債権保全状況(平成28年3月末) < 単体 >

(単位: 億円)

債務者区分	金融再生法に基づく開示債権	非分類～分類	分類	(分類)	貸倒引当金	(参考)引当金及び担保・保証等によるカバー率	リスク管理債権
破綻先 実質破綻先 29	破産更生債権及びこれらに準ずる債権 29	うち担保・保証・引当金によるカバー 29 うち引当金 6	引当率 100.0%	(部分直接償却) 78	230	100.0%	破綻先債権 7
破綻懸念先 522	危険債権 522	うち担保・保証・引当金によるカバー 507 うち引当金 224	引当率 92.9%	(部分直接償却) 7		97.0%	延滞債権 538
要管理先 284	要管理債権 278	うち担保・保証によるカバー 151	信用部分に対する引当率 72.7%	(部分直接償却)	389	87.6%	3ヵ月以上延滞債権及び貸出条件緩和債権 277
要注意先 745	正常債権 132,434					債権残高に対する引当率 9.2%	
正常先 131,682						債権残高に対する引当率 0.2%	
債権残高合計 133,263	債権合計 133,263				貸倒引当金合計 619	債権残高に対する引当率 0.5%	リスク管理債権 824

(注) 1. 「要管理債権」は、個別貸出金ベースで、リスク管理債権における3ヵ月以上延滞債権及び貸出条件緩和債権に一致します。

「要管理先」債権は、「要管理債権」を有する債務者に対する総与信額です。

2. リスク管理債権の合計額と金融再生法開示債権のうち破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権並びに要管理債権の合計額の差額は、金融再生法開示債権に含まれる貸出金以外の債権額です。
3. 要管理債権及び危険債権の分類は、実質破綻先及び破綻先から債務者区分が上方遷移した取引先に対するものです。
4. 本表の金額につきましては、リスク管理債権は単位未満切り捨て、その他の金額につきましては、単位未満四捨五入にて表示しております。

3 連結キャッシュ・フローの状況の分析

当連結会計年度の連結キャッシュ・フローにつきましては、営業活動によるキャッシュ・フローは危機対応融資の約定回収等による貸出金の減少に伴い借入金も減少した一方、コールローン等は減少したこと等から、1,399億円の収入となりました。投資活動によるキャッシュ・フローは、有価証券の売却・償還等により20億円の収入となりました。また、財務活動によるキャッシュ・フローは、配当金の支払いはあったものの、特定投資業務にかかる産投出資の受け入れ等により425億円の収入となりました。以上の結果、現金及び現金同等物の当連結会計年度末残高は、前連結会計年度末残高に比べて1,837億円増加し、4,230億円となりました。

	前連結会計年度 (自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日)
	金額(億円)	金額(億円)
営業活動によるキャッシュ・フロー	1,220	1,399
投資活動によるキャッシュ・フロー	696	20
財務活動によるキャッシュ・フロー	334	425
現金及び現金同等物の期末残高	2,392	4,230

4 連結自己資本比率（国際統一基準）

当行は、銀行法第14条の2の適用を受けておりませんが、告示に基づく自己資本比率を算出する等、当該趣旨に準じた対応を図っております。

当連結会計年度末の総自己資本合計は、利益剰余金の増加等により前連結会計年度末比1,254億円増加し2兆8,434億円となりました。一方、リスク・アセットの額の合計額は前連結会計年度末比2,644億円減少し15兆9,086億円となりました。

以上の結果、当連結会計年度末の連結総自己資本比率は、前連結会計年度末比1.06ポイント上昇し、17.87%となりました。

	前連結会計年度末 (平成27年3月末)	当連結会計年度末 (平成28年3月末)
	金額(億円)	金額(億円)
(1) Tier 1 資本の額		
普通株式等Tier 1 資本の額	26,239	27,905
普通株式等Tier 1 資本に係る基礎項目の額	26,398	28,156
普通株式等Tier 1 資本に係る調整項目の額	158	251
その他Tier 1 資本の額	113	6
その他Tier 1 資本に係る基礎項目の額	118	9
その他Tier 1 資本に係る調整項目の額	5	2
計	26,352	27,911
(2) Tier 2 資本の額		
Tier 2 資本に係る基礎項目の額	826	522
Tier 2 資本に係る調整項目の額	-	-
計	826	522
(3) 総自己資本合計		
	27,179	28,434
(4) リスク・アセットの額の合計額		
信用リスク・アセットの合計額	159,306	156,702
オペレーショナル・リスク相当額に係る額 / 8%	2,424	2,383
計	161,730	159,086
連結総自己資本比率（国際統一基準） = \div $\times 100$ (%)	16.80	17.87
連結Tier 1 比率 = \div $\times 100$ (%)	16.29	17.54
連結普通株式等Tier 1 比率 = \div $\times 100$ (%)	16.22	17.54

第3【設備の状況】

1【設備投資等の概要】

当連結会計年度において、当行の情報システム関連投資等を中心に合計4,656百万円の設備投資を行いました。なお、当連結会計年度において、主要な設備の売却はありません。

2【主要な設備の状況】

当連結会計年度末における主要な設備（投融資業務に関連するものは除く。）の状況は次のとおりであります。

平成28年3月31日現在

会社名	店舗名その他	所在地	設備の内容	土地		建物	動産	リース資産	合計	従業員数(人)
				面積(㎡)	帳簿価額(百万円)					
当行	本店	東京都千代田区	事務室等	2,429	47,757	11,736	1,093	4	60,591	954
	北海道支店	札幌市中央区		-	-	44	6	-	51	26
	東北支店	仙台市青葉区		-	-	30	6	-	37	34
	新潟支店	新潟市中央区		-	-	3	0	-	4	12
	北陸支店	石川県金沢市		-	-	24	5	-	29	15
	東海支店	名古屋市中区		-	-	91	18	-	109	22
	関西支店	大阪市中央区		-	-	15	9	-	24	39
	中国支店	広島市中区		-	-	5	3	-	9	18
	四国支店	香川県高松市		-	-	4	1	-	6	17
	九州支店	福岡市中央区		-	-	4	5	-	9	24
	南九州支店	鹿児島県鹿児島市		-	-	5	0	-	6	10
		その他の施設	東京都練馬区ほか	事務室・舎宅等	99,996 (3,118)	43,827	7,160	652	-	51,640
DBJリアルエステート株式会社	本社	東京都千代田区	事務室等	2,539	49,980	12,407	279	-	62,667	6

- (注) 1. 上表における土地面積欄の()内は、借地の面積(内書き)であり、その当連結会計年度賃借料は建物も含め907百万円であります。
2. 上表における動産は、事務機械284百万円、その他1,800百万円であります。
3. 上表にはソフトウェア4,932百万円は含まれておりません。
4. 上表の金額には、消費税等は含まれておりません。
5. その他の施設における従業員は、国内事務所、海外駐在員事務所等に勤務する者です。

3【設備の新設、除却等の計画】

当連結会計年度末現在において計画中である主要な設備の新設、除却等は次のとおりであります。

(1) 新設・改修

会社名	店舗名その他	所在地	区分	設備の内容	投資予定額(百万円)		資金調達方法	着手年月	完了予定年月
					総額	既支払額			
当行	本店他	東京都千代田区他	新設・改修	事務室・情報システム機器等	6,474	-	自己資金	平成28年4月	平成29年3月

(注) 設備投資にかかる当連結会計年度末現在の概算額であります。

(2) 売却・除却

当連結会計年度末において計画中である重要な設備の売却・除却等は該当ありません。

第4【提出会社の状況】

1【株式等の状況】

(1)【株式の総数等】

【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	160,000,000
計	160,000,000

【発行済株式】

種類	事業年度末現在発行数 (株) (平成28年3月31日)	提出日現在発行数 (株) (平成28年6月29日)	上場金融商品取引所名 又は登録認可金融商品 取引業協会名	内容
普通 株式	43,632,360	43,632,360	-	完全議決権株式であり、剰余金の配当に関する請求権その他の権利内容になんら限定のない、当行における標準となる株式であります。なお、当行は種類株式発行会社ではありません。また単元株式数は定めておりません。
計	43,632,360	43,632,360	-	-

(2)【新株予約権等の状況】

該当事項はありません。

(3)【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4)【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

(5)【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (千株)	発行済株式 総数残高 (千株)	資本金 増減額 (百万円)	資本金 残高 (百万円)	資本準備金 増減額 (百万円)	資本準備金 残高 (百万円)
平成21年6月26日	-	40,000	-	1,000,000	97,248(注)1	1,060,466(注)1
平成21年9月24日 (注)2	2,064	42,064	103,232	1,103,232	-	1,060,466
平成22年3月23日 (注)2	1,559	43,623	77,962	1,181,194	-	1,060,466
平成23年12月7日 (注)3	-	43,623	6,170	1,187,364	-	1,060,466
平成24年3月23日 (注)2	8	43,632	424	1,187,788	-	1,060,466
平成24年6月6日 (注)4	-	43,632	10,528	1,198,316	-	1,060,466
平成24年12月6日 (注)5	-	43,632	8,637	1,206,953	-	1,060,466
平成27年6月26日 (注)6	-	43,632	-	1,206,953	65,000	995,466
平成27年8月10日 (注)7	-	43,632	206,529	1,000,424	-	995,466

- (注) 1. 会社法第448条第1項、同法第452条の規定及び平成21年6月26日の株主総会決議に基づき、資本準備金からその他資本剰余金への振替及びその他資本剰余金から繰越利益剰余金への振替により欠損填補を実施しております。
2. 株主割当の方法により、財務大臣に、募集する普通株式の全部を割り当てております(有償)。発行価格(払込金額)は1株につき50,000円、資本組入額は1株につき50,000円となっております。
3. 危機対応業務に係る財政基盤確保のために、D B J法改正法及び平成21年度補正予算に基づき措置されておりました交付国債1兆3,500億円のうち、D B J法附則第2条の4第1項の規定に基づき、当行は平成23年11月24日付にて61億7,000万円相当額の償還請求を実施しております。当該請求に基づき、同年12月7日付にて交付国債の償還が行われ、交付国債の額面金額が上記の請求相当額だけ減少するとともに、当行の資本金は上記の請求相当額だけ増加しております。なお、当該手続きによる資本金の増加に関して、株式数の増減は生じておりません。
4. 上記同様、平成24年5月18日付にて105億2,800万円相当額の交付国債の償還請求を実施しております。当該請求に基づき、同年6月6日付にて交付国債の償還が行われ、交付国債の額面金額が請求相当額だけ減少するとともに、当行の資本金は同請求額だけ増加しております。なお、当該手続きによる資本金の増加に関して、株式数の増減は生じておりません。
5. 上記同様、平成24年11月20日付にて86億3,700万円相当額の交付国債の償還請求を実施しております。当該請求に基づき、同年12月6日付にて交付国債の償還が行われ、交付国債の額面金額が請求相当額だけ減少するとともに、当行の資本金が同請求額だけ増加しております(本償還後における交付国債未償還額は1兆3,246億6,500万円であります。)なお、当該手続きによる資本金の増加に関して、株式数の増減は生じておりません。
6. 株式会社日本政策投資銀行法附則第2条の23、会社法第448条及び平成27年6月26日の定時株主総会決議に基づき、特定投資業務の適確な実施のため、資本準備金から特定投資準備金への振替を実施しております。
7. 株式会社日本政策投資銀行法附則第2条の22等、会社法第447条及び平成27年6月26日の定時株主総会決議に基づき、危機対応業務の適確な実施のため、政府が出資した金額の累計額につき、資本金から危機対応準備金への振替を実施しております。
8. 平成28年6月29日に、株式会社日本政策投資銀行法附則第2条の23、会社法第448条及び同日の定時株主総会決議に基づき、特定投資業務の適確な実施のため、資本準備金から特定投資準備金への振替を実施しており、資本準備金が50,000百万円減少し、特定投資準備金が同額増加しております。

(6) 【所有者別状況】

平成28年3月31日現在

区分	株式の状況(1単元の株式数 - 株)							単元未満株式の状況(株)	
	政府及び地方公共団体	金融機関	金融商品取引業者	その他の法人	外国法人等		個人その他		計
					個人以外	個人			
株主数(人)	1	-	-	-	-	-	-	1	-
所有株式数(単元)	43,632,360	-	-	-	-	-	-	43,632,360	-
所有株式数の割合(%)	100.00	-	-	-	-	-	-	100.00	-

(注) 定款において1単元の株式数の定めが無いことから、株式数をもって単元数としております。

(7) 【大株主の状況】

平成28年3月31日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数(千株)	発行済株式総数に対する所有株式数の割合(%)
財務大臣	東京都千代田区霞が関三丁目1番1号	43,632	100.00
計	-	43,632	100.00

(8) 【議決権の状況】
【発行済株式】

平成28年3月31日現在

区分	株式数(株)	議決権の個数(個)	内容
無議決権株式	-	-	-
議決権制限株式(自己株式等)	-	-	-
議決権制限株式(その他)	-	-	-
完全議決権株式(自己株式等)	-	-	-
完全議決権株式(その他)	普通株式 43,632,360	43,632,360	-
単元未満株式	-	-	-
発行済株式総数	普通株式 43,632,360	-	-
総株主の議決権	-	43,632,360	-

(注) 議決権の個数については、定款において1単元の株式数の定めが無いことから、株式数をもって議決権の個数としております。

【自己株式等】

該当事項はありません。

(9) 【ストックオプション制度の内容】

該当事項はありません。

2 【自己株式の取得等の状況】

【株式の種類等】 該当事項はありません。

(1) 【株主総会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

(2) 【取締役会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

(3) 【株主総会決議又は取締役会決議に基づかないものの内容】

該当事項はありません。

(4) 【取得自己株式の処理状況及び保有状況】

該当事項はありません。

3【配当政策】

当行は、剰余金の配当を年1回行うことを基本方針としております。これらの剰余金の配当決定機関は、株主総会です。

当行の定款において「期末配当の基準日は、毎年3月31日とする」旨定められております。

当行は、経営の健全性確保並びに確固たる収益基盤の確立とともに、安定的かつ継続的な株主還元を図る観点から、単体当期純利益（特定投資業務に係る当期純利益又は純損失の金額に相当する額を除いた額）に対する配当性向を25%程度とすることを基本的な配当方針としております。

当事業年度の配当に関しましては、上記の基本的な配当方針を踏まえ、1株当たりの配当額は671円といたしました。なお、配当性向（単体当期純利益から、特定投資業務に係る当期純利益又は純損失の金額に相当する額を除き算定）は24.97%となります。

内部留保資金につきましては、上記の経営の健全性確保並びに確固たる収益基盤の確立のために活用して参ります。

なお、実際の配当時期や配当水準につきましては、D B J法第20条の規定により、財務大臣の認可事項となっております。

基準日が当事業年度に属する剰余金の配当は、以下のとおりであります。

決議年月日	配当金の総額（百万円）	1株当たりの配当額（円）
平成28年6月29日 定時株主総会	29,277	671

（参考）D B J法

第二十条（定款の変更等）

会社の定款の変更、剰余金の配当その他の剰余金の処分（損失の処理を除く。）、合併、会社分割及び解散の決議は、財務大臣の認可を受けなければ、その効力を生じない。

4【株価の推移】

（1）【最近5年間の事業年度別最高・最低株価】

当行株式は金融商品取引所に上場されておりません。又店頭売買有価証券として金融商品取引業協会に登録されておりません。よって該当事項はありません。

（2）【最近6月間の月別最高・最低株価】

当行株式は金融商品取引所に上場されておりません。又店頭売買有価証券として金融商品取引業協会に登録されておりません。よって該当事項はありません。

5【役員状況】

男性14名 女性1名 (役員のうち女性の比率6.7%)

役名	職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (千株)
取締役社長 (代表取締役)	社長 執行役員	柳 正憲	昭和25年10月6日生	昭和49年4月 日本開発銀行入行 平成11年10月 日本政策投資銀行秘書役 平成12年6月 同行交通・生活部長 平成14年4月 同行総合企画部長 平成16年6月 同行関西支店長 平成18年10月 同行理事 平成20年10月 当行取締役常務執行役員 平成23年6月 当行代表取締役副社長・副社長 執行役員 平成27年6月 当行代表取締役社長・社長執行 役員(現職)	(注)1	-
取締役 副社長 (代表取締役)	副社長 執行役員	木下 康司	昭和32年3月28日生	昭和54年4月 大蔵省入省 平成25年6月 財務事務次官 平成27年6月 当行代表取締役副社長・副社長 執行役員(現職)	(注)1	-
取締役 副社長 (代表取締役)	副社長 執行役員	渡辺 一	昭和33年10月31日生	昭和56年4月 日本開発銀行入行 平成16年6月 日本政策投資銀行秘書役 平成19年6月 同行都市開発部長 平成20年10月 当行都市開発部長 平成21年6月 当行執行役員経営企画部長 平成23年6月 当行取締役常務執行役員 平成27年6月 当行代表取締役副社長・副社長 執行役員(現職)	(注)1	-
取締役	常務 執行役員	菊池 伸	昭和35年12月8日生	昭和59年4月 日本開発銀行入行 平成20年3月 日本政策投資銀行 新事業・技術投資グループ長 平成20年10月 当行新事業・技術投資グループ 長 平成21年6月 当行企業投資グループ長 平成22年1月 株式会社日本航空インターナ ショナル(出向) 平成22年4月 当行企業投資グループ長 平成22年6月 当行執行役員企業投資グループ 長兼投資開発グループ長 平成23年5月 当行執行役員企業投資グループ 長 平成23年6月 当行執行役員経営企画部長 平成25年6月 当行常務執行役員 平成27年2月 当行取締役常務執行役員 (現職)	(注)1	-
取締役	常務 執行役員	大石 英生	昭和37年3月25日生	昭和60年4月 日本開発銀行入行 平成20年3月 日本政策投資銀行 クレジットビジネスグループ長 平成20年10月 当行クレジットビジネスグルー プ長 平成21年6月 当行シンジケーショングループ 長 平成23年6月 当行企業投資グループ長 平成24年4月 当行執行役員業務企画部長 平成25年9月 当行常務執行役員 平成27年6月 当行取締役常務執行役員 (現職)	(注)1	-

役名	職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (千株)
取締役	常務 執行役員	榎本 直樹	昭和37年10月29日生	昭和60年4月 大蔵省入省 平成26年7月 東北財務局長 平成27年6月 当行取締役常務執行役員 (現職)	(注)1	-
取締役	常務 執行役員	富井 聡	昭和37年11月7日生	昭和60年4月 日本開発銀行入行 平成20年3月 日本政策投資銀行 企業ファイナンス グループ長 平成20年10月 当行企業ファイナンス グループ長 平成21年6月 当行企業ファイナンスグループ長 平成22年5月 当行執行役員企業ファイナンスグループ長 平成23年6月 当行常務執行役員企業ファイナンスグループ長 平成24年4月 当行常務執行役員企業投資グループ長 平成26年3月 当行常務執行役員企業投資部長 平成26年10月 当行常務執行役員 平成27年6月 当行取締役常務執行役員 (現職)	(注)1	-
取締役	常務 執行役員	福田 健吉	昭和35年11月10日生	昭和58年4月 日本開発銀行入行 平成19年4月 日本政策投資銀行総務部審議役 平成20年3月 同行経営企画部審議役 平成20年10月 当行管理部長 平成21年6月 当行中国支店長 平成24年6月 当行執行役員人事部長 平成26年6月 当行常務執行役員 (関西支店長) 平成28年6月 当行取締役常務執行役員 (現職)	(注)1	-
取締役	-	三村 明夫	昭和15年11月2日生	昭和38年4月 富士製鐵株式会社入社 平成12年4月 新日本製鐵株式会社代表取締役副社長 平成15年4月 同社代表取締役社長 平成20年4月 同社代表取締役会長 平成20年10月 当行取締役(現職) 平成24年10月 新日鐵住金株式会社取締役相談役 平成25年6月 新日鐵住金株式会社相談役 平成25年11月 新日鐵住金株式会社相談役名誉会長(現職) 東京商工会議所会頭(現職) 日本商工会議所会頭(現職)	(注)1	-
取締役	-	植田 和男	昭和26年9月20日生	昭和55年7月 プリティッシュコロニア大学 経済学部助教授 昭和57年4月 大阪大学経済学部助教授 平成元年4月 東京大学経済学部助教授 平成5年3月 同大学経済学部教授 平成10年4月 日本銀行政策委員会審議委員 平成17年4月 東京大学経済学部教授(現職) 平成20年10月 当行取締役(現職)	(注)1	-

役名	職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (千株)
常勤監査役	-	小柳 治	昭和33年4月29日生	昭和56年4月 日本開発銀行入行 平成17年6月 日本政策投資銀行総務部審議役 平成18年10月 同行環境・エネルギー部長 平成20年3月 同行企業金融第5部長 平成20年10月 当行企業金融第5部長 平成23年6月 当行執行役員企業金融第5部長 平成24年6月 当行常務執行役員 (関西支店長) 平成26年6月 当行常勤監査役(現職)	(注)2	-
常勤監査役	-	栗原 美津枝	昭和39年4月7日生	昭和62年4月 日本開発銀行入行 平成23年5月 当行企業金融第4部 医療・生活室長 平成25年4月 当行企業金融第6部長 平成27年2月 当行常勤監査役(現職)	(注)2	-
常勤監査役	-	坪井 達也	昭和30年9月18日生	昭和53年4月 住友信託銀行株式会社入社 平成20年6月 同社執行役員業務監査部長 平成21年5月 同社執行役員本店支配人 平成21年6月 同社監査役 平成24年4月 三井住友信託銀行株式会社監査役 平成25年4月 株式会社三井住友トラスト基礎 研究所代表取締役社長 平成26年6月 当行常勤監査役(現職)	(注)2	-
監査役	-	伊藤 眞	昭和20年2月14日生	昭和46年6月 名古屋大学法学部助教授 昭和58年10月 一橋大学法学部助教授 昭和60年4月 同大学法学部教授 平成5年4月 東京大学大学院法学政治学研究 科教授 平成19年4月 早稲田大学大学院法務研究科客 員教授 平成19年4月 長島・大野・常松法律事務所顧 問(現職) 平成19年6月 東京大学名誉教授 平成19年7月 弁護士登録(第一東京弁護士 会) 平成20年10月 当行監査役(現職) 平成27年4月 日本大学大学院法務研究科客員 教授(現職)	(注)2	-
監査役	-	八田 進二	昭和24年8月3日生	昭和62年4月 富山女子短期大学商経学科助教 授 平成2年4月 駿河台大学経済学部助教授 平成6年4月 同大学経済学部教授 平成13年4月 青山学院大学経営学部教授 平成17年4月 青山学院大学大学院会計プロ フェッション研究科教授(現 職) 平成20年10月 当行監査役(現職)	(注)2	-
計						-

- (注) 1. 任期は、平成28年6月29日開催の定時株主総会による選任後平成28年度に関する定時株主総会の終結の時までであります。
2. 任期は、平成28年6月29日開催の定時株主総会による選任後平成31年度に関する定時株主総会の終結の時までであります。
3. 取締役 三村 明夫及び植田 和男は、社外取締役であります。
4. 監査役 坪井 達也、伊藤 眞及び八田 進二は、社外監査役であります。
5. 当行では執行役員制度を導入しており、その構成は以下のとおりであります(取締役を兼務する執行役員を除く。)

常務執行役員 8名

廣實 郁郎、高橋 宏輔、関根 久修、海津 尚夫、穴山 眞、地下 誠二、篠部 武嗣、池田 良直

執行役員 7名

相澤 雅文、山本 貴之、津田 雅之、桐山 毅、皆川 一志、杉元 宣文、清水 博
なお、上記のほか、取締役のうち、8名は執行役員を兼務しております。

6【コーポレート・ガバナンスの状況等】

(1)【コーポレート・ガバナンスの状況】

コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方

当行は「投融資一体型の金融サービス」を提供する経営における考え方として「企業理念」を定め、企業活動を行う上での拠りどころと位置づけております。

(企業理念)

「金融力で未来をデザインします

- 私たちは創造的金融活動による課題解決でお客様の信頼を築き、豊かな未来を、ともに実現していきます - 」

(固有の特性)

企業理念の実現を支えるため、当行の固有の特性として以下の点を堅持していきます。

1. 志

当行の共有する価値観 = DNAである「長期性」、「中立性」、「パブリックマインド」、「信頼性」を核とした基本姿勢

2. 知的資産

当行が培ってきた経験及びノウハウから生まれる産業調査力、金融技術力、R & D (研究開発)力などの知的資産

3. ネットワーク

当行が築いてきたお客様、地方自治体、金融機関等とのリレーションに基づくネットワーク

また、企業理念の実現に向けて、以下の「行動基準」に従って業務を遂行いたします。

1. カスタマーファースト

お客様の立場に立ち、自ら課題に向かい、成果と喜びを共有する

2. プロフェッショナル

判断力とスキルを磨くことにより、投融資一体型の金融サービスを提供する、国内外を通じてオンリーワンの会社を目指す

3. グローバル&ローカル

時代・世界・地域を見渡した、長期的でフェアな視野を持ち続ける

4. スピード&チームワーク

チーム力を活かし、迅速で誠実な行動でお客様の信頼を築く

コーポレート・ガバナンスに関する施策の実施状況

会社の機関の内容

当行においては、経営の透明性の確保及びコーポレート・ガバナンス強化の観点から、社外取締役を選任しております。

また、取締役会の諮問機関として、社外取締役を構成員に含む報酬委員会を設置し、取締役の報酬制度等について審議するとともに、外部有識者からなる人事評価委員会を設置し、取締役及び監査役の選任及び退任にかかる人事案の評価を行っています。

これらに加え、その他後述の委員会等を設置しております。

< 取締役会及び取締役 >

取締役会は10名で構成されております。経営の透明性確保等の観点より、そのうち2名を社外取締役としております。なお、第8期(平成28年3月期)におきましては、取締役会を13回開催しております。

社外取締役は以下の2名であります。

三村 明夫(新日鐵住金株式会社相談役名誉会長)

植田 和男(東京大学経済学部教授)

< 監査役会及び監査役 >

監査役会は5名の監査役で構成されております。なお、第8期(平成28年3月期)におきましては、監査役会を14回開催しております。

会社法の規定に基づき、5名のうち半数以上(3名)は社外監査役であります。なお、常勤監査役は3名で、うち1名は社外監査役であります。社外監査役を含む監査役の職務を補助するために、監査役会の指揮の下に、監査役室を設置し、専任のスタッフを配属しております。

社外監査役は以下の3名であります。

坪井 達也（元株式会社三井住友トラスト基礎研究所代表取締役社長）（社外常勤監査役）

伊藤 眞（日本大学大学院法務研究科客員教授・弁護士）

八田 進二（青山学院大学大学院会計プロフェッション研究科教授）

<社外取締役又は社外監査役を選任するための独立性に関する基準又は方針の内容>

該当事項はありません。

<業務監査委員会>

取締役会より内部監査に関する重要事項を決定及び審議する権限を委任される機関として業務監査委員会を設置しております。なお、第8期（平成28年3月期）におきましては、2回開催しております。

<経営会議>

取締役会より業務執行の決定権限等を委任される機関として経営会議を設置しております。

経営会議は、経営に関する重要事項を決定いたします。なお、第8期（平成28年3月期）におきましては、33回開催しております。

<経営会議傘下の委員会等>

経営会議の傘下の機関として、委員会等を設置し各分野の専門的事項について決定（取締役会、経営会議にて決定されるものを除く。）及び審議を行っております。なお、委員会等の概要は以下のとおりです。

1．ALM・リスク管理委員会

当行のポートフォリオのリスク管理及びALM運営に関する重要事項の決定及び審議

2．一般リスク管理委員会

オペレーショナル・リスク管理、システムリスク管理、法令等遵守、反社会的勢力等への対応等、顧客保護等管理等に関する重要事項の決定及び審議

3．投融資決定委員会

投融資案件及び投融資管理案件に関する決定及び審議

4．新業務等審査会

新業務等の取り組みの開始に関する決定及び審議

5．投融資審議会

投融資案件の事前審議及びモニタリング

6．海外業務委員会

海外業務の戦略及び運営・管理態勢に関する事項の審議

7．基幹業務システム再構築委員会

基幹業務システム再構築の取り組み方針に関する事項の審議

<アドバイザー・ボード>

当行が平成20年10月に株式会社として設立されて以来、当行の経営全般に対する助言等を行う、経営会議の諮問機関としてアドバイザー・ボードを設置しておりましたが、平成27年5月20日に公布・施行された平成27年改正法において、当分の間、当行に対し、その業務を行うに当たって他の事業者との間の適正な競争関係を阻害することのないよう特に配慮することが義務付けられたことから、同ボードを改めて取締役会の諮問機関として位置づけ、民間金融機関との適正な競争関係の確保に関しても従来にも増して重要な事柄として審議・評価を行って頂くこととしております。なお、第8期（平成28年3月期）におきましては、2回（当該改組以降は1回）開催しております。同ボードは次の社外有識者及び社外取締役により構成されております。

1．社外有識者（五十音順、敬称略）

奥 正之（株式会社三井住友フィナンシャルグループ取締役会長）

釜 和明（株式会社IHI相談役）

橋・フクシマ・咲江（G&S Global Advisors Inc. 代表取締役社長）

中西 勝則（株式会社静岡銀行代表取締役頭取）

根津 嘉澄（東武鉄道株式会社代表取締役社長）

(注) 上條 清文(東京急行電鉄株式会社相談役)及び張 富士夫(トヨタ自動車株式会社名誉会長)は平成28年6月29日付でアドバイザー・ボード委員を退任し、同日付で根津 嘉澄(東武鉄道株式会社代表取締役社長)及び釜 和明(株式会社IHI相談役)が就任しております。

2. 社外取締役

- 三村 明夫(新日鐵住金株式会社相談役名誉会長)
- 植田 和男(東京大学経済学部教授)

< 特定投資業務モニタリング・ボード >

平成27年5月20日に公布・施行された平成27年改正法において措置された特定投資業務につき、対象案件毎に政策目的との整合性を含む業務の実績や、民業の補完・奨励及び適正な競争関係の確保等の状況について審議・評価を頂くため、特定投資業務モニタリング・ボードを取締役会の諮問機関として設置しております。なお、第8期(平成28年3月期)におきましては、1回開催しております。同ボードは次の社外有識者により構成されております。

1. 社外有識者(五十音順、敬称略)

- 奥 正之(株式会社三井住友フィナンシャルグループ取締役会長)
- 高木 伸(一般社団法人全国銀行協会副会長兼専務理事)
- 中西 勝則(株式会社静岡銀行代表取締役頭取)
- 山内 孝(マツダ株式会社相談役)
- 横尾 敬介(公益社団法人経済同友会副代表幹事・専務理事)
- 渡 文明(JXホールディングス株式会社名誉顧問)

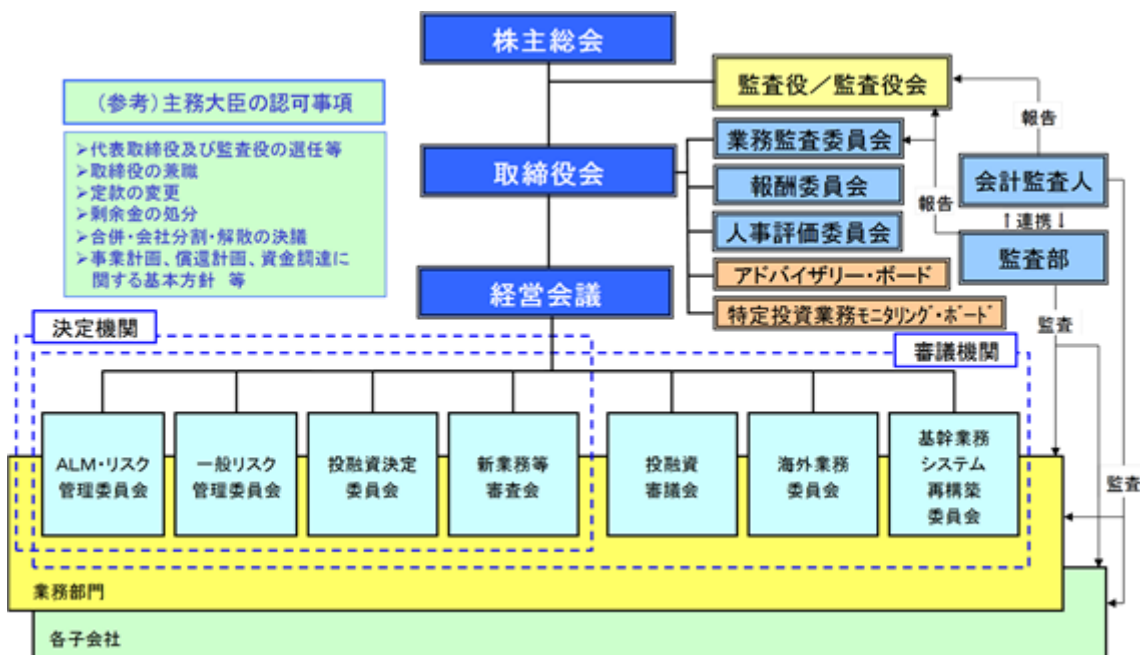
< 主務大臣の認可事項 >

DBJ法により、当行は財務大臣の認可を受けなければならないものが規定されております。

主な認可事項は以下のとおりです。

- 代表取締役及び監査役の選任等
- 取締役の兼職
- 定款の変更
- 剰余金の処分
- 合併・会社分割・解散の決議
- 事業計画、償還計画、資金調達に関する基本方針 等

以上の業務執行・監督等の仕組みを図にいたしますと、以下のとおりであります。



< 執行役員制度 >

業務執行に関する責任の明確化及び意思決定の迅速化を図るべく、当行においては執行役員制度を導入しております。常務執行役員 8 名（取締役兼務者を除く。）及び執行役員 7 名が取締役会において決定された担当職務を執行いたします。

内部統制システムの整備の状況

当行においては、業務の健全性を確保するために、会社法に基づき当行の業務の適正を確保するための体制（内部統制システム）を「内部統制基本方針」として取締役会において定めております。

具体的には、法令等遵守態勢、リスク管理態勢、内部監査態勢等を当行の経営上重要な課題として位置づけ、各規程類の制定、担当部署の設置その他態勢の整備を行っております。

「内部統制基本方針」（全文）

（目的）

第 1 条 本方針は、会社法（以下「法」という。）第362条第 4 項第 6 号、同第 5 項、同法施行規則（以下「施行規則」という。）第100条第 1 項及び同第 3 項の規定に則り、当行及びその子会社等から成る企業集団（以下「当行グループ」という。）の業務の適正を確保するための体制（内部統制システム）の整備について定めるものである。

（役職員の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制）

第 2 条 取締役及び取締役会は、法令等遵守が当行グループの経営における最重要課題の一つであることを認識し、役職員（株式会社以外の会社等についてはこれらに相当する者をいう。以下同じ。）の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための基本方針として、企業理念及び法令等遵守基本方針を定める。

2．コンプライアンスマニュアル、コンプライアンスプログラム及び内部規程類の制定等を通じて、役職員が法令等を遵守することを確保するための態勢を整備する。

3．法令等遵守の推進及び管理にかかる委員会や法令等遵守を担当する役員及び統括部署を設置する。

4．法令等に違反する行為及び法令等遵守の観点から留意を要する事項を早期に把握し解決するために、コンプライアンス・ホットライン制度を設置する。当該制度の担当部署は、内部通報があった場合には、監査役等に通報内容等の報告を行う。なお、内部通報を行った者が当該内部通報を行ったことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保する。

5．社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力との関係を一切遮断するための態勢を整備する。

6．取締役会は、法令等遵守を含む内部管理態勢等にかかる内部監査基本方針を定め、業務執行にかかる部署から独立した内部監査部署から監査結果について適時適切に報告を受ける。

（取締役の職務の執行にかかる情報の保存及び管理に関する体制）

第 3 条 取締役の職務の執行にかかる情報については、適切に保存及び保管を行い、また、必要に応じて閲覧が可能となるようにする。

（損失の危険の管理に関する規程その他の体制）

第 4 条 当行グループの経営の健全性を確保するため、その業務遂行において生じる様々なリスクの特性に応じて、リスクの特定、評価、モニタリング及びコントロールからなるリスク管理プロセスにより適切にリスクを管理する。

2．リスク管理にかかる委員会やリスク管理を担当する役員及び担当部署を設置し、統合的リスク管理のための管理態勢を整備する。

3．リスクを以下に分類したうえで、それぞれのリスク管理方針を定める。

信用リスク、投資リスク、カントリーリスク、市場性信用リスク、市場リスク、市場流動性リスク、資金流動性リスク、決済リスク、オペレーショナル・リスク

4．上記のリスクを可能な限り統一的な手法により計量化したうえで、リスクガイドラインを定めて管理を行う。

5．災害発生時に伴う経済的損失及び信用失墜等を最小限に留めるとともに、危機事態における業務継続及び迅速な通常機能の回復を確保するために必要な態勢を整備する。

6．取締役会は、リスク管理を含む内部管理態勢等にかかる内部監査基本方針を定め、内部監査部署から監査結果について適時適切に報告を受ける。

(取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制)

第5条 取締役会は、当行グループを対象とする経営計画を策定し、適切に当行グループの経営管理を行う。

2．経営会議を設置し、取締役会より一定の事項の決定等を委任する。経営会議は、受任事項の決定の他、取締役会の意思決定に資するため取締役会決議事項を事前に審議する。また、経営会議の諮問機関または一定の事項の決定を委任する機関として各種委員会等を設置する。

3．取締役会の決定に基づく職務の執行を効率的に行うため、組織体制等にかかる規程類の整備を行い、職務執行を適切に分担する。

4．意思決定の迅速化を図るため執行役員制度を導入し、その責任及び役割等については執行役員規程等に従うものとする。

(当行グループにおける業務の適正を確保するための体制)

第6条 取締役会は、企業理念を制定し、当行グループとしての業務の適正を確保する。

2．取締役会は、子会社等の業務の規模や特性に応じて、その業務運営を適正に管理し、法令等遵守、顧客保護及びリスク管理等の観点から適切な措置を取る。

3．取締役会は、子会社等との間で業務運営に関する事前協議、報告徴求、指導等の管理態勢を整備する。

4．取締役会は、子会社等のうち業務の規模や特性に応じてその業務運営を特に管理すべき子会社等(以下「重要な子会社等」という。)に関しては、前3項に加え、以下に掲げる体制が適切に確立するよう必要な措置を取る。

重要な子会社等の取締役等の職務の執行にかかる事項の当行への報告に関する体制

重要な子会社等の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

重要な子会社等の取締役等の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

重要な子会社等の取締役等及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

5．内部監査部署は法令等の範囲内で必要に応じて子会社等に対する内部監査を実施し、取締役会に監査結果を適時適切に報告する。

(監査役の職務を補助する使用人に関する体制)

第7条 監査役の職務を補助する専属の組織として、監査役の求めに応じて、監査役室を設置し監査役会の指揮の下におく。

(監査役の職務を補助すべき使用人の取締役からの独立性及び当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項)

第8条 監査役の職務を補助する使用人は監査役の指揮命令に服し専任によりその職務にあたるものとするほか、当該使用人の人事など当該使用人の独立性及び当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項は、監査役会の意向を尊重する。

(当行グループの役職員が当行監査役に報告をするための体制その他の当行監査役への報告に関する体制)

第9条 当行グループの役職員は、直接または間接の方法により、その業務執行の状況その他必要な情報を当行監査役に報告する。

2．当行グループの役職員は、当行グループの信用または業績について重大な被害を及ぼす事項またはそのおそれのある事項を発見した場合にあっては、直接または間接の方法により、当行監査役に対し当該事項を報告する。

3．当行監査役は、職務の遂行に必要となる事項について、当行グループの役職員に対して随時その報告を求めることができ、当該報告を求められた者は当該事項を報告する。

4．当行監査役に対して前3項の報告を行った者が、当該報告を行ったことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保する。

(その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制)

第10条 監査役は取締役会に出席する他、経営会議その他重要な会議に出席することができ、必要に応じて意見を述べることができる。

2．代表取締役は、監査役と定期的または監査役の求めに応じ意見交換を行うとともに、監査役の監査環境の整備に協力する。

3．内部監査部門は、監査役との間で内部監査計画の策定、内部監査結果等について、定期的または監査役の求めに応じて意見交換及び連携を図る。

4．取締役及び使用人は、監査役が行う監査活動に協力し、監査役会規程及び監査役監査基準その他に定めのある事項を尊重する。

5．取締役及び使用人は、会計監査の適正性及び信頼性確保のため、会計監査人が独立性を保持できる態勢の整備に協力する。

6．監査役がその職務の執行上必要な費用の請求をしたときは、円滑に当該請求を処理する。

内部監査及び監査役監査の状況

当行は、執行部門から独立した取締役社長直属の部署として監査部を設置し、当行の業務運営全般にかかる法令等遵守、リスク管理を含む内部管理態勢の適切性・有効性について検証を行い、その評価及び改善のための提言を実施しております。

監査計画、監査報告等の内部監査に関する重要事項については、業務監査委員会で審議決定され、取締役会に報告される仕組みとなっております。

なお、平成28年6月29日現在の監査部の人員は21名となっております。

監査役会及び監査役は、監査方針及び監査計画に基づき、取締役の職務の執行を監査しております。

監査役は、取締役会その他の重要な会議に出席するとともに、必要に応じて取締役等からの業務執行状況等の聴取、重要書類の閲覧、支店の往査等を行っております。

会計監査の状況

当行は、会計監査人として有限責任監査法人トーマツと監査契約を締結し、会計監査を受けております。第8期(平成28年3月期)において業務を執行した公認会計士(指定有限責任社員)は、梅津知充氏(継続監査年数(*)3年)、吉田波也人氏(同2年)及び石坂武嗣氏(同1年)です。

(*)継続監査年数は、会社法監査の指定有限責任社員としての継続年数を記載しております。金融商品取引法監査の指定有限責任社員としての継続監査年数については、梅津氏が3年、吉田氏が2年、及び石坂氏が1年となります(なお、監査対象年度を基準にした年数です。)

補助者は、システム専門家、税理士、公正価値評価専門家、年金数理専門家、不動産鑑定士等も含め、計73名となっております。

また、当行では、監査役、監査部及び会計監査人は、定期的ないし必要に応じて意見・情報交換を行い、有効かつ適切な監査を行うための連携に努めております。

社外取締役及び社外監査役の人的関係、資本的关系又は取引関係その他の利害関係の概要

社外取締役である三村明夫氏は新日鐵住金株式会社の相談役名誉会長ですが、当行との間に特別な利害関係はありません。なお、当行は、新日鐵住金株式会社との通常の営業取引があります。

その他の社外取締役及び社外監査役と、当行との間に特別な利害関係はありません。

当行は、社外取締役及び社外監査役との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき責任限定契約を締結しております。

社外取締役及び監査役との間の会社法第427条第1項に規定する契約(責任限定契約)の概要

当行は、定款において社外取締役及び監査役の責任限定契約に関する規定を設けており、社外取締役及び監査役との間において、会社法第423条第1項の損害賠償責任について、職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときは、会社法第425条第1項各号の額の合計額を限度とする契約を締結しております。

取締役の定数

当行の取締役は、13名以内とする旨を定款で定めております。

取締役の選任の決議要件

当行は、取締役の選任決議については、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う旨、定款に定めております。また、取締役の選任決議は、累積投票によらないものとする旨を定款に定めております。

取締役及び監査役の責任減免

当行は、職務の遂行にあたり期待される役割を十分に発揮できるようにするため、会社法第426条第1項の規定により、任務を怠ったことによる取締役（取締役であった者を含む。）及び監査役（監査役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる旨定款に定めております。

株主総会の特別決議要件

当行は、株主総会の円滑な運営を行うことを目的として、会社法第309条第2項に定める特別決議について、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う旨定款に定めております。

法令等遵守（コンプライアンス）態勢及びリスク管理態勢の整備の状況

法令等遵守及びリスク管理態勢として、具体的に以下のとおり取り組んでおります。

<法令等遵守態勢>

法令等遵守が当行の経営における最重要課題の一つであることを認識し、役職員の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための基本方針として、企業理念、法令等遵守基本方針及び法令等の遵守に関する規程を定めております。

当行ではこうした法令等遵守に関する基本規程のほか、コンプライアンスマニュアル、コンプライアンスプログラムの制定・行内周知を通じて、以下の概要にて法令等遵守の徹底に取り組んでおります。

1. 法令等の遵守に関する方針

当行では、法令等の遵守に関する規程において法令等の遵守に関する方針を、以下のとおり定めています。

・役職員は、当行の社会的使命及び銀行の公の責任を深く自覚し、かつ個々の違法行為及び不正な業務が当行全体の信用の失墜を招き、D B J法に定める当行の目的の履行に多大な支障を来すことを十分認識し、常に法令等を遵守した適切な業務を行わなければならない。

・役職員は、業務の適法性及び適切性に関して当行が国民に対する説明責任を有することを十分自覚して、業務を行わなければならない。

2. 法令等遵守態勢

当行では、法令等の遵守に関連する事項の企画・立案及び法令等の遵守の総合調整を行う統括セクションとして法務・コンプライアンス部を設置しています。また、法令等遵守に関する決定及び審議機関として一般リスク管理委員会を設置し、法令等遵守の実践状況の把握や行内体制の改善等について決定及び審議をしています。

また当行では、法令等に違反する行為を早期に発見し解決すること等を目的として、内部通報制度「コンプライアンス・ホットライン」を設けています。

なお、当行では利益相反管理に関する基本方針として「利益相反管理規程」を策定し、お客様の利益が不当に害されることのないよう、利益相反管理体制を整備しています。

<リスク管理態勢>

当行では、経営の健全性を確保するため、業務やリスクの特性に応じてリスクを適切に管理し、コントロールしていくことを経営上の最重要課題として認識し、リスク管理態勢の整備に取り組んでいます。

当行の統合リスク管理という観点においては、担当取締役の業務職掌のもと、リスク統括部において、当行全体のリスク量総枠を一定の目標水準にコントロールするとともに、各リスクカテゴリー別にリスクガイドラインを設定した統合リスク管理を行っております。

1. リスク管理態勢

当行では、経営の健全性を確保するため、リスク管理を行っています。具体的には、管理すべきリスクの管理部門を明確化し、リスクカテゴリーごとの適切な管理を進めるとともに、リスク統括部を統括部門とするリスク管理態勢を構築しています。ALM・リスク管理委員会は、取締役会の定めた総合的なリスク管理に関する基本方針に基づき、各リスクについての重要事項の審議及び定期的なモニタリング等を行っています。

2. 信用リスク管理

信用リスクとは、与信先の財務状況の悪化等により、資産の価値が減少ないし消失し、損失を被るリスクをいいます。信用リスク管理には、個別案件の与信管理及び銀行全体としてのポートフォリオ管理が必要です。

[個別案件の与信管理]

当行は、投融資にあたっては、事業主体のプロジェクト遂行能力や、プロジェクトの採算性などを中立・公平な立場から審査しているほか、債務者格付制度を設けています。また当行は、「銀行法」及び「金融機能の再生のための緊急措置に関する法律」（平成10年法律第132号）の対象ではありませんが、金融庁の「金融検査マニュアル」等に準拠した「自己査定基準」に則り、自主的に資産の自己査定を実施し、信用リスクの適時かつ適切な把握に努めています。「資産自己査定」の結果は監査法人の監査を受けるほか経営陣に報告され、信用リスクや与信額の限度に応じた債務者のモニタリングに活用されています。

当行では、個別案件の審査・与信管理にあたり、営業担当部署と審査部署を分離し、相互に牽制が働く態勢としています。また、投融資決定委員会を開催し、個別案件の管理・運営における重要事項を審議しています。これらの相互牽制機能により、適切な与信運営を実施する管理態勢を構築しています。

・債務者格付制度

当行の債務者格付は、取引先等の信用状況を把握する方法として、「評点格付」と「債務者区分」を統合した信用度の尺度を用いて実施しています。

「評点格付」とは、業種横断的な指標・評価項目を選択し、取引先等の信用力を定量・定性の両面からスコアリングにより評価するものです。一方、「債務者区分」とは、一定の抽出事由に該当した債務者について、実態的な財務内容、資金繰り、債務返済の履行状況等により、その返済能力等を総合的に判断するものです。

・資産自己査定制度

資産自己査定とは、債務者格付と対応する債務者区分及び担保・保証等の状況をもとに、回収の危険性、又は価値の毀損の危険性の度合に応じて資産の分類を行うことであり、適時かつ適切な償却・引当等を実施するためのものです。

[ポートフォリオ管理]

ポートフォリオ管理については、債務者格付等を基礎に統計分析を行い、与信ポートフォリオ全体が内包する信用リスク量を計測しています。信用リスク量は、一定の与信期間に発生すると予想される損失額の平均値である期待損失（EL：Expected Loss）と、一定の確率で生じ得る最大損失からELの額を差し引いた非期待損失（UL：Unexpected Loss）によって把握され、ELとULの計測結果をALM・リスク管理委員会に報告しています。

こうしたモニタリングや対応方針の検討を通じて、リスクの制御及びリスクリターンの改善について鋭意検討を進めています。

3. 市場リスク・流動性リスク管理

[市場リスク]

市場リスクとは、金利・為替・株式など、市場のさまざまなリスク要因の変動により、保有する資産・負債（オフバランス取引を含む。）の価値が変動し損失を被るリスク、資産・負債から生み出される収益が変動し損失を被るリスクをいい、当行では主に金利リスクと為替リスクとに大別されます。

・金利リスク

金利リスクとは、金利の変動に伴い損失を被るリスクのことで、資産と負債の金利又は期間のミスマッチが存在している中で金利が変動することにより、利益が低下ないしは損失を被るリスクです。

当行は、融資業務に付随する金利リスクに関し、キャッシュ・フロー・ラダー分析（ギャップ分析）、VaR（Value at Risk）、金利感応度分析（Basis Point Value）等に基づいたリスク量の計測・分析を実施しています。また、この融資業務の金利リスクに関連し、ヘッジ目的に限定した金利スワップを一部行っています。なお、当行は特定取引（トレーディング）業務を行っていないので、同業務に付随するリスクはありません。

・為替リスク

為替リスクとは、外貨建資産・負債についてネットベースで資産超又は負債超ポジションとなっていた場合に、為替の価格が当初予定されていた価格と相違することによって損失が発生するリスクです。当行の為替リスクは外貨建投融资及び外貨建債券発行等により発生します。これについては、為替スワップ取引等を利用することにより適宜リスクヘッジを行っています。

なお、スワップにともなうカウンターパーティリスクについては、スワップ取引相手相手の信用力を常時把握するとともに、カウンターパーティ毎に限度枠を設けて管理を行っています。

[流動性リスク]

流動性リスクとは、運用と調達の期間のミスマッチや予期せぬ資金の流出により、必要な資金確保が困難になる、又は通常よりも著しく高い金利での資金調達を余儀なくされることにより損失を被るリスク（資金流動性リスク）と、市場の混乱等により市場において取引ができなくなったり、通常よりも著しく不利な価格での取引を余儀なくされることにより損失を被るリスク（市場流動性リスク）があります。

当行における資金調達は主に、預金をはじめとする短期資金ではなく、社債や長期借入金に加え、国の財政投融资計画に基づく財政融資資金、政府保証債などの長期・安定的な資金に依拠しています。

また、不測の短期資金繰り状況等に備え、資金繰りの逼迫度合いに応じて適切な対応策（コンティンジェンシー・プラン）を予め定めています。

さらに、日銀決済のRTGS（Real Time Gross Settlement：1取引ごとに即時に決済を行う方式）を活用して営業時間中の流動性を確保するとともに、決済状況について適切な管理を実施しています。

当行では、信用リスクのみならず、市場リスク・流動性リスクについても、ALM・リスク管理委員会において審議を行っています。

4．オペレーショナル・リスク管理

当行では、内部プロセス・人・システムが不適切若しくは機能しないこと、又は外生的事象が生起することから生じる損失に係るリスクを、オペレーショナル・リスクと定義しています。当行においては、リスク管理態勢の整備等の取り組みを通じて、リスクの削減と顕在化の防止に努めています。

オペレーショナル・リスク管理については、一般リスク管理委員会において審議を行います。

オペレーショナル・リスク管理のうち、特に事務リスク管理及びシステムリスク管理については、以下のとおりです。

[事務リスク管理]

事務リスクとは、役職員が正確な事務を怠る、あるいは事故・不正等を起こすことにより損失を被るリスクです。当行においては、マニュアルの整備、事務手続きにおける相互チェックの徹底、教育・研修の実施、システム化による事務作業負担の軽減等を通じ、事務リスクの削減と発生の防止に努めています。

[システムリスク管理]

システムリスクとは、コンピュータシステムのダウン又は誤作動などシステムの不備等に伴い損失を被るリスク、さらにコンピュータが不正に使用されることにより損失を被るリスクを指します。当行においては「システムリスク管理規程」に基づき、システムリスク管理を一元的に行うためにシステムリスク管理部門を設置し、情報システムの企画・開発、運用及び利用の各局面におけるセキュリティスタンダードを定めることにより全行的なシステムリスク管理態勢の充実、システムリスク管理業務の適切な遂行に努めています。

役員報酬の内容

1. 当行における役員報酬の内容等

第8期（平成28年3月期）における当行役員に対する報酬実績は、以下のとおりであります。
（単位：百万円）

区分	支給人数	報酬等
取締役	16	206（うち社外取締役15）
監査役	5	71
計	21	277

（注）1. 報酬等の額には、取締役に対する役員賞与（12百万円（うち社外取締役 - 百万円））が含まれておりません。

2. 報酬等の額には、取締役及び監査役に対する役員退職慰労引当金繰入額及び役員退職慰労金（取締役14百万円（うち社外取締役 - 百万円）、監査役4百万円）が含まれております。

3. 支給人数及び報酬等の額には、前事業年度に辞任した取締役1名及び当事業年度に退任した取締役5名が含まれております。

2. 当行における役員報酬の決定方針

当行の取締役及び監査役の報酬は、株主総会で承認された各報酬総額の範囲内において、以下のとおり決定しております。

・取締役

取締役の報酬は、取締役の報酬に関する社会的動向、当行の業績、職員給与との衡平その他報酬水準の決定に際し斟酌すべき事項を勘案の上、取締役の職位及び職責に応じて決定しております。

・監査役

監査役の報酬は、監査役の協議により決定しております。

なお、当行では、報酬に関する透明性、客観性を確保する観点から、取締役会の諮問機関として社外取締役を含む取締役からなる報酬委員会を設置し、当行に相応しい役員報酬制度のあり方等について検討を行っております。

（2）【監査報酬の内容等】

【監査公認会計士等に対する報酬の内容】

区分	前連結会計年度		当連結会計年度	
	監査証明業務に基づく報酬（百万円）	非監査業務に基づく報酬（百万円）	監査証明業務に基づく報酬（百万円）	非監査業務に基づく報酬（百万円）
提出会社	153	21	164	18
連結子会社	22	1	22	1
計	175	23	187	19

（注）監査証明業務とは、公認会計士法第2条第1項に該当する業務です。当行と監査法人との間の監査契約において、会社法上の監査と金融商品取引法上の監査の監査報酬の額を区別しておらず、実質的にも区分できないため、これらの合計額で記載しております。

【その他重要な報酬の内容】

当行の一部の連結子会社は、当行の監査公認会計士等と同一のネットワークに属しているデロイトトウシュトーマツのメンバーファームに対し、監査証明業務に基づく報酬及び非監査業務に基づく報酬として、前連結会計年度18百万円、当連結会計年度15百万円を支払っております。

【監査公認会計士等の提出会社に対する非監査業務の内容】

前連結会計年度及び当連結会計年度において、財務報告の態勢に関する助言・指導業務等を委託しております。

【監査報酬の決定方針】

該当事項はありません。

第5【経理の状況】

1．当行の連結財務諸表は、「連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和51年大蔵省令第28号。以下「連結財務諸表規則」という。）に基づいて作成しておりますが、資産及び負債の分類並びに収益及び費用の分類は、「株式会社日本政策投資銀行の会計に関する省令」（平成20年財務省令第60号）に準拠しております。

なお、当連結会計年度（平成27年4月1日から平成28年3月31日まで）の連結財務諸表に含まれる比較情報に係る、資産及び負債の分類並びに収益及び費用の分類については、「株式会社日本政策投資銀行の会計に関する省令の一部を改正する省令」（平成27年6月26日財務省令第61号）附則第2項により、改正前の株式会社日本政策投資銀行の会計に関する省令に準拠しております。

2．当行の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号。以下「財務諸表等規則」という。）に基づいて作成しておりますが、資産及び負債の分類並びに収益及び費用の分類は、「株式会社日本政策投資銀行の会計に関する省令」（平成20年財務省令第60号）に準拠しております。

なお、当事業年度（平成27年4月1日から平成28年3月31日まで）の財務諸表に含まれる比較情報に係る、資産及び負債の分類並びに収益及び費用の分類については、「株式会社日本政策投資銀行の会計に関する省令の一部を改正する省令」（平成27年6月26日財務省令第61号）附則第2項により、改正前の株式会社日本政策投資銀行の会計に関する省令に準拠しております。

3．当行は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、連結会計年度（自平成27年4月1日 至平成28年3月31日）の連結財務諸表及び事業年度（自平成27年4月1日 至平成28年3月31日）の財務諸表について、有限責任監査法人トーマツの監査証明を受けております。

4．当行は、連結財務諸表等の適正性を確保するための特段の取組みを行っております。具体的には、会計基準等の内容を適切に把握し、又は会計基準等の変更等についての確に対応することができる体制を整備するため、公益財団法人財務会計基準機構に加入し、企業会計基準委員会等の行う研修に参加しております。

1 【連結財務諸表等】

(1) 【連結財務諸表】

【連結貸借対照表】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (平成27年3月31日)	当連結会計年度 (平成28年3月31日)
資産の部		
現金預け金	7, 8 317,772	7, 8 461,312
コールローン及び買入手形	335,000	-
買現先勘定	2 5,299	2 -
金銭の信託	54,853	17,786
有価証券	1, 7, 11 1,887,906	1, 7, 11 1,803,087
貸出金	3, 4, 5, 6, 7, 9 13,261,343	3, 4, 5, 6, 7, 9 12,952,567
その他資産	7 140,943	7 175,076
有形固定資産	7, 8, 10 266,196	7, 8, 10 368,846
建物	20,362	19,221
土地	91,788	91,578
リース資産	9	4
建設仮勘定	2,353	4,491
その他の有形固定資産	151,681	253,550
無形固定資産	6,180	7,668
ソフトウェア	4,277	4,970
その他の無形固定資産	1,902	2,697
退職給付に係る資産	2,508	2,458
繰延税金資産	363	374
支払承諾見返	167,482	180,124
貸倒引当金	84,717	61,529
投資損失引当金	525	594
資産の部合計	16,360,608	15,907,180
負債の部		
債券	7 3,220,206	7 3,221,870
借入金	7, 8 8,598,219	7, 8 7,892,171
社債	8 1,349,102	8 1,506,038
その他負債	225,816	181,043
賞与引当金	4,658	4,731
役員賞与引当金	11	11
退職給付に係る負債	7,959	7,997
役員退職慰労引当金	72	63
偶発損失引当金	12	16
繰延税金負債	39,793	28,910
支払承諾	167,482	180,124
負債の部合計	13,613,334	13,022,979

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (平成27年3月31日)	当連結会計年度 (平成28年3月31日)
純資産の部		
資本金	1,206,953	1,000,424
危機対応準備金	-	12,206,529
特定投資準備金	-	13,130,000
特定投資剰余金	-	13,618
資本剰余金	1,060,466	995,466
利益剰余金	344,728	456,591
株主資本合計	2,612,147	2,789,629
その他有価証券評価差額金	85,865	55,074
繰延ヘッジ損益	33,311	34,561
為替換算調整勘定	1,617	429
退職給付に係る調整累計額	12	83
その他の包括利益累計額合計	120,781	89,982
非支配株主持分	14,344	4,588
純資産の部合計	2,747,274	2,884,200
負債及び純資産の部合計	16,360,608	15,907,180

【連結損益計算書及び連結包括利益計算書】

【連結損益計算書】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日)
経常収益	339,043	358,606
資金運用収益	235,689	215,315
貸出金利息	204,905	185,136
有価証券利息配当金	22,463	22,123
コールローン利息及び買入手形利息	149	82
買現先利息	231	226
預け金利息	51	54
金利スワップ受入利息	7,720	7,549
その他の受入利息	167	141
役務取引等収益	8,696	11,326
その他業務収益	13,084	9,526
その他経常収益	81,573	122,438
貸倒引当金戻入益	25,601	17,488
償却債権取立益	3,009	8,274
その他の経常収益	¹ 52,962	¹ 96,676
経常費用	186,001	173,449
資金調達費用	117,849	106,932
債券利息	36,488	35,056
コールマネー利息及び売渡手形利息	0	0
借入金利息	76,788	66,981
短期社債利息	12	202
社債利息	4,497	4,623
その他の支払利息	62	68
役務取引等費用	713	798
その他業務費用	10,751	7,479
営業経費	43,562	46,041
その他経常費用	13,125	12,197
投資損失引当金繰入額	65	69
その他の経常費用	² 13,059	² 12,127
経常利益	153,041	185,156
特別利益	872	4,071
固定資産処分益	649	70
負ののれん発生益	223	4,000
特別損失	250	2,494
固定資産処分損	130	99
減損損失	120	347
段階取得に係る差損	-	2,047
税金等調整前当期純利益	153,662	186,733
法人税、住民税及び事業税	51,593	51,795
法人税等調整額	7,381	5,867
法人税等合計	58,974	57,663
当期純利益	94,687	129,070
非支配株主に帰属する当期純利益	1,928	117
親会社株主に帰属する当期純利益	92,758	128,952

【連結包括利益計算書】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日)
当期純利益	94,687	129,070
その他の包括利益	156,155	130,810
その他有価証券評価差額金	51,094	35,774
繰延ヘッジ損益	3,538	1,533
為替換算調整勘定	692	592
退職給付に係る調整額	922	62
持分法適用会社に対する持分相当額	93	4,086
包括利益	150,843	98,259
(内訳)		
親会社株主に係る包括利益	146,002	98,152
非支配株主に係る包括利益	4,841	107

【連結株主資本等変動計算書】

前連結会計年度（自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日）

（単位：百万円）

	株主資本						
	資本金	危機対応準備金	特定投資準備金	特定投資剰余金	資本剰余金	利益剰余金	株主資本合計
当期首残高	1,206,953	-	-	-	1,060,466	282,733	2,550,152
会計方針の変更による累積的影響額						41	41
会計方針の変更を反映した当期首残高	1,206,953	-	-	-	1,060,466	282,774	2,550,193
当期変動額							
剰余金の配当						30,804	30,804
親会社株主に帰属する当期純利益						92,758	92,758
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）							
当期変動額合計	-	-	-	-	-	61,954	61,954
当期末残高	1,206,953	-	-	-	1,060,466	344,728	2,612,147

	その他の包括利益累計額					非支配株主持分	純資産合計
	その他有価証券評価差額金	繰延ヘッジ損益	為替換算調整勘定	退職給付に係る調整累計額	その他の包括利益累計額合計		
当期首残高	37,767	30,006	709	944	67,538	10,022	2,627,714
会計方針の変更による累積的影響額							41
会計方針の変更を反映した当期首残高	37,767	30,006	709	944	67,538	10,022	2,627,755
当期変動額							
剰余金の配当							30,804
親会社株主に帰属する当期純利益							92,758
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	48,098	3,305	907	932	53,243	4,321	57,564
当期変動額合計	48,098	3,305	907	932	53,243	4,321	119,519
当期末残高	85,865	33,311	1,617	12	120,781	14,344	2,747,274

当連結会計年度（自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日）

（単位：百万円）

	株主資本						
	資本金	危機対応準備金	特定投資準備金	特定投資剰余金	資本剰余金	利益剰余金	株主資本合計
当期首残高	1,206,953	-	-	-	1,060,466	344,728	2,612,147
当期変動額							
政府の出資			65,000				65,000
資本金から危機対応準備金への振替	206,529	206,529					-
資本剰余金から特定投資準備金への振替			65,000		65,000		-
剰余金の配当						22,514	22,514
親会社株主に帰属する当期純利益						128,952	128,952
利益剰余金から特定投資剰余金への振替				618		618	-
持分法適用会社の増加に伴う増加						6,043	6,043
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）							
当期変動額合計	206,529	206,529	130,000	618	65,000	111,862	177,481
当期末残高	1,000,424	206,529	130,000	618	995,466	456,591	2,789,629

	その他の包括利益累計額					非支配株主持分	純資産合計
	その他有価証券評価差額金	繰延ヘッジ損益	為替換算調整勘定	退職給付に係る調整累計額	その他の包括利益累計額合計		
当期首残高	85,865	33,311	1,617	12	120,781	14,344	2,747,274
当期変動額							
政府の出資							65,000
資本金から危機対応準備金への振替							-
資本剰余金から特定投資準備金への振替							-
剰余金の配当							22,514
親会社株主に帰属する当期純利益							128,952
利益剰余金から特定投資剰余金への振替							-
持分法適用会社の増加に伴う増加							6,043
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	30,790	1,249	1,188	70	30,799	9,755	40,555
当期変動額合計	30,790	1,249	1,188	70	30,799	9,755	136,925
当期末残高	55,074	34,561	429	83	89,982	4,588	2,884,200

【連結キャッシュ・フロー計算書】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日)
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税金等調整前当期純利益	153,662	186,733
減価償却費	5,012	5,245
のれん償却額	111	107
負ののれん発生益	223	4,000
段階取得に係る差損益(は益)	-	2,047
減損損失	120	347
持分法による投資損益(は益)	2,299	6,140
貸倒引当金の増減()	28,279	23,188
投資損失引当金の増減額(は減少)	65	69
賞与引当金の増減額(は減少)	23	74
役員賞与引当金の増減額(は減少)	0	0
退職給付に係る資産の増減額(は増加)	2,808	50
退職給付に係る負債の増減額(は減少)	426	37
偶発損失引当金の増減額(は減少)	5	3
資金運用収益	235,689	215,315
資金調達費用	117,849	106,932
有価証券関係損益()	37,324	72,107
金銭の信託の運用損益(は運用益)	36	251
為替差損益(は益)	21,006	41,524
固定資産処分損益(は益)	519	28
貸出金の純増()減	577,066	308,775
債券の純増減()	134,532	1,664
借入金の純増減()	584,383	718,579
普通社債発行及び償還による増減()	197,355	156,686
預け金の純増()減	38,120	40,100
コールローン等の純増()減	248,000	335,000
買現先勘定の純増()減	5,299	5,299
資金運用による収入	247,410	233,286
資金調達による支出	118,959	108,335
その他	35,399	73,119
小計	145,191	202,978
法人税等の支払額	23,112	63,023
営業活動によるキャッシュ・フロー	122,078	139,954
投資活動によるキャッシュ・フロー		
有価証券の取得による支出	755,432	458,912
有価証券の売却による収入	64,716	183,113
有価証券の償還による収入	575,039	328,233
金銭の信託の増加による支出	1	85,110
金銭の信託の減少による収入	79,580	123,065
有形固定資産の取得による支出	33,682	87,124
有形固定資産の売却等による収入	1,793	945
無形固定資産の取得による支出	1,715	3,805
連結の範囲の変更を伴う子会社株式の取得による収入	23	1,660
投資活動によるキャッシュ・フロー	69,676	2,065

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日)
財務活動によるキャッシュ・フロー		
政府の出資による収入	-	65,000
配当金の支払額	30,804	22,514
非支配株主からの払込みによる収入	1,034	296
非支配株主への配当金の支払額	3,632	216
財務活動によるキャッシュ・フロー	33,402	42,565
現金及び現金同等物に係る換算差額	467	316
現金及び現金同等物の増減額（は減少）	19,466	184,269
現金及び現金同等物の期首残高	219,805	239,272
連結除外に伴う現金及び現金同等物の減少額	-	509
現金及び現金同等物の期末残高	1 239,272	1 423,032

【注記事項】

(連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項)

1. 連結の範囲に関する事項

(1) 連結子会社 25社

主要な連結子会社名は、「第1 企業の概況 4. 関係会社の状況」に記載しているため省略しております。

(連結の範囲の変更)

平塚ホールディング特定目的会社は当連結会計年度末に支配権を獲得したことにより、コアインベストメントジャパン特定目的会社は設立により、当連結会計年度から連結しております。

また、DBJ事業投資(株)は清算により、あすかDBJ投資事業有限責任組合は実質的な支配関係が認められない状況になったことにより、連結の範囲から除外しております。

(2) 非連結子会社 33社

主要な会社名

UDSコーポレート・メザニン2号投資事業有限責任組合

(連結の範囲から除いた理由)

非連結子会社は、その資産、経常収益、当期純損益(持分に見合う額)、利益剰余金(持分に見合う額)及びその他の包括利益累計額(持分に見合う額)等からみて、連結の範囲から除いても企業集団の財政状態及び経営成績に関する合理的な判断を妨げない程度に重要性が乏しいため、連結の範囲から除外しております。

2. 持分法の適用に関する事項

(1) 持分法適用の非連結子会社

該当ありません。

(2) 持分法適用の関連会社 25社

主要な会社名

(株)AIRDO

(持分法適用の範囲の変更)

(株)ソラシドエア(旧商号 スカイネットアジア航空(株))は重要性が増加したことにより、スカイマーク(株)他2社は新規出資等により、当連結会計年度から持分法を適用しております。また、あすかDBJ投資事業有限責任組合は、実質的な支配関係が認められない状況になったことから、連結の範囲から除外し、当連結会計年度から持分法を適用しております。

また、平塚ホールディング特定目的会社は重要性が増加したことにより、当連結会計年度から持分法を適用しておりますが、当連結会計年度末に支配権を獲得したことから、持分法の対象から除外しております。

(3) 持分法非適用の非連結子会社 33社

主要な会社名

UDSコーポレート・メザニン2号投資事業有限責任組合

(4) 持分法非適用の関連会社 94社

主要な会社名

合同会社ニュー・パースペクティブ・ワン

持分法非適用の非連結子会社及び関連会社は、当期純損益(持分に見合う額)、利益剰余金(持分に見合う額)及びその他の包括利益累計額(持分に見合う額)等からみて、持分法の対象から除いても連結財務諸表に重要な影響を与えないため、持分法の対象から除いております。

(5) 他の会社等の議決権の100分の20以上、100分の50以下を自己の計算において所有しているにもかかわらず関連会社としなかった当該他の会社等の名称

(株)伸和精工、日本省力機械(株)、(株)PRISM Pharma、(株)泉精器製作所、TES HOLDINGS LIMITED、

Grace A(株)、(株)ソシオネクスト、Sartorius Mechatronics T&H GmbH、関東運輸(株)、エスアイアイ・セミコンダクタ(株)、(株)大將軍

(関連会社としなかった理由)

投資育成目的のため出資したものであり、営業、人事、資金その他の取引を通じて出資先を傘下にいれる目的とするものではないためであります。

3. 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結財務諸表の作成にあたっては、連結子会社の財務諸表を使用しております。

連結子会社の決算日は次のとおりであります。

12月末日 17社

2月末日 1社

3月末日 7社

なお、連結決算日と上記決算日との間に生じた重要な取引については、必要な調整を行っております。

4. 会計方針に関する事項

(1) 有価証券の評価基準及び評価方法

(イ) 有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法（定額法）、持分法非適用の非連結子会社株式及び持分法非適用の関連会社株式については移動平均法による原価法、その他有価証券については原則として連結決算日の市場価格等に基づく時価法（売却原価は主として移動平均法により算定）、ただし時価を把握することが極めて困難と認められるものについては移動平均法による原価法により行っております。また、持分法非適用の投資事業組合等への出資金については組合等の事業年度に係る財務諸表等に基づいて、組合等の損益のうち持分相当額を純額で計上しております。

なお、その他有価証券の評価差額については、時価ヘッジの適用により損益に反映された額を除き、全部純資産直入法により処理しております。

(ロ) 金銭の信託において信託財産を構成している有価証券の評価は、上記（イ）と同じ方法により行っております。

(2) デリバティブ取引の評価基準及び評価方法

デリバティブ取引の評価は、時価法により行っております。

(3) 固定資産の減価償却の方法

有形固定資産（リース資産を除く）

当行の有形固定資産は、定率法（ただし、建物（建物附属設備を除く。）については定額法）を採用しております。

また、主な耐用年数は次のとおりであります。

建 物：3年～50年

その他：4年～20年

連結子会社の有形固定資産については、資産の見積耐用年数に基づき、主として定額法により償却しております。

無形固定資産（リース資産を除く）

無形固定資産は、定額法により償却しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、当行及び連結子会社で定める利用可能期間（主として5年）に基づいて償却しております。

リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係る「有形固定資産」及び「無形固定資産」中のリース資産は、リース期間を耐用年数とした定額法により償却しております。なお、残存価額については、リース契約上に残価保証の取決めがあるものは当該残価保証額とし、それ以外のものは零としております。

(4) 繰延資産の処理方法

債券発行費及び社債発行費は、支出時に全額費用として処理しております。

(5) 貸倒引当金の計上基準

当行の貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。

破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者（以下「破綻先」という。）に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者（以下「実質破綻先」という。）に係る債権については、以下のなお書きに記載されている直接減額後の帳簿価額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者（以下「破綻懸念先」という。）及び今後の管理に注意を要する債務者に対する債権のうち、債権の元本の回収及び利息の受取りに係るキャッシュ・フローを合理的に見積もることができる債権については、当該キャッシュ・フローを当初の約定利率で割り引いた金額と債権の帳簿価額との差額を貸倒引当金とする方法（キャッシュ・フロー見積法）により計上しております。

上記以外の債権については、当行の平均的な融資期間を勘案した過去の一定期間における貸倒実績から算出した貸倒実績率等に基づき計上しております。

すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した部署が第二次査定を実施しており、その査定結果に基づいて上記の引当を行っております。

なお、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は22,791百万円（前連結会計年度末は34,371百万円）であります。

連結子会社の貸倒引当金は、一般債権については過去の貸倒実績率等を勘案して必要と認められた額を、貸倒懸念債権等特定の債権については、個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額をそれぞれ計上しております。

(6) 投資損失引当金の計上基準

投資損失引当金は、投資に対する損失に備えるため、有価証券の発行会社の財政状態等を勘案して必要と認められる額を計上しております。

(7) 賞与引当金の計上基準

賞与引当金は、従業員への賞与の支払いに備えるため、従業員に対する賞与の支給見込額のうち、当連結会計年度に帰属する額を計上しております。

(8) 役員賞与引当金の計上基準

役員賞与引当金は、役員への賞与の支払いに備えるため、役員に対する賞与の支給見込額のうち、当連結会計年度に帰属する額を計上しております。

(9) 役員退職慰労引当金の計上基準

役員退職慰労引当金は、役員への退職慰労金の支払いに備えるため、役員に対する退職慰労金の支給見積額のうち、当連結会計年度末までに発生していると認められる額を計上しております。

(10) 偶発損失引当金の計上基準

偶発損失引当金は、貸付金に係るコミットメントライン契約等に関して偶発的に発生する損失に備えるため、将来発生する可能性のある損失の見積額を計上しております。

(11) 退職給付に係る会計処理の方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度末までの期間に帰属させる方法については給付算定式基準によっております。また、過去勤務費用及び数理計算上の差異の費用処理方法は次のとおりであります。

過去勤務費用：その発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数（10年）による定額法により費用処理
数理計算上の差異：各連結会計年度の発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数（10年）による定額法により按分した額を、それぞれ発生の日連結会計年度から費用処理

(12) 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

当行の外貨建資産及び負債は、主として連結決算日の為替相場による円換算額を付しております。

連結子会社の外貨建資産及び負債については、それぞれの決算日等の為替相場により換算しております。

(13) 重要なヘッジ会計の方法

ヘッジ会計の方法

金利スワップについては、繰延ヘッジ処理又は特例処理を採用しております。なお、包括ヘッジについては、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号 平成14年2月13日）を適用しております。

通貨スワップについては、為替変動リスクのヘッジについて振当処理の要件を充たしているため、ヘッジ対象である外貨建金銭債権債務等について振当処理を採用しております。

また、外貨建子会社株式及び関連会社株式並びに外貨建その他有価証券（債券以外）の為替変動リスクをヘッジするため、包括ヘッジとして繰延ヘッジ及び時価ヘッジを適用しております。

ヘッジ手段とヘッジ対象

a. ヘッジ手段...金利スワップ

ヘッジ対象...債券・借入金・社債・有価証券及び貸出金

b. ヘッジ手段...通貨スワップ

ヘッジ対象...外貨建金銭債権・外貨建有価証券・外貨建債券・外貨建借入金及び外貨建社債

c. ヘッジ手段...外貨建直先負債

ヘッジ対象...外貨建子会社株式及び関連会社株式並びに外貨建その他有価証券（債券以外）

ヘッジ方針

金利変動リスク又は為替変動リスクを回避する目的で金利スワップ取引又は通貨スワップ取引等を行っており、ヘッジ対象の識別は個別契約又は一定のグループ毎に行っております。

ヘッジの有効性評価の方法

リスク管理方針に従って、リスク減殺効果を検証し、ヘッジの有効性を評価しております。

なお、包括ヘッジに関して、相場変動を相殺する金利スワップについては、ヘッジ対象とヘッジ手段を一定の残存期間毎にグルーピングのうえ特定し、有効性の評価をしております。また、キャッシュ・フローを固定する金利スワップについては、ヘッジ対象とヘッジ手段の金利変動要素の相関関係の検証により有効性の評価をしております。

外貨建子会社株式及び関連会社株式並びに外貨建その他有価証券（債券以外）の為替リスクヘッジに関しては、事前にヘッジ対象となる外貨建有価証券の銘柄を特定し、当該外貨建有価証券について外貨ベースで取得原価以上の直先負債が存在していることを確認することにより有効性の評価をしております。

また、個別ヘッジに関して、特例処理の要件を充たしている金利スワップ及び振当処理の要件を充たしている通貨スワップについては、有効性の評価を省略しております。

(14) のれんの償却方法及び償却期間

のれんについては、投資効果の発現する期間を見積り、当該期間において均等償却しております。また、金額に重要性が乏しい場合には、発生年度において一括償却しております。

(15) 連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲

連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲は、連結貸借対照表上の「現金預け金」のうち現金及び流動性預け金であります。

(16) 消費税等の会計処理

当行及び国内連結子会社の消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

(17) 不動産開発事業に係る支払利息の取得原価への算入

一部の国内連結子会社の不動産開発事業に係る正常な開発期間中の支払利息については、資産の取得原価に算入しております。

(会計方針の変更)

(「企業結合に関する会計基準」等の適用)

「企業結合に関する会計基準」(企業会計基準第21号 平成25年9月13日。以下、「企業結合会計基準」という。)、
「連結財務諸表に関する会計基準」(企業会計基準第22号 平成25年9月13日。以下、「連結会計基準」という。)及び
「事業分離等に関する会計基準」(企業会計基準第7号 平成25年9月13日。以下、「事業分離等会計基準」という。)
等を、当連結会計年度から適用し、支配が継続している場合の子会社に対する当行の持分変動による差額を資本剰余金として計上するとともに、取得関連費用を発生した連結会計年度の費用として計上する方法に変更しております。また、当連結会計年度の期首以後実施される企業結合については、暫定的な会計処理の確定による取得原価の配分額の見直しを企業結合日の属する連結会計年度の連結財務諸表に反映させる方法に変更いたします。加えて、当期純利益等の表示の変更及び少数株主持分から非支配株主持分への表示の変更を行っております。当該表示の変更を反映させるため、前連結会計年度については、連結財務諸表の組替えを行っております。

当連結会計年度の連結キャッシュ・フロー計算書においては、連結範囲の変動を伴わない子会社株式の取得または売却に係るキャッシュ・フローについては、「財務活動によるキャッシュ・フロー」の区分に記載し、連結範囲の変動を伴う子会社株式の取得関連費用もしくは連結範囲の変動を伴わない子会社株式の取得または売却に関連して生じた費用に係るキャッシュ・フローは、「営業活動によるキャッシュ・フロー」の区分に記載しております。

企業結合会計基準等の適用については、企業結合会計基準第58-2項(4)、連結会計基準第44-5項(4)及び事業分離等会計基準第57-4項(4)に定める経過的な取扱いに従っており、当連結会計年度の期首時点から将来にわたって適用しております。

なお、当連結会計年度において、連結財務諸表に与える影響額はありません。

(未適用の会計基準等)

「繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第26号 平成28年3月28日)

(1) 概要

本適用指針は、主に日本公認会計士協会 監査委員会報告第66号「繰延税金資産の回収可能性の判断に関する監査上の取扱い」において定められている繰延税金資産の回収可能性に関する指針について基本的にその内容を引き継いだ上で、一部見直しが行われたものです。

(2) 適用予定日

当行は、当該適用指針を平成28年4月1日に開始する連結会計年度の期首から適用する予定であります。

(3) 当該会計基準等の適用による影響

当該適用指針の適用による影響は、評価中であります。

(追加情報)

特定投資業務は、平成27年5月20日に公布・施行された株式会社日本政策投資銀行法の一部を改正する法律(平成27年法律第23号)により、当行による成長資金の供給を強化するために新たに措置された法定業務です。

本業務は、政府の産業投資特別会計を活用した新たな投資スキームであり、本業務にかかる出資額を管理するため、当行の純資産のうち、資本金や資本準備金から区分して開示しております。なお、開示項目についての詳細は、「(連結貸借対照表関係)」に記載しております。

(連結貸借対照表関係)

1. 非連結子会社及び関連会社の株式又は出資金の総額

	前連結会計年度 (平成27年3月31日)	当連結会計年度 (平成28年3月31日)
株式	30,307百万円	33,638百万円
出資金	44,846 "	80,835 "

2. 現先取引により受け入れている有価証券のうち、売却又は(再)担保という方法で自由に処分できる権利を有する有価証券は次のとおりであります。なお、(再)担保に差し入れている有価証券は該当ありません。

	前連結会計年度 (平成27年3月31日)	当連結会計年度 (平成28年3月31日)
当連結会計年度末に当該処分をせずに 所有している有価証券	5,299百万円	- 百万円

3. 貸出金のうち、破綻先債権額及び延滞債権額は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (平成27年3月31日)	当連結会計年度 (平成28年3月31日)
破綻先債権額	- 百万円	786百万円
延滞債権額	80,537 "	53,893 "

なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金(貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。)のうち、法人税法施行令(昭和40年政令第97号)第96条第1項第3号イからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金であります。

また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。

4. 貸出金のうち、3ヵ月以上延滞債権額は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (平成27年3月31日)	当連結会計年度 (平成28年3月31日)
3ヵ月以上延滞債権額	- 百万円	- 百万円

なお、3ヵ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が、約定支払日の翌日から3月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。

5. 貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (平成27年3月31日)	当連結会計年度 (平成28年3月31日)
貸出条件緩和債権額	21,741百万円	27,792百万円

なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3ヵ月以上延滞債権に該当しないものであります。

6. 破綻先債権額、延滞債権額、3ヵ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (平成27年3月31日)	当連結会計年度 (平成28年3月31日)
合計額	102,278百万円	82,472百万円

なお、上記3. から6. に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。

7. 担保に供している資産は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (平成27年3月31日)	当連結会計年度 (平成28年3月31日)
担保に供している資産		
現金預け金	3,110百万円	4,689百万円
有形固定資産	48,640 "	73,518 "
計	51,750 "	78,208 "
担保資産に対応する債務		
借入金	32,000百万円	51,451百万円

上記のほか、為替決済等の取引の担保あるいは先物取引証拠金等の代用として、次のものを差し入れております。

	前連結会計年度 (平成27年3月31日)	当連結会計年度 (平成28年3月31日)
有価証券	113,580百万円	115,563百万円
貸出金	562,189 "	461,856 "

出資先が第三者より借入を行うにあたり、その担保として、次のものを差し入れております。

	前連結会計年度 (平成27年3月31日)	当連結会計年度 (平成28年3月31日)
有価証券	- 百万円	7,400百万円

また、その他資産には、先物取引差入証拠金、金融商品等差入担保金、中央清算機関差入証拠金及び保証金が含まれておりますが、その金額は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (平成27年3月31日)	当連結会計年度 (平成28年3月31日)
先物取引差入証拠金	937百万円	937百万円
金融商品等差入担保金	- "	12,936 "
中央清算機関差入証拠金	10,255 "	21,662 "
保証金	63 "	73 "

なお、このほか、株式会社日本政策投資銀行法附則第17条及び旧日本政策投資銀行法第43条等の規定により、日本政策投資銀行から承継した次の債券について、当行の財産を一般担保に供しております。

	前連結会計年度 (平成27年3月31日)	当連結会計年度 (平成28年3月31日)
債券	1,488,822百万円	1,330,054百万円

8. 連結した特別目的会社のノンリコース債務は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (平成27年3月31日)	当連結会計年度 (平成28年3月31日)
ノンリコース債務		
借入金	32,000百万円	51,451百万円
社債	7,500 "	4,750 "
当該ノンリコース債務に対応する資産		
現金預け金	6,586百万円	4,689百万円
有形固定資産	48,640 "	73,518 "

9. 貸付金に係るコミットメントライン契約等は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸し付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (平成27年3月31日)	当連結会計年度 (平成28年3月31日)
融資未実行残高	598,519百万円	841,229百万円
うち契約残存期間が1年以内のもの	157,423 "	394,333 "

なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当行及び連結子会社の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、当行及び連結子会社が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に（半年毎に）予め定めている行内（社内）手続に基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。

10. 有形固定資産の減価償却累計額

	前連結会計年度 (平成27年3月31日)	当連結会計年度 (平成28年3月31日)
減価償却累計額	10,513百万円	13,406百万円

11. 「有価証券」中の社債のうち、有価証券の私募（金融商品取引法第2条第3項）による社債に対する保証債務の額

	前連結会計年度 (平成27年3月31日)	当連結会計年度 (平成28年3月31日)
	2,616百万円	3,032百万円

12. 株式会社日本政策投資銀行法附則第2条の22等に基づき、危機対応業務の適確な実施のため、政府が出資した金額の累計額を危機対応準備金として計上しております。

なお、危機対応準備金は次の性格を有しております。

- (1) 剰余金の額の計算においては、同法附則第2条の25の規定に基づき、危機対応準備金の額は、資本金及び準備金の額の合計額に算入されます。
- (2) 欠損のてん補を行う場合、同法附則第2条の26の規定に基づき、資本準備金の額及び利益準備金の額がゼロとなったときは、危機対応準備金の額を減少することができます。なお、危機対応準備金の額を減少した後において剰余金の額が零を超えることとなったときは、同法附則第2条の26の規定に基づき、危機対応準備金の額を増加しなければなりません。
- (3) 危機対応業務の適確な実施のために必要な財政基盤が十分に確保されるに至ったと当行が認める場合には、同法附則第2条の27の規定に基づき、株主総会の決議及び財務大臣の認可によって、危機対応準備金の額の全部又は一部に相当する金額を国庫に納付するものとされています。
- (4) 仮に清算することとなった場合には、その債務を弁済してなお残余財産があるときは、同法附則第2条の28の規定に基づき、危機対応準備金の額を国庫に納付するものとされています。

13. 株式会社日本政策投資銀行法附則第2条の23に基づき、特定投資業務の適確な実施のため、政府が出資した金額及び資本準備金の額から振り替えた金額を特定投資準備金として計上しております。また、特定投資業務に係る損益計算上生じた利益又は損失を利益剰余金の額から振り替え、特定投資剰余金として計上しております。

なお、特定投資準備金及び特定投資剰余金は次の性格を有しております。

- (1) 剰余金の額の計算においては、同法附則第2条の25の規定に基づき、特定投資準備金及び特定投資剰余金の額は、資本金及び準備金の額の合計額に算入されます。
- (2) 欠損のてん補を行う場合、同法附則第2条の26の規定に基づき、資本準備金の額及び利益準備金の額がゼロとなったときは、特定投資準備金又は特定投資剰余金の額を減少することができます。なお、特定投資準備金又は特定投資剰余金の額を減少した後において剰余金の額が零を超えることとなったときは、同法附則第2条の26の規定に基づき、特定投資準備金又は特定投資剰余金の額を増加しなければなりません。
- (3) 特定投資業務の適確な実施のために必要がないと当行が認める場合には、同法附則第2条の27の規定に基づき、株主総会の決議及び財務大臣の認可によって、特定投資準備金又は特定投資剰余金の額の全部又は一部に相当する金額を国庫に納付することができます。

(4) 仮に清算することとなった場合には、その債務を弁済してなお残余財産があるときは、同法附則第2条の28の規定に基づき、国庫に帰属すべき額に相当する特定投資準備金及び特定投資剰余金の額を国庫に納付するものとされています。

(連結損益計算書関係)

1. その他の経常収益には、次のものを含んでおります。

	前連結会計年度 (自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日)
株式等売却益	21,189百万円	46,163百万円
持分法による投資損益	2,299 "	6,140 "
投資事業組合等利益	22,301 "	34,057 "
土地建物賃貸料	3,468 "	5,126 "

2. その他の経常費用には、次のものを含んでおります。

	前連結会計年度 (自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日)
株式等償却	4,871百万円	1,925百万円
投資事業組合等損失	6,432 "	7,588 "

(連結包括利益計算書関係)

1. その他の包括利益に係る組替調整額及び税効果額

(単位：百万円)

	前連結会計年度	当連結会計年度
	(自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日)	(自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日)
その他有価証券評価差額金：		
当期発生額	90,884	363
組替調整額	18,751	54,885
税効果調整前	72,133	54,521
税効果額	21,038	18,746
その他有価証券評価差額金	51,094	35,774
繰延ヘッジ損益：		
当期発生額	11,336	7,618
組替調整額	8,291	6,184
税効果調整前	3,044	1,433
税効果額	494	99
繰延ヘッジ損益	3,538	1,533
為替換算調整勘定：		
当期発生額	692	592
組替調整額	-	-
税効果調整前	692	592
税効果額	-	-
為替換算調整勘定	692	592
退職給付に係る調整額：		
当期発生額	1,210	194
組替調整額	225	104
税効果調整前	1,435	90
税効果額	512	27
退職給付に係る調整額	922	62
持分法適用会社に対する持分相当額：		
当期発生額	146	3,760
組替調整額	53	325
税効果調整前	93	4,086
税効果額	-	-
持分法適用会社に対する持分相当額	93	4,086
その他の包括利益合計	56,155	30,810

(連結株主資本等変動計算書関係)

前連結会計年度(自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日)

1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項 (単位:千株)

	当連結会計年度 期首株式数	当連結会計年度 増加株式数	当連結会計年度 減少株式数	当連結会計年度 末株式数	摘要
発行済株式					
普通株式	43,632	-	-	43,632	

2. 新株予約権及び自己新株予約権に関する事項
該当ありません。

3. 配当に関する事項

(1) 当連結会計年度中の配当金支払額

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
平成26年6月24日 定時株主総会	普通株式	30,804	706	平成26年3月31日	平成26年6月25日

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が当連結会計年度の末日後となるもの

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	配当の原資	1株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発生日
平成27年6月26日 定時株主総会	普通株式	22,514	利益剰余金	516	平成27年3月31日	平成27年6月29日

当連結会計年度(自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日)

1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項 (単位:千株)

	当連結会計年度 期首株式数	当連結会計年度 増加株式数	当連結会計年度 減少株式数	当連結会計年度 末株式数	摘要
発行済株式					
普通株式	43,632	-	-	43,632	

2. 新株予約権及び自己新株予約権に関する事項
該当ありません。

3. 配当に関する事項

(1) 当連結会計年度中の配当金支払額

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
平成27年6月26日 定時株主総会	普通株式	22,514	516	平成27年3月31日	平成27年6月29日

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が当連結会計年度の末日後となるもの

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	配当の原資	1株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発生日
平成28年6月29日 定時株主総会	普通株式	29,277	利益剰余金	671	平成28年3月31日	平成28年6月30日

4. 特定投資剰余金に関する事項

利益剰余金のうち当連結会計年度の特定投資業務に係る当期純利益又は当期純損失の金額に相当する額は、当連結会計年度の末日において株式会社日本政策投資銀行法附則第2条23第7項の規定により特定投資剰余金に計上され、当該額は同法附則第2条25第1項の規定により、剰余金の額の計算上、資本金及び準備金の額の合計額に算入されません。

(連結キャッシュ・フロー計算書関係)

1. 現金及び現金同等物の期末残高と連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係

	前連結会計年度 (自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日)
現金預け金勘定	317,772百万円	461,312百万円
定期性預け金等	78,500 "	38,280 "
現金及び現金同等物	239,272 "	423,032 "

(リース取引関係)

1. ファイナンス・リース取引

所有権移転外ファイナンス・リース取引

(1) リース資産の内容

有形固定資産

主として、情報関連機器及び事務機器であります。

無形固定資産

該当ありません。

(2) リース資産の減価償却の方法

連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項「4. 会計方針に関する事項」の「(3)固定資産の減価償却の方法」に記載のとおりであります。

2. オペレーティング・リース取引

オペレーティング・リース取引のうち解約不能のものに係る未経過リース料

(借手側)

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (平成27年3月31日)	当連結会計年度 (平成28年3月31日)
1年内	365	421
1年超	176	581
合 計	542	1,003

(貸手側)

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (平成27年3月31日)	当連結会計年度 (平成28年3月31日)
1年内	3,811	5,213
1年超	13,169	11,097
合 計	16,980	16,310

(金融商品関係)

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当行グループは、顧客に対し主に長期・安定的な資金を供給するための投融資を行っており、これらの事業を行うため、社債や長期借入金による調達に加え、国の財政投融資計画に基づく財政融資資金、政府保証債等の長期・安定的な資金調達を行っています。また、資金運用の多くが固定金利であるため、資金調達もこれに見合う固定金利を中心に行っております。

資金運用・資金調達に当たっては、資産及び負債の総合的管理(ALM)を行うことで、金利・通貨等の変動による収益・経済価値の低下や過度な資金不足の発生の回避又は抑制に努めており、その一環として、主に金利・通貨のデリバティブ取引を行っています。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

当行グループが保有する金融資産は、主に国内の取引先に対する投融資であり、顧客の契約不履行や信用力の低下によってもたらされる信用リスクに晒されています。当期の連結決算日における貸出金に占める業種別割合のうち上位の業種は、電気・ガス・熱供給・水道業、製造業等となっており、当該業種を巡る経済環境等の状況の変化により、契約条件に従った債務履行に影響が及び可能性があります。また、有価証券は、主に債券、株式及び組外出資金等であり、純投資目的及び事業推進目的(子会社・関連会社向けを含む)で保有していますが、これらは発行体の信用リスク、受取金利が発生するものについて金利リスク、市場価格があるものについて価格変動リスク等に晒されています。なお当行グループはトレーディング(特定取引)業務を行っていませんので、同業務に付随するリスクはありません。

社債及び借入金は、一定の環境の下で当行グループが市場を利用出来なくなる資金流動性リスク、および金利リスクに晒されていますが、資金運用・資金調達の制御や金利スワップ取引などを行うことによりそれらのリスクを回避又は抑制しています。

外貨建金銭債権及び外貨建債券等については為替リスクに晒されているため、外貨建の投融資と社債等を見合いで管理するほか通貨スワップ取引等を行うことにより当該リスクの回避又は抑制に努めています。

デリバティブ取引として金利リスク又は為替リスクを回避又は抑制する目的で金利スワップ取引又は通貨スワップ取引を行っており、必要に応じてヘッジ会計を適用しておりますが、当該ヘッジ会計に関するヘッジ手段、ヘッジ対象、ヘッジ方針及びヘッジの有効性の評価方法等については、「連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項 4. 会計方針に関する事項 (13) 重要なヘッジ会計の方法」に記載しております。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

信用リスクの管理

当行グループは、統合的リスク管理規程等の信用リスクに関する内部規程に従い、投融資について個別案件の与信管理及びポートフォリオ管理を行っています。個別案件の与信管理においては、営業担当部署と審査担当部署を分離し相互に牽制が働く態勢のもと与信先の事業遂行能力やプロジェクトの採算性等を審査したうえで債務者格付の付与、与信額や担保・保証の設定を行うほか、重要事項について投融資決定委員会において審議するなど適切な与信運営を実施する管理態勢を構築しています。ポートフォリオ管理については、債務者格付等を基礎に統計分析を行い、与信ポートフォリオ全体が内包する信用リスク量を計測し、自己資本額との比較等によりリスク量が適正水準に収まっているかを定期的に検証しています。

有価証券の信用リスクについては個別案件の与信管理は貸出金と同様の方法にて管理を行っているほか、時価等を勘案し計測したリスク量の総額を定期的にモニターしリスク量の検証を行っています。また、デリバティブ取引のカウンターパーティーリスクに関しては、再構築コスト等のエクスポージャーを定期的に計測しつつ取り組み相手の信用力を常時把握し、複数機関に取引を分散させることにより管理を行っています。

市場リスクの管理

() 金利リスクの管理

当行グループは、ALMによって金利の変動リスクを管理しています。ALMに関する内部規程においてリスク管理方法や手続等の詳細を定め、また、経営会議及びALM・リスク管理委員会においてALMに関する方針策定や実施状況の把握・確認、今後の対応等の協議を行っています。さらにリスク管理担当部署において金融資産及び負債の金利や期間を総合的に把握し、キャッシュ・フロー・ラダー分析（ギャップ分析）、VaR（Value at Risk）、金利感応度分析（Basis Point Value）等によるモニタリングを、ALM・リスク管理委員会にて定期的に行っています。また、ALMの一環として金利リスクのヘッジ目的のために金利スワップを一部行っています。

() 為替リスクの管理

当行グループの外貨建投融资及び外貨建社債等は為替の変動リスクに晒されるため、外貨建投融资の一部に対して外貨建社債等を調達しているほか、通貨スワップ等を利用して為替リスクの回避又は抑制を行っています。

() 価格変動リスクの管理

時価のある有価証券など価格変動リスクのある金融資産については、価格変動の程度や市場流動性の高低など商品毎の時価変動リスクを踏まえて策定された内部の諸規程や方針に基づき、リスク管理担当部署が必要に応じて関与しつつ新規取得が行われる態勢となっています。また、事後においても定期的なモニタリングを通じて、価格変動リスクを適時に把握し、それをALM・リスク管理委員会へ定期的に報告しています。

() デリバティブ取引

デリバティブ取引に関しては、取引の執行、事務管理、リスク管理の担当部署をそれぞれ分離し内部牽制を確立しており、各業務は内部の諸規程に基づき実施されています。

() 市場リスクに係る定量的情報

当行グループはトレーディング業務を行っておらず、資産・負債ともに全てトレーディング目的以外の金融商品となります。

市場リスク量（損失額の推定値）は、ヒストリカルシミュレーション法（保有期間1年、観測期間5年、信頼区間99.9%）によるVaRに基づいております。平成28年3月31日現在の市場リスク（金利、為替、価格変動に関するリスク）量は、26,360百万円（前連結会計年度は25,415百万円）です。かかる計測はリスク管理担当部署により定期的実施され、ALM・リスク管理委員会へ報告することでALM運営の方針策定等に利用しています。

なお、当行グループでは、モデルが算出するVaRと実際に発生した市場変動に基づいて計算した仮想損益を比較するバックテストを実施しており、使用する計測モデルは十分な精度により市場リスクを捕捉していることを確認しております。ただし、VaRは過去の相場変動をベースに統計的に算出した一定の発生確率での市場リスク量を計測しており、通常では考えられないほど市場環境が激変する状況下におけるリスクは捕捉できない場合があります。

資金調達に係る流動性リスクの管理

当行グループは、資金流動性リスク管理の内部規程に基づき、リスク管理担当部署による資金流動性水準等のモニタリングを、ALM・リスク管理委員会にて定期的に行っています。ALM・リスク管理委員会では、リスクの状況に応じ資金調達・運用の制御等の適切な対応を行うことで、流動性リスクの管理を行っています。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれています。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額は、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められる非上場株式等は、次表には含めておりません（（注2）参照）。

前連結会計年度（平成27年3月31日）

（単位：百万円）

	連結貸借対照表 計上額	時 価	差 額
(1) 現金預け金	317,772	317,776	3
(2) コールローン及び買入手形	335,000	335,000	-
(3) 買現先勘定	5,299	5,299	-
(4) 有価証券			
満期保有目的の債券	915,689	937,274	21,584
その他有価証券	418,171	418,171	-
(5) 貸出金	13,261,343		
貸倒引当金（*1）	83,765		
	13,177,578	13,743,661	566,083
資産計	15,169,511	15,757,183	587,671
(1) 債券	3,220,206	3,358,048	137,841
(2) 借入金	8,498,219	8,606,481	108,261
(3) 社債	1,349,102	1,353,954	4,852
負債計	13,067,528	13,318,484	250,956
デリバティブ取引（*2）			
ヘッジ会計が適用されていないもの	(10,929)	(10,929)	-
ヘッジ会計が適用されているもの	39,830	39,830	-
デリバティブ取引計	28,900	28,900	-

（*1）貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除しております。

（*2）デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しており、合計で正味の債務となる項目については、（ ）で表示しております。

当連結会計年度（平成28年3月31日）

（単位：百万円）

	連結貸借対照表 計上額	時 価	差 額
(1) 現金預け金	461,312	461,314	2
(2) コールローン及び買入手形	-	-	-
(3) 買現先勘定	-	-	-
(4) 有価証券			
満期保有目的の債券	804,050	821,180	17,130
その他有価証券	419,648	419,648	-
(5) 貸出金	12,952,567		
貸倒引当金（*1）	60,935		
	12,891,632	13,544,524	652,892
資産計	14,576,643	15,246,667	670,024
(1) 債券	3,221,870	3,377,600	155,729
(2) 借入金	7,813,171	8,001,512	188,341
(3) 社債	1,506,038	1,514,237	8,199
負債計	12,541,080	12,893,351	352,271
デリバティブ取引（*2）			
ヘッジ会計が適用されていないもの	24,919	24,919	-
ヘッジ会計が適用されているもの	(1,731)	(1,731)	-
デリバティブ取引計	23,188	23,188	-

（*1）貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除しております。

（*2）デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しており、合計で正味の債務となる項目については、（ ）で表示しております。

(注1) 金融商品の時価の算定方法

資 産

(1) 現金預け金

満期のない預け金については、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。満期のある預け金については、預入期間に基づく区分ごとに、新規に預け金を行った場合に想定される適用金利で割り引いた現在価値を算定しております。なお、約定期間が短期間（1年以内）のものは、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

(2) コールローン及び買入手形、(3) 買現先勘定

これらは、約定期間が短期間（1年以内）であり、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

(4) 有価証券

株式は取引所の価格、債券は取引所の価格又は取引金融機関から提示された価格によっております。債券のうちこれらが無いものについては、債券の種類及び内部格付、期間に基づく区分ごとに、元利金の合計額を当該キャッシュ・フローに固有の不確実性（信用リスク）を負担するための対価（リスク・プレミアム）を無リスクの利率に加算した利率で割り引いて時価を算定しております。

なお、保有目的ごとの有価証券に関する注記事項については「（有価証券関係）」に記載しております。

(5) 貸出金

貸出金の種類及び内部格付、期間に基づく区分ごとに、元利金の合計額（金利スワップの特例処理の対象とされた貸出金については、その金利スワップのレートによる元利金の合計額）を当該キャッシュ・フローに固有の不確実性（信用リスク）を負担するための対価（リスク・プレミアム）を無リスクの利率に加算した利率で割り引いて時価を算定しております。（一部の貸出金は為替予約等の振当処理の対象とされており、円貨建貸出金とみて現在価値を算定しております。）なお、約定期間が短期間（1年以内）のものは、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

また、債権の全部又は一部が要管理債権である債務者に対する債権のうち、債権の元本の回収及び利息の受取りに係るキャッシュ・フローを合理的に見積もることができる債権については、信用リスク等を反映させた当該キャッシュ・フローを無リスクの利率で割り引いて時価を算定しております。

破綻先、実質破綻先及び破綻懸念先に対する債権等については、見積将来キャッシュ・フローの現在価値又は担保及び保証による回収見込額等に基づいて貸倒見積高を算定しているため、時価は連結決算日における連結貸借対照表上の債権等計上額から貸倒引当金計上額を控除した金額に近似しており、当該価額を時価としております。

負 債

(1) 債券

当行の発行する債券のうち、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映し、また、当行の信用状態は発行後大きく異なっていないことから、時価は帳簿価額と近似していると考えられるため、当該帳簿価額を時価としております。固定金利によるもののうち、市場価格のあるものは市場価格によっております。また、固定金利によるもののうち、市場価格のないものは、一定の期間ごとに区分した当該債券の元利金の合計額（金利スワップの特例処理の対象とされた債券については、その金利スワップのレートによる元利金の合計額）を当行が負担する対価（リスク・プレミアム）を無リスクの利率に加算した利率で割り引いて現在価値を算定しております。（一部の債券は為替予約等の振当処理の対象とされており、円貨建債券とみて現在価値を算定しております。）

(2) 借入金

借入金のうち、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映し、また、当行及び連結子会社の信用状態は実行後大きく異なっていないことから、時価は帳簿価額と近似していると考えられるため、当該帳簿価額を時価としております。固定金利によるものは、一定の期間ごとに区分した当該借入金の元利金の合計額（金利スワップの特例処理の対象とされた借入金については、その金利スワップのレートによる元利金の合計額）を当行及び連結子会社が負担する対価（リスク・プレミアム）を無リスクの利率に加算した利率で割り引いて現在価値を算定しております。（一部の借入金は為替予約等の振当処理の対象とされており、円貨建借入金とみて現在価値を算定しております。）

(3) 社債

当行及び連結子会社の発行する社債のうち、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映し、また、当行の信用状態は発行後大きく異なっていないことから、時価は帳簿価額と近似していると考えられるため、当該帳簿価額を時価としております。固定金利によるもののうち、市場価格のあるものは市場価格によっております。また、固定金利によるもののうち、市場価格のないものは、一定の期間ごとに区分した当該社債の元利金の合計額（金利スワップの特例処理の対象とされた社債については、その金利スワップのレートによる元利金の合計額）を当行及び連結子会社が負担する対価（リスク・プレミアム）を無リスクの利子率に加算した利率で割り引いて現在価値を算定しております。（一部の社債は為替予約等の振当処理の対象とされており、円貨建社債とみて現在価値を算定してあります。）

デリバティブ取引

デリバティブ取引については、「（デリバティブ取引関係）」に記載しております。

（注2）時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品の連結貸借対照表計上額は次のとおりであり、金融商品の時価情報には含まれておりません。

（単位：百万円）

区分	前連結会計年度 平成27年3月31日	当連結会計年度 平成28年3月31日
金銭の信託（*1）	54,853	17,786
非上場株式（*2）（*3）	326,875	330,616
組合出資金（*1）	169,296	190,641
非上場その他の証券等（*2）（*3）	57,873	90,821
産業投資借入金（財政投融资特別会計） （*4）	100,000	79,000
合計	708,899	708,864

（*1）信託財産・組合財産等が非上場株式など時価を把握することが極めて困難と認められるもので構成されているものについては、時価開示の対象とはしていません。

（*2）市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められるものについては、時価開示の対象とはしていません。

（*3）前連結会計年度において、4,763百万円（うち非上場株式984百万円、非上場その他の証券3,778百万円）の減損処理を行っております。

当連結会計年度において、1,910百万円（うち非上場株式561百万円、非上場その他の証券1,348百万円）の減損処理を行っております。

（*4）産業投資借入金（財政投融资特別会計）については、借入時において金利は設定されず、最終償還時に利息額が決定され一括して利息を支払うスキームとなっているため、将来のキャッシュ・フローを合理的に見積ることができず、時価を把握することが極めて困難と認められることから時価開示の対象とはしていません。

(注3) 金銭債権及び満期のある有価証券の連結決算日後の償還予定額
前連結会計年度(平成27年3月31日)

(単位:百万円)

	1年以内	1年超 3年以内	3年超 5年以内	5年超 7年以内	7年超 10年以内	10年超
預け金	317,765	-	-	-	-	-
コールローン及び買入手形	335,000	-	-	-	-	-
有価証券						
満期保有目的の債券	276,551	276,137	224,772	66,324	36,724	35,179
国債	-	81,224	40,328	10,295	15,124	25,179
地方債	-	-	-	-	-	-
短期社債	-	-	-	-	-	-
社債	106,934	119,189	100,205	23,796	11,600	10,000
その他	169,617	75,723	84,239	32,232	10,000	-
その他有価証券のうち満期 があるもの	6,477	67,641	93,412	90,135	39,991	8,116
国債	-	-	-	42,488	30,743	8,116
地方債	-	-	-	-	-	-
短期社債	-	-	-	-	-	-
社債	6,477	67,641	93,412	47,647	5,894	-
その他	-	-	-	-	3,354	-
貸出金(*)	2,132,424	4,076,764	3,010,127	1,840,382	1,419,033	702,074
合 計	3,068,218	4,420,542	3,328,312	1,996,842	1,495,749	745,369

(*) 破綻先、実質破綻先及び破綻懸念先に対する債権等、償還予定額が見込めない180,537百万円は含めておりません。

当連結会計年度（平成28年3月31日）

（単位：百万円）

	1年以内	1年超 3年以内	3年超 5年以内	5年超 7年以内	7年超 10年以内	10年超
預け金	461,305	-	-	-	-	-
コールローン及び買入手形	-	-	-	-	-	-
有価証券						
満期保有目的の債券	187,914	230,709	215,835	81,226	56,535	31,829
国債	35,193	65,568	20,090	15,247	15,150	20,129
地方債	-	-	-	-	-	-
短期社債	-	-	-	-	-	-
社債	93,682	88,571	99,619	35,300	35,000	11,700
その他	59,038	76,569	96,125	30,678	6,385	-
その他有価証券のうち満期 があるもの	24,358	36,589	113,368	78,171	38,702	44,088
国債	-	-	5,372	26,784	24,119	-
地方債	-	-	-	-	-	-
短期社債	-	-	-	-	-	-
社債	24,358	36,589	107,996	51,387	11,128	44,088
その他	-	-	-	-	3,454	-
貸出金（*）	2,525,049	3,401,265	3,055,686	1,622,470	1,564,807	728,609
合 計	3,198,627	3,668,563	3,384,889	1,781,867	1,660,046	804,527

（*）破綻先、実質破綻先及び破綻懸念先に対する債権等、償還予定額が見込めない154,680百万円は含めておりません。

（注4）社債、借入金及びその他の有利子負債の連結決算日後の返済予定額
前連結会計年度（平成27年3月31日）

（単位：百万円）

	1年以内	1年超 3年以内	3年超 5年以内	5年超 7年以内	7年超 10年以内	10年超
借入金	1,412,658	2,296,269	1,811,920	1,042,815	1,110,694	923,862
債券及び社債	540,420	1,563,394	1,018,110	428,803	719,934	298,645
合 計	1,953,079	3,859,663	2,830,030	1,471,619	1,830,628	1,222,507

当連結会計年度（平成28年3月31日）

（単位：百万円）

	1年以内	1年超 3年以内	3年超 5年以内	5年超 7年以内	7年超 10年以内	10年超
借入金	1,242,393	2,152,580	1,638,552	968,592	1,028,287	861,763
債券及び社債	837,694	1,389,077	808,749	589,822	849,704	252,860
合 計	2,080,087	3,541,657	2,447,302	1,558,414	1,877,992	1,114,624

(有価証券関係)

1. 連結貸借対照表の「有価証券」のほか、「現金預け金」中の譲渡性預け金を含めて記載しております。
2. 「子会社株式及び関連会社株式」については、財務諸表における注記事項として記載しております。

1. 売買目的有価証券
該当ありません。

2. 満期保有目的の債券

前連結会計年度(平成27年3月31日)

	種類	連結貸借対照表 計上額(百万円)	時価 (百万円)	差額 (百万円)
時価が連結貸借対 照表計上額を超え るもの	国債	172,151	182,880	10,728
	地方債	-	-	-
	短期社債	-	-	-
	社債	308,070	313,567	5,496
	その他	306,557	312,569	6,012
	小計	786,779	809,017	22,237
時価が連結貸借対 照表計上額を超え ないもの	国債	-	-	-
	地方債	-	-	-
	短期社債	-	-	-
	社債	63,654	63,350	303
	その他	65,255	64,906	349
	小計	128,909	128,256	652
合計		915,689	937,274	21,584

当連結会計年度(平成28年3月31日)

	種類	連結貸借対照表 計上額(百万円)	時価 (百万円)	差額 (百万円)
時価が連結貸借対 照表計上額を超え るもの	国債	171,379	183,334	11,954
	地方債	-	-	-
	短期社債	-	-	-
	社債	269,860	274,714	4,853
	その他	177,552	180,258	2,706
	小計	618,793	638,307	19,514
時価が連結貸借対 照表計上額を超え ないもの	国債	-	-	-
	地方債	-	-	-
	短期社債	-	-	-
	社債	94,012	93,265	746
	その他	91,245	89,607	1,637
	小計	185,257	182,873	2,383
合計		804,050	821,180	17,130

3. その他有価証券

前連結会計年度(平成27年3月31日)

	種類	連結貸借対照表 計上額(百万円)	取得原価 (百万円)	差額 (百万円)
連結貸借対照表計 上額が取得原価を 超えるもの	株式	106,846	33,475	73,371
	債券	271,942	238,259	33,682
	国債	81,347	80,160	1,186
	地方債	-	-	-
	短期社債	-	-	-
	社債	190,595	158,099	32,496
	その他	6,485	3,810	2,674
	小計	385,273	275,545	109,728
連結貸借対照表計 上額が取得原価を 超えないもの	株式	2,390	2,419	29
	債券	30,477	30,755	278
	国債	-	-	-
	地方債	-	-	-
	短期社債	-	-	-
	社債	30,477	30,755	278
	その他	72,028	72,028	-
	小計	104,897	105,204	307
合計		490,171	380,750	109,421

当連結会計年度(平成28年3月31日)

	種類	連結貸借対照表 計上額(百万円)	取得原価 (百万円)	差額 (百万円)
連結貸借対照表計 上額が取得原価を 超えるもの	株式	68,361	24,571	43,790
	債券	323,242	307,426	15,816
	国債	56,275	54,070	2,205
	地方債	-	-	-
	短期社債	-	-	-
	社債	266,967	253,356	13,610
	その他	6,069	3,587	2,482
	小計	397,674	335,585	62,089
連結貸借対照表計 上額が取得原価を 超えないもの	株式	13,393	14,668	1,275
	債券	8,581	8,712	131
	国債	-	-	-
	地方債	-	-	-
	短期社債	-	-	-
	社債	8,581	8,712	131
	その他	35,000	35,000	-
	小計	56,974	58,381	1,407
合計		454,648	393,966	60,681

4. 当連結会計年度中に売却した満期保有目的の債券
該当ありません。

5. 当連結会計年度中に売却したその他有価証券

前連結会計年度（自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日）

種類	売却額（百万円）	売却益の合計額 （百万円）	売却損の合計額 （百万円）
株式	36,599	18,226	1
債券	20,203	94	1
国債	-	-	-
地方債	-	-	-
短期社債	-	-	-
社債	20,203	94	1
その他	2,579	1,354	-
合 計	59,382	19,675	2

当連結会計年度（自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日）

種類	売却額（百万円）	売却益の合計額 （百万円）	売却損の合計額 （百万円）
株式	67,916	45,705	1
債券	106,641	3,332	376
国債	82,364	2,957	57
地方債	-	-	-
短期社債	-	-	-
社債	24,277	375	319
その他	3,518	376	0
合 計	178,075	49,414	378

6. 保有目的を変更した有価証券
記載すべき重要なものはありません。

7. 減損処理を行った有価証券

売買目的有価証券以外の有価証券（時価を把握することが極めて困難なものを除く）のうち、当該有価証券の時価が取得原価に比べて著しく下落しており、時価が取得原価まで回復する見込みがあると認められないものについては、当該時価をもって連結貸借対照表計上額とするとともに、評価差額を当該連結会計年度の損失として処理（以下「減損処理」という。）しております。

前連結会計年度における減損処理額は、108百万円（全額がその他の証券）であります。

当連結会計年度における減損処理額は、14百万円（全額がその他の証券）であります。

また、時価が「著しく下落した」と判断するための基準は、時価が取得原価に比べ50%以上下落した場合と30%以上50%未満下落し、かつ時価が取得原価まで回復する見込みがあると認められない場合であります。

(金銭の信託関係)

1 . 運用目的の金銭の信託
該当ありません。

2 . 満期保有目的の金銭の信託
該当ありません。

3 . その他の金銭の信託 (運用目的及び満期保有目的以外)

前連結会計年度 (平成27年 3月31日)

	連結貸借対照 表計上額 (百万円)	取得原価 (百万円)	差額 (百万円)	うち連結貸借対照 表計上額が取得原 価を超えるもの (百万円)	うち連結貸借対照 表計上額が取得原 価を超えないもの (百万円)
その他の金銭の信託	54,853	54,451	401	401	-

(注) 「うち連結貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの」「うち連結貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの」はそれぞれ「差額」の内訳であります。

当連結会計年度 (平成28年 3月31日)

	連結貸借対照 表計上額 (百万円)	取得原価 (百万円)	差額 (百万円)	うち連結貸借対照 表計上額が取得原 価を超えるもの (百万円)	うち連結貸借対照 表計上額が取得原 価を超えないもの (百万円)
その他の金銭の信託	17,786	16,821	964	964	-

(注) 「うち連結貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの」「うち連結貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの」はそれぞれ「差額」の内訳であります。

(その他有価証券評価差額金)

連結貸借対照表に計上されているその他有価証券評価差額金の内訳は、次のとおりであります。

前連結会計年度(平成27年3月31日)

	金額(百万円)
評価差額	133,059
その他有価証券	132,657
その他の金銭の信託	401
()繰延税金負債	39,142
その他有価証券評価差額金(持分相当額調整前)	93,917
()非支配株主持分相当額	8,023
(+)持分法適用会社が所有するその他有価証券に係る評価差額金のうち親会社持分相当額	28
その他有価証券評価差額金	85,865

(注)1.時価ヘッジの適用により損益に反映させた額5,170百万円(収益)は、その他有価証券に係る評価差額より控除しております。

2.その他有価証券評価差額には、時価を把握することが極めて困難な外貨建その他有価証券に係る為替換算差額(損益処理分を除く)が含まれております。

当連結会計年度(平成28年3月31日)

	金額(百万円)
評価差額	70,514
その他有価証券	69,550
その他の金銭の信託	964
()繰延税金負債	20,395
その他有価証券評価差額金(持分相当額調整前)	50,118
()非支配株主持分相当額	-
(+)持分法適用会社が所有するその他有価証券に係る評価差額金のうち親会社持分相当額	4,956
その他有価証券評価差額金	55,074

(注)1.時価ヘッジの適用により損益に反映させた額4,010百万円(費用)は、その他有価証券に係る評価差額より控除しております。

2.その他有価証券評価差額には、時価を把握することが極めて困難な外貨建その他有価証券に係る為替換算差額(損益処理分を除く)が含まれております。

(デリバティブ取引関係)

1. ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引

ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引について、取引の対象物の種類ごとの連結決算日における契約額又は契約において定められた元本相当額、時価及び評価損益並びに当該時価の算定方法は、次のとおりであります。なお、契約額等については、その金額自体がデリバティブ取引に係る市場リスクを示すものではありません。

(1) 金利関連取引

前連結会計年度(平成27年3月31日)

区分	種類	契約額等 (百万円)	契約額等のうち 1年超のもの (百万円)	時価(百万円)	評価損益 (百万円)
店頭	金利スワップ				
	受取固定・支払変動	852,007	787,406	22,068	22,068
	受取変動・支払固定	845,243	782,892	16,259	16,259
	受取変動・支払変動	-	-	-	-
	合計			5,808	5,808

(注) 1. 上記取引については時価評価を行い、評価損益を連結損益計算書に計上しております。

2. 時価の算定

店頭取引については、割引現在価値等により算定しております。

当連結会計年度(平成28年3月31日)

区分	種類	契約額等 (百万円)	契約額等のうち 1年超のもの (百万円)	時価(百万円)	評価損益 (百万円)
店頭	金利スワップ				
	受取固定・支払変動	1,024,150	940,143	64,971	64,971
	受取変動・支払固定	1,008,768	925,900	29,922	29,922
	受取変動・支払変動	44,367	-	10	10
	合計			35,058	35,058

(注) 1. 上記取引については時価評価を行い、評価損益を連結損益計算書に計上しております。

2. 時価の算定

店頭取引については、割引現在価値等により算定しております。

(2) 通貨関連取引

前連結会計年度(平成27年3月31日)

区分	種類	契約額等 (百万円)	契約額等のうち 1年超のもの (百万円)	時価(百万円)	評価損益 (百万円)
店頭	通貨スワップ 為替予約	73,147	73,147	17,921	17,921
	売建	256,929	-	1,297	1,297
	買建	1,256	-	1	1
	合 計			16,626	16,626

(注) 1. 上記取引については時価評価を行い、評価損益を連結損益計算書に計上しております。

2. 時価の算定

割引現在価値等により算定しております。

当連結会計年度(平成28年3月31日)

区分	種類	契約額等 (百万円)	契約額等のうち 1年超のもの (百万円)	時価(百万円)	評価損益 (百万円)
店頭	通貨スワップ 為替予約	73,147	-	11,572	11,572
	売建	195,698	-	2,722	2,722
	買建	151,731	-	1,203	1,203
	合 計			10,053	10,053

(注) 1. 上記取引については時価評価を行い、評価損益を連結損益計算書に計上しております。

2. 時価の算定

割引現在価値等により算定しております。

(3) 株式関連取引

該当ありません。

(4) 債券関連取引

該当ありません。

(5) 商品関連取引

該当ありません。

(6) クレジット・デリバティブ取引

前連結会計年度(平成27年3月31日)

区分	種類	契約額等 (百万円)	契約額等のうち 1年超のもの (百万円)	時価(百万円)	評価損益 (百万円)
店頭	クレジット・デフォルト・オプション				
	売建	20,404	20,404	0	0
	買建	3,500	3,500	113	113
	合計			112	112

(注) 1. 上記取引については時価評価を行い、評価損益を連結損益計算書に計上しております。

2. 時価の算定

割引現在価値により算定、もしくは取引先金融機関から提示された価格によっております。

3. 「売建」は信用リスクの引受取引、「買建」は信用リスクの引渡取引であります。

当連結会計年度(平成28年3月31日)

区分	種類	契約額等 (百万円)	契約額等のうち 1年超のもの (百万円)	時価(百万円)	評価損益 (百万円)
店頭	クレジット・デフォルト・オプション				
	売建	13,828	13,828	59	59
	買建	6,500	6,500	145	145
	合計			85	85

(注) 1. 上記取引については時価評価を行い、評価損益を連結損益計算書に計上しております。

2. 時価の算定

割引現在価値により算定、もしくは取引先金融機関から提示された価格によっております。

3. 「売建」は信用リスクの引受取引、「買建」は信用リスクの引渡取引であります。

2. ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引

ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引について、取引の対象物の種類ごと、ヘッジ会計の方法別の連結決算日における契約額又は契約において定められた元本相当額及び時価並びに当該時価の算定方法は、次のとおりであります。なお、契約額等については、その金額自体がデリバティブ取引に係る市場リスクを示すものではありません。

(1) 金利関連取引

前連結会計年度(平成27年3月31日)

ヘッジ会計の方法	種類	主なヘッジ対象	契約額等 (百万円)	契約額等のうち 1年超のもの (百万円)	時価(百万円)
原則的処理 方法	金利スワップ	債券、借入金、 有価証券及び貸 出金			
	受取固定・支払変動		309,247	308,664	39,603
	受取変動・支払固定		35,195	30,347	1,560
金利スワッ プの特例処 理	金利スワップ	債券、借入金、 社債及び貸出金			
	受取固定・支払変動		1,011,685	843,262	(注)3
	受取変動・支払固定		57,311	32,355	
	合 計				38,043

(注) 1. 主として「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号 平成14年2月13日)に基づき、繰延ヘッジによっております。

2. 時価の算定

店頭取引については、割引現在価値等により算定しております。

3. 金利スワップの特例処理によるものは、ヘッジ対象とされている債券、借入金、社債及び貸出金と一体として処理されているため、その時価は「(金融商品関係)」の当該債券、借入金、社債及び貸出金の時価に含めて記載しております。

当連結会計年度（平成28年3月31日）

ヘッジ会計の方法	種類	主なヘッジ対象	契約額等 (百万円)	契約額等のうち 1年超のもの (百万円)	時価(百万円)
原則的処理 方法	金利スワップ	借入金、有価証券 及び貸出金			
	受取固定・支払変動		-	-	-
	受取変動・支払固定		95,267	87,556	1,581
金利スワップ の特例処理	金利スワップ	債券、借入金、 社債、有価証券 及び貸出金			
	受取固定・支払変動		1,030,643	862,005	(注) 3
	受取変動・支払固定		1,933	1,933	
	合計				1,581

(注) 1. 主として「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号 平成14年2月13日)に基づき、繰延ヘッジによっております。

2. 時価の算定

店頭取引については、割引現在価値等により算定しております。

3. 金利スワップの特例処理によるものは、ヘッジ対象とされている債券、借入金、社債、有価証券及び貸出金と一体として処理されているため、その時価は「(金融商品関係)」の当該債券、借入金、社債、有価証券及び貸出金の時価に含めて記載しております。

(2) 通貨関連取引

前連結会計年度（平成27年3月31日）

ヘッジ会計の方法	種類	主なヘッジ対象	契約額等 (百万円)	契約額等のうち 1年超のもの (百万円)	時価(百万円)
為替予約等 の振当処理	通貨スワップ	外貨建の債券及 び社債	155,782	151,855	(注) 2
ヘッジ対象 に係る損益 を認識する 方法	為替予約	その他有価証券			
	売建		51,065	-	1,787
	買建		-	-	-
	合計				1,787

(注) 1. 時価の算定

割引現在価値等により算定しております。

2. 為替予約等の振当処理によるものは、ヘッジ対象とされている債券及び社債と一体として処理されているため、その時価は「(金融商品関係)」の当該債券及び社債の時価に含めて記載しております。

当連結会計年度（平成28年3月31日）

ヘッジ会計の方法	種類	主なヘッジ対象	契約額等 (百万円)	契約額等のうち 1年超のもの (百万円)	時価(百万円)
為替予約等の振当処理	通貨スワップ	外貨建の債券、社債及び借入金	282,773	282,773	(注)2
ヘッジ対象に係る損益を認識する方法	為替予約	その他有価証券			
	売建		45,239	-	149
	買建		-	-	-
	合計				149

(注)1. 時価の算定

割引現在価値等により算定しております。

2. 為替予約等の振当処理によるものは、ヘッジ対象とされている債券、社債及び借入金と一体として処理されているため、その時価は「(金融商品関係)」の当該債券、社債及び借入金の時価に含めて記載しております。

(3) 株式関連取引
該当ありません。

(4) 債券関連取引
該当ありません。

(退職給付関係)

1. 採用している退職給付制度の概要

当行は、確定給付型の制度として、企業年金基金制度及び退職一時金制度を設けており、確定拠出型の制度として確定拠出年金制度を設けております。また、一部の国内連結子会社は、退職一時金制度及び確定拠出型の退職給付制度を設けておりますほか、一部の在外連結子会社は、確定拠出型の退職給付制度を設けております。

一部の国内連結子会社が有する退職一時金制度は、簡便法により退職給付に係る負債及び退職給付費用を計算しております。

2. 確定給付制度

(1) 退職給付債務の期首残高と期末残高の調整表

(単位：百万円)

区分	前連結会計年度 (自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日)
退職給付債務の期首残高	31,888	32,243
会計方針の変更に伴う累積的影響額	41	-
会計方針の変更に反映した当期首残高	31,847	-
勤務費用	1,524	1,518
利息費用	347	351
数理計算上の差異の発生額	282	873
退職給付の支払額	1,759	1,574
退職給付債務の期末残高	32,243	33,413

(2) 年金資産の期首残高と期末残高の調整表

(単位：百万円)

区分	前連結会計年度 (自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日)
年金資産の期首残高	23,161	26,792
期待運用収益	115	133
数理計算上の差異の発生額	1,493	679
事業主からの拠出額	2,795	961
退職給付の支払額	773	692
年金資産の期末残高	26,792	27,874

(3) 退職給付債務及び年金資産の期末残高と連結貸借対照表に計上された退職給付に係る負債及び退職給付に係る資産の調整表

(単位：百万円)

区分	前連結会計年度 (自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日)
積立型制度の退職給付債務	24,284	25,416
年金資産	26,792	27,874
非積立型制度の退職給付債務	2,508	2,458
	7,959	7,997
連結貸借対照表に計上された負債と資産の純額	5,450	5,538
退職給付に係る負債	7,959	7,997
退職給付に係る資産	2,508	2,458
連結貸借対照表に計上された負債と資産の純額	5,450	5,538

(4) 退職給付費用及びその内訳項目の金額

(単位：百万円)

区分	前連結会計年度 (自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日)
勤務費用	1,524	1,518
利息費用	347	351
期待運用収益	115	133
数理計算上の差異の費用処理額	212	91
過去勤務費用の費用処理額	12	12
確定給付制度に係る退職給付費用	1,981	1,840

(5) 退職給付に係る調整額

退職給付に係る調整額に計上した項目（税効果控除前）の内訳は次のとおりであります。

(単位：百万円)

区分	前連結会計年度 (自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日)
過去勤務費用	12	12
数理計算上の差異	1,422	102
合計	1,435	90

(6) 退職給付に係る調整累計額

退職給付に係る調整累計額に計上した項目（税効果控除前）の内訳は次のとおりであります。

(単位：百万円)

区分	前連結会計年度 (自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日)
未認識過去勤務費用	69	57
未認識数理計算上の差異	45	57
合計	24	114

(7) 年金資産に関する事項

年金資産合計に対する主な分類ごとの比率は、次のとおりであります。

区分	前連結会計年度 (自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日)
債券	85%	86%
株式	12%	11%
その他	3%	3%
合 計	100%	100%

長期期待運用収益率の設定方法

年金資産の長期期待運用収益率を決定するため、現在及び予想される年金資産の配分と、年金資産を構成する多様な資産からの現在及び将来期待される長期の収益率を考慮しております。

(8) 数理計算上の計算基礎に関する事項

主要な数理計算上の計算基礎

区分	前連結会計年度 (自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日)
割引率	1.1%	1.1%
予想昇給率	2.0% ~ 5.5%	1.8% ~ 5.3%
長期期待運用収益率	0.5%	0.5%

3. 確定拠出制度

当行及び連結子会社の確定拠出制度への要拠出額は前連結会計年度206百万円、当連結会計年度218百万円であります。

(税効果会計関係)

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	前連結会計年度 (平成27年3月31日)	当連結会計年度 (平成28年3月31日)
繰延税金資産		
貸倒引当金及び貸出金償却損金算入限度超過額	35,282百万円	22,190百万円
有価証券等償却損金算入限度超過額	14,511 "	12,504 "
連結子会社の資産時価評価差額	4,200 "	5,439 "
退職給付に係る負債	2,166 "	2,034 "
税務上の繰越欠損金	1,367 "	4,967 "
その他	9,055 "	11,527 "
繰延税金資産小計	66,584 "	58,664 "
評価性引当額	46,834 "	47,050 "
繰延税金資産合計	19,749 "	11,613 "
繰延税金負債		
その他有価証券評価差額金	39,093 "	21,767 "
繰延ヘッジ損益	16,068 "	15,519 "
その他	4,018 "	2,861 "
繰延税金負債合計	59,179 "	40,149 "
繰延税金資産(は繰延税金負債)の純額	39,430 "	28,536 "
(注)繰延税金資産の純額は、連結貸借対照表の以下の項目に含まれています。		
繰延税金資産	363百万円	374百万円
繰延税金負債	39,793 "	28,910 "

2. 連結財務諸表提出会社の法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主な項目別の内訳

	前連結会計年度 (平成27年3月31日)	当連結会計年度 (平成28年3月31日)
法定実効税率	35.64%	-
(調整)		
評価性引当額の増減	4.09 "	-
その他	1.35 "	-
税効果会計適用後の法人税等の負担率	38.38 "	-

(注)当連結会計年度は、法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間の差異が法定実効税率の100分の5以下であるため注記を省略しております。

3. 法人税等の税率の変更等による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正

「所得税法等の一部を改正する法律」(平成28年法律第15号)及び「地方税法等の一部を改正する等の法律」(平成28年法律第13号)が平成28年3月29日に成立し、平成28年4月1日以後に開始する連結会計年度から法人税率等の引下げが行われることとなりました。これに伴い、繰延税金資産及び繰延税金負債の計算に使用する法定実効税率は従来の32.34%から、平成28年4月1日に開始する連結会計年度及び平成29年4月1日に開始する連結会計年度に解消が見込まれる一時差異等については30.86%に、平成30年4月1日に開始する連結会計年度以降に解消が見込まれる一時差異等については30.62%となります。この税率変更により、繰延税金資産は5百万円、繰延税金負債は1,513百万円減少し、その他有価証券評価差額金は1,170百万円、繰延ヘッジ損益は818百万円、退職給付に係る調整累計額は0百万円、法人税等調整額は477百万円それぞれ増加しております。

また、欠損金の繰越控除制度が平成28年4月1日以後に開始する連結会計年度から繰越控除前の所得の金額の100分の60相当額が控除限度額とされ、平成29年4月1日以後に開始する連結会計年度から繰越控除前の所得の金額の100分の55相当額が控除限度額とされることに伴い、繰延税金資産は14百万円減少し、法人税等調整額は14百万円増加しております。

(資産除去債務関係)

資産除去債務のうち連結貸借対照表に計上しているもの

イ 当該資産除去債務の概要

支店等の不動産賃貸借契約に関して、原状回復義務に係る資産除去債務を計上しております。また、大手町連鎖型再開発事業に伴う本店移転に関して、旧本店建物の取壊義務及びこれに関連する有害物質の除去義務等に係る資産除去債務を計上しております。

ロ 当該資産除去債務の金額の算定方法

主として、使用見込期間を取得から4年～8年と見積り、割引率は0.1%～1.1%を使用して資産除去債務の金額を計算しております。

ハ 当該資産除去債務の総額の増減

	前連結会計年度 (自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日)
期首残高	1,722百万円	1,470百万円
有形固定資産の取得に伴う増加額	1 "	22 "
時の経過による調整額	0 "	0 "
資産除去債務の履行による減少額	347 "	56 "
見積りの変更による増加額	94 "	30 "
その他増減額(は減少)	0 "	0 "
期末残高	1,470 "	1,469 "

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

当行グループは、長期資金の供給（出融資）業務の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

【関連情報】

前連結会計年度（自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日）

1. サービスごとの情報

(単位：百万円)

	貸出業務	有価証券 投資業務	その他	合計
外部顧客に対する 経常収益	233,516	71,095	34,430	339,043

(注) 一般企業の売上高に代えて、経常収益を記載しております。

2. 地域ごとの情報

(1) 経常収益

当行グループは、本邦の外部顧客に対する経常収益に区分した金額が連結損益計算書の経常収益の90%を超えるため、記載を省略しております。

(2) 有形固定資産

当行グループは、本邦に所在している有形固定資産の金額が連結貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、記載を省略しております。

3. 主要な顧客ごとの情報

特定の顧客に対する経常収益で連結損益計算書の経常収益の10%以上を占めるものがないため、記載を省略しております。

当連結会計年度（自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日）

1. サービスごとの情報

(単位：百万円)

	貸出業務	有価証券 投資業務	その他	合計
外部顧客に対する 経常収益	210,899	106,362	41,344	358,606

(注) 一般企業の売上高に代えて、経常収益を記載しております。

2. 地域ごとの情報

(1) 経常収益

当行グループは、本邦の外部顧客に対する経常収益に区分した金額が連結損益計算書の経常収益の90%を超えるため、記載を省略しております。

(2) 有形固定資産

当行グループは、本邦に所在している有形固定資産の金額が連結貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、記載を省略しております。

3. 主要な顧客ごとの情報

特定の顧客に対する経常収益で連結損益計算書の経常収益の10%以上を占めるものがないため、記載を省略しております。

【報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報】

当行グループは、長期資金の供給（出融資）業務の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

【報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報】

当行グループは、長期資金の供給（出融資）業務の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

【報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報】

当行グループは、長期資金の供給（出融資）業務の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

【関連当事者情報】

1. 関連当事者との取引

(1) 連結財務諸表提出会社と関連当事者との取引

(ア) 連結財務諸表提出会社の親会社及び主要株主（会社等の場合に限る。）等

前連結会計年度（自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日）

種類	会社等の名称又は氏名	所在地	資本金又は出資金(百万円)	事業の内容又は職業	議決権等の所有(被所有)割合(%)	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(百万円)	科目	期末残高(百万円)
主要株主	財務省(財務大臣)	東京都千代田区	-	財務行政	(被所有)直接100.00	資金の借入等	資金の借入(注1)	300,000	借入金	4,066,419
							借入金の返済	447,275		
							利息の支払	44,822	未払費用	13,687
							債務被保証(注2)	2,895,482	-	-

取引条件及び取引条件の決定方針等

- (注) 1. 資金の借入は財政投融资特別会計からの借入であり、主に財政融資資金貸付金利が適用されております。最終償還日は平成46年10月20日であります。なお、担保は提供しておりません。
2. 債務被保証は当行の債券に対して行われており、保証料の支払はありません。
3. 株式会社日本政策金融公庫法第11条第2項の規定により、同法第2条第5号に定める危機対応業務に関連して、株式会社日本政策金融公庫から3,286,500百万円の借入金があります。

当連結会計年度（自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日）

種類	会社等の名称又は氏名	所在地	資本金又は出資金(百万円)	事業の内容又は職業	議決権等の所有(被所有)割合(%)	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(百万円)	科目	期末残高(百万円)
主要株主	財務省(財務大臣)	東京都千代田区	-	財務行政	(被所有)直接100.00	資金の借入等	出資の受入(注1)	65,000	-	-
							資金の借入(注2)	300,000	借入金	3,929,091
							借入金の返済	437,328		
							利息の支払	39,961	未払費用	12,688
							債務被保証(注3)	2,937,092	-	-

取引条件及び取引条件の決定方針等

- (注) 1. 出資の受入は特定投資業務に係るものであります。
2. 資金の借入は財政投融资特別会計からの借入であり、主に財政融資資金貸付金利が適用されております。最終償還日は平成47年10月20日であります。なお、担保は提供しておりません。
3. 債務被保証は当行の債券に対して行われており、保証料の支払はありません。
4. 株式会社日本政策金融公庫法第11条第2項の規定により、同法第2条第5号に定める危機対応業務に関連して、株式会社日本政策金融公庫から2,723,044百万円の借入金があります。

(イ) 連結財務諸表提出会社の非連結子会社及び関連会社等
記載すべき重要なものではありません。

(ウ) 連結財務諸表提出会社と同一の親会社をもつ会社等及び連結財務諸表提出会社のその他の関係会社の
子会社等
該当ありません。

(エ) 連結財務諸表提出会社の役員及び主要株主(個人の場合に限る。)等
該当ありません。

(2) 連結財務諸表提出会社の連結子会社と関連当事者との取引

(ア) 連結財務諸表提出会社の親会社及び主要株主(会社等の場合に限る。)等
該当ありません。

(イ) 連結財務諸表提出会社の非連結子会社及び関連会社等
記載すべき重要なものではありません。

(ウ) 連結財務諸表提出会社と同一の親会社をもつ会社等及び連結財務諸表提出会社のその他の関係会社の
子会社等
該当ありません。

(エ) 連結財務諸表提出会社の役員及び主要株主(個人の場合に限る。)等
該当ありません。

2. 親会社又は重要な関連会社に関する注記

記載すべき重要なものではありません。

(1株当たり情報)

	前連結会計年度 (自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日)
1株当たり純資産額	62,635円39銭	59,766円95銭
1株当たり当期純利益金額	2,125円91銭	2,948円33銭

(注) 1. 1株当たり純資産額の算定上の基礎は、次のとおりであります。

		前連結会計年度末 (平成27年3月31日)	当連結会計年度末 (平成28年3月31日)
純資産の部の合計額	百万円	2,747,274	2,884,200
純資産の部の合計額から控除する金額	百万円	14,344	276,426
(危機対応準備金)	百万円	-	206,529
(特定投資準備金のうち国庫に帰属すべき額に相当する金額)	百万円	-	65,000
(特定投資剰余金のうち国庫に帰属すべき額に相当する金額)	百万円	-	309
(非支配株主持分)	百万円	14,344	4,588
普通株式に係る期末の純資産額	百万円	2,732,929	2,607,773
1株当たり純資産額の算定に用いられた 期末の普通株式の数	千株	43,632	43,632

2. 1株当たり当期純利益金額の算定上の基礎は、次のとおりであります。

なお、潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式がないので記載しておりません。

		前連結会計年度 (自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日)
親会社株主に帰属する当期純利益	百万円	92,758	128,952
普通株主に帰属しない金額	百万円	-	309
(特定投資業務に係る当期純利益のうち国庫に帰属すべき額に相当する金額)	百万円	-	309
普通株式に係る親会社株主に帰属する 当期純利益	百万円	92,758	128,642
普通株式の期中平均株式数	千株	43,632	43,632

3. 「会計方針の変更」に記載のとおり、企業結合会計基準等を適用し、企業結合会計基準第58-2項(4)、連結会計基準第44-5項(4)及び事業分離等会計基準第57-4項(4)に定める経過的な取扱いに従っております。この結果、当連結会計年度の1株当たり純資産額及び1株当たり当期純利益金額に与える影響はありません。

(重要な後発事象)

該当ありません。

【連結附属明細表】
【債券・社債明細表】

会社名	銘柄	発行年月日	当期首残高 (百万円)	当期末残高 (百万円)	利率 (%)	担保	償還期限	摘要
当行	10～23回 政府保証債 (国内債)	平成17年8月26日 ～ 平成20年8月20日	502,901	459,953 [99,987]	1.4～2.2	一般担保 (注)7	平成27年8月26日 ～ 平成35年6月19日	(注)1
	1～33回 政府保証債 (国内債)	平成20年11月19日 ～ 平成28年3月16日	998,847	1,199,121 [29,997]	0.001～ 2.1	無担保	平成28年7月29日 ～ 平成38年3月16日	
	67次 政府保証債 (外国債)	平成10年9月4日	25,054	25,050	1.81	一般担保 (注)7	平成40年9月4日	(注)2
	5～7, 9～14次 政府保証債 (外国債)	平成14年12月13日 ～ 平成19年11月26日	628,362 (1,600,000千\$) (700,000千EUR)	552,700 (900,000千\$) (700,000千EUR) [183,679]	1.05～ 5.125	一般担保 (注)7	平成27年6月9日 ～ 平成39年11月26日	(注)1
	2～12次 政府保証債 (ユーロMTN)	平成22年4月20日 ～ 平成27年9月16日	733,109 (6,855,000千\$)	693,100 (6,555,000千\$) [153,268]	0.8611～ 2.875	無担保	平成27年4月20日 ～ 平成37年9月16日	(注)3
	11,20,24, 27,29～31, 33～36,39, 41,42,44, 46,49,51回 財投機関債 (国内債)	平成15年12月16日 ～ 平成20年7月31日	329,929	289,944 [64,997]	1.63～ 2.74	一般担保 (注)7	平成27年9月18日 ～ 平成59年3月20日	(注)4
	2回 財投機関債 (ユーロMTN)	平成20年9月18日	2,000	2,000	2.032	一般担保 (注)7	平成35年9月19日	(注)4 (注)5
	5,9,11, 13,16,17, 19,21, 23～63回 普通社債 (公募債) (国内債)	平成21年4月30日 ～ 平成28年2月2日	1,095,000	1,165,000 [280,600]	0.04543～ 1.745	無担保	平成27年6月19日 ～ 平成43年1月31日	
	2～15回 普通社債 (私募債) (国内債)	平成23年5月17日 ～ 平成28年3月30日	25,000	61,000	0.02343～ 0.481	無担保	平成27年6月19日 ～ 平成43年3月20日	
	24～43, 45～59回 普通社債 (ユーロMTN)	平成23年5月9日 ～ 平成28年2月5日	221,602 (1,366,000千\$) (510,000千EUR) (32,000千GBP)	275,288 (1,376,000千\$) (910,000千EUR) (32,000千GBP) [25,164]	0.014～ 2.868	無担保	平成27年4月16日 ～ 平成37年11月20日	(注)6
グリーンア セットイン ベストメン ト特定目的 会社	1回 特定社債	平成24年12月7日	7,500	4,500	5.53	一般担保	平成29年11月30日	
平塚ホール ディング特 定目的会社	4回 特定社債	平成26年9月30日		250	0.24091	一般担保	平成31年9月30日	
合 計			4,569,308	4,727,908				

(注)1. 旧日本政策投資銀行において発行された政府保証債であります。

2. 旧日本開発銀行において発行された政府保証債であります。

3. ミディアム・ターム・ノート・プログラムに基づき発行したユーロ米ドル建無担保政府保証債であります。

4. 旧日本政策投資銀行において発行された財投機関債であります。
5. ミディアム・ターム・ノート・プログラムに基づき発行したユーロ円建財投機関債であります。
6. ミディアム・ターム・ノート・プログラムに基づき発行したユーロ建、ユーロ米ドル建、ユーロ円建及びユーロ英ポンド建無担保社債であります。
7. 株式会社日本政策投資銀行法附則第17条及び旧日本政策投資銀行法第43条等の規定に基づく一般担保であります。
8. 「当期首残高」及び「当期末残高」欄の()書きは外貨建債券の金額であります。
9. 「当期末残高」欄の[]書きは、1年以内に償還が予定されている金額であります。
10. 連結決算日後5年内における償還予定額は次のとおりであります。

	1年以内	1年超2年以内	2年超3年以内	3年超4年以内	4年超5年以内
金額(百万円)	837,694	734,325	654,752	500,311	308,438

【借入金等明細表】

区分	当期首残高(百万円)	当期末残高(百万円)	平均利率(%)	返済期限
借入金	8,598,219	7,892,171	0.78	
借入金	8,566,219	7,840,720	0.78	平成27年4月～平成47年10月
ノンリコース借入金	32,000	51,451	0.54	平成28年4月～平成31年9月

(注) 1. 「平均利率」は、期末日現在の「利率」及び「当期末残高」により算出(加重平均)しております。

2. 借入金及びノンリコース借入金の連結決算日後5年以内における返済額は次のとおりであります。

	1年以内	1年超2年以内	2年超3年以内	3年超4年以内	4年超5年以内
借入金(百万円)	1,242,349	1,073,805	1,039,504	851,045	775,369
ノンリコース借入金 (百万円)	43	174	39,094	12,137	

【資産除去債務明細表】

期首及び当連結会計年度末における資産除去債務の金額が期首及び当連結会計年度末における負債及び純資産の合計額の100分の1以下であるため、資産除去債務明細表の作成を省略しております。

(2) 【その他】

該当事項はありません。

2【財務諸表等】

(1)【財務諸表】

【貸借対照表】

(単位：百万円)

	前事業年度 (平成27年3月31日)	当事業年度 (平成28年3月31日)
資産の部		
現金預け金	287,698	433,496
現金	3	5
預け金	287,694	433,491
コールローン	335,000	-
買現先勘定	25,299	2-
金銭の信託	53,742	16,032
有価証券	1,791,848,890	1,791,828,773
国債	253,498	227,655
社債	592,756	691,421
株式	477,506	452,930
その他の証券	525,129	456,765
貸出金	3,456,788	3,457,839
証書貸付	13,409,078	13,119,393
その他資産	138,722	172,215
前払費用	4,166	3,433
未収収益	31,758	29,081
先物取引差入証拠金	937	937
金融派生商品	60,840	67,987
金融商品等差入担保金	-	12,936
その他の資産	741,019	757,839
有形固定資産	114,863	113,291
建物	20,293	19,126
土地	91,788	91,578
リース資産	9	4
建設仮勘定	707	771
その他の有形固定資産	2,064	1,810
無形固定資産	5,279	6,883
ソフトウェア	4,218	4,919
その他の無形固定資産	1,060	1,963
前払年金費用	1,326	1,290
支払承諾見返	167,482	180,124
貸倒引当金	83,460	61,907
投資損失引当金	525	594
資産の部合計	16,283,399	15,808,999

(単位：百万円)

	前事業年度 (平成27年3月31日)	当事業年度 (平成28年3月31日)
負債の部		
債券	7 3,220,206	7 3,221,870
借入金	8,566,219	7,840,720
借入金	8,566,219	7,840,720
社債	1,341,602	1,501,288
その他負債	218,200	176,320
未払法人税等	38,519	26,916
未払費用	23,120	21,068
前受収益	586	518
金融派生商品	31,939	44,650
金融商品等受入担保金	120,017	72,598
リース債務	11	5
資産除去債務	1,411	1,374
その他の負債	2,595	9,188
賞与引当金	4,415	4,400
役員賞与引当金	11	11
退職給付引当金	6,601	6,544
役員退職慰労引当金	66	56
偶発損失引当金	12	16
繰延税金負債	39,175	27,603
支払承諾	167,482	180,124
負債の部合計	13,563,994	12,958,957
純資産の部		
資本金	1,206,953	1,000,424
危機対応準備金	-	10 206,529
特定投資準備金	-	11 130,000
特定投資剰余金	-	11 618
資本剰余金	1,060,466	995,466
資本準備金	1,060,466	995,466
利益剰余金	335,018	429,751
その他利益剰余金	335,018	429,751
別途積立金	244,911	312,478
繰越利益剰余金	90,107	117,273
株主資本合計	2,602,438	2,762,789
その他有価証券評価差額金	84,749	52,206
繰延ヘッジ損益	32,217	35,045
評価・換算差額等合計	116,966	87,252
純資産の部合計	2,719,404	2,850,042
負債及び純資産の部合計	16,283,399	15,808,999

【損益計算書】

(単位：百万円)

	前事業年度 (自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日)	当事業年度 (自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日)
経常収益	328,664	344,910
資金運用収益	236,107	216,972
貸出金利息	207,042	187,526
有価証券利息配当金	20,748	21,402
コールローン利息	149	82
買現先利息	231	226
預け金利息	46	43
金利スワップ受入利息	7,720	7,549
その他の受入利息	167	141
役務取引等収益	8,091	10,333
その他の役務収益	8,091	10,333
その他業務収益	14,015	9,526
外国為替売買益	7,862	-
国債等債券売却益	94	3,519
国債等債券償還益	5,047	-
金融派生商品収益	-	5,107
その他の業務収益	1,011	899
その他経常収益	70,450	108,077
貸倒引当金戻入益	25,578	17,453
償却債権取立益	3,009	8,237
株式等売却益	12,353	45,787
金銭の信託運用益	36	214
その他の経常収益	1 29,472	1 36,383
経常費用	180,342	170,241
資金調達費用	117,846	106,933
債券利息	36,488	35,056
コールマネー利息	0	0
借入金利息	76,785	66,982
短期社債利息	12	202
社債利息	4,497	4,623
その他の支払利息	62	68
役務取引等費用	662	391
その他の役務費用	662	391
その他業務費用	10,751	8,296
外国為替売買損	-	4,043
国債等債券売却損	1	2,616
債券発行費償却	708	867
社債発行費償却	760	768
金融派生商品費用	9,280	-
営業経費	40,352	42,401
その他経常費用	10,728	12,219
偶発損失引当金繰入額	5	3
投資損失引当金繰入額	65	69
貸出金償却	327	1,198
株式等売却損	-	0
株式等償却	4,776	1,797
その他の経常費用	2 5,554	2 9,149
経常利益	148,322	174,668

(単位：百万円)

	前事業年度 (自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日)	当事業年度 (自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日)
特別利益	125	70
固定資産処分益	125	70
特別損失	245	441
固定資産処分損	126	93
減損損失	119	347
税引前当期純利益	148,202	174,298
法人税、住民税及び事業税	50,322	50,844
法人税等調整額	7,798	5,587
法人税等合計	58,121	56,432
当期純利益	90,080	117,865

【株主資本等変動計算書】

前事業年度（自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日）

（単位：百万円）

	株主資本									株主資本 合計
	資本金	危機対応 準備金	特定投資 準備金	特定投資 剰余金	資本剰余金		利益剰余金			
					資本準備金	資本剰余 金合計	その他利益剰余金		利益剰余 金合計	
							別途積立金	繰越利益 剰余金		
当期首残高	1,206,953	-	-	-	1,060,466	1,060,466	152,475	123,240	275,716	2,543,135
会計方針の変更による累積 的影響額								26	26	26
会計方針の変更を反映した 当期首残高	1,206,953	-	-	-	1,060,466	1,060,466	152,475	123,266	275,742	2,543,162
当期変動額										
剰余金の配当								30,804	30,804	30,804
別途積立金の積立							92,435	92,435	-	-
当期純利益								90,080	90,080	90,080
株主資本以外の項目の当 期変動額（純額）										
当期変動額合計	-	-	-	-	-	-	92,435	33,159	59,276	59,276
当期末残高	1,206,953	-	-	-	1,060,466	1,060,466	244,911	90,107	335,018	2,602,438

	評価・換算差額等			純資産合計
	その他有価証券評価差額金	繰延ヘッジ損益	評価・換算差額等合計	
当期首残高	37,703	29,243	66,946	2,610,081
会計方針の変更による累積 的影響額				26
会計方針の変更を反映した 当期首残高	37,703	29,243	66,946	2,610,108
当期変動額				
剰余金の配当				30,804
別途積立金の積立				-
当期純利益				90,080
株主資本以外の項目の当 期変動額（純額）	47,046	2,973	50,020	50,020
当期変動額合計	47,046	2,973	50,020	109,296
当期末残高	84,749	32,217	116,966	2,719,404

当事業年度（自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日）

（単位：百万円）

	株主資本									
	資本金	危機対応準備金	特定投資準備金	特定投資剰余金	資本剰余金		利益剰余金			株主資本合計
					資本準備金	資本剰余金合計	その他利益剰余金		利益剰余金合計	
							別途積立金	繰越利益剰余金		
当期首残高	1,206,953	-	-	-	1,060,466	1,060,466	244,911	90,107	335,018	2,602,438
当期変動額										
政府の出資			65,000							65,000
資本金から危機対応準備金への振替	206,529	206,529								-
資本準備金から特定投資準備金への振替			65,000		65,000	65,000				-
剰余金の配当								22,514	22,514	22,514
別途積立金の積立							67,566	67,566	-	-
当期純利益								117,865	117,865	117,865
その他利益剰余金から特定投資剰余金への振替				618				618	618	-
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）										
当期変動額合計	206,529	206,529	130,000	618	65,000	65,000	67,566	27,166	94,732	160,351
当期末残高	1,000,424	206,529	130,000	618	995,466	995,466	312,478	117,273	429,751	2,762,789

	評価・換算差額等			純資産合計
	その他有価証券評価差額金	繰延ヘッジ損益	評価・換算差額等合計	
当期首残高	84,749	32,217	116,966	2,719,404
当期変動額				
政府の出資				65,000
資本金から危機対応準備金への振替				-
資本準備金から特定投資準備金への振替				-
剰余金の配当				22,514
別途積立金の積立				-
当期純利益				117,865
その他利益剰余金から特定投資剰余金への振替				-
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	32,542	2,828	29,714	29,714
当期変動額合計	32,542	2,828	29,714	130,637
当期末残高	52,206	35,045	87,252	2,850,042

【注記事項】

(重要な会計方針)

1. 有価証券の評価基準及び評価方法

(1) 有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法(定額法)、子会社株式及び関連会社株式については移動平均法による原価法、その他有価証券については原則として決算日の市場価格等に基づく時価法(売却原価は主として移動平均法により算定)、ただし時価を把握することが極めて困難と認められるものについては移動平均法による原価法により行っております。また、投資事業組合等への出資金については組合等の事業年度に係る財務諸表等に基づいて、組合等の損益のうち持分相当額を純額で計上しております。

なお、その他有価証券の評価差額については、時価ヘッジの適用により損益に反映された額を除き、全部純資産直入法により処理しております。

(2) 金銭の信託において信託財産を構成している有価証券の評価は、上記(1)と同じ方法により行っております。

2. デリバティブ取引の評価基準及び評価方法

デリバティブ取引の評価は、時価法により行っております。

3. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産(リース資産を除く)

有形固定資産は、定率法(ただし、建物(建物附属設備を除く。))については定額法)を採用しております。

また、主な耐用年数は次のとおりであります。

建 物：3年～50年

その他：4年～20年

(2) 無形固定資産(リース資産を除く)

無形固定資産は、定額法により償却しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、行内における利用可能期間(主として5年)に基づいて償却しております。

(3) リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係る「有形固定資産」及び「無形固定資産」中のリース資産は、リース期間を耐用年数とした定額法により償却しております。なお、残存価額については、リース契約上に残価保証の取決めがあるものは当該残価保証額とし、それ以外のものは零としております。

4. 繰延資産の処理方法

債券発行費及び社債発行費は、支出時に全額費用として処理しております。

5. 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建資産及び負債は、取得時の為替相場による円換算額を付す子会社株式及び関連会社株式を除き、主として決算日の為替相場による円換算額を付しております。

6. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。

破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者(以下「破綻先」という。)に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者(以下「実質破綻先」という。)に係る債権については、以下のなお書きに記載されている直接減額後の帳簿価額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者及び今後の管理に注意を要する債務者に対する債権のうち、債権の元本の回収及び利息の受取りに係るキャッシュ・フローを合理的に見積もることができる債権については、当該キャッシュ・フローを当初の約定利率で割り引いた金額と債権の帳簿価額との差額を貸倒引当金とする方法(キャッシュ・フロー見積法)により計上しております。

上記以外の債権については、当行の平均的な融資期間を勘案した過去の一定期間における貸倒実績率から算出した貸倒実績率等に基づき計上しております。

すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した部署が第二次査定を実施しており、その査定結果に基づいて上記の引当を行っております。

なお、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は22,791百万円(前事業年度末は34,371百万円)であります。

(2) 投資損失引当金

投資損失引当金は、投資に対する損失に備えるため、有価証券の発行会社の財政状態等を勘案して必要と認められる額を計上しております。

(3) 賞与引当金

賞与引当金は、従業員への賞与の支払いに備えるため、従業員に対する賞与の支給見込額のうち、当事業年度に帰属する額を計上しております。

(4) 役員賞与引当金

役員賞与引当金は、役員への賞与の支払いに備えるため、役員に対する賞与の支給見込額のうち、当事業年度に帰属する額を計上しております。

(5) 退職給付引当金

退職給付引当金は、従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、必要額を計上しております。また、退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については給付算定式基準によっております。なお、過去勤務費用及び数理計算上の差異の費用処理方法は次のとおりであります。

過去勤務費用：その発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数（10年）による定額法により費用処理
数理計算上の差異：各事業年度の発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数（10年）による定額法により按分した額を、それぞれ発生翌事業年度から費用処理

(6) 役員退職慰労引当金

役員退職慰労引当金は、役員への退職慰労金の支払いに備えるため、役員に対する退職慰労金の支給見積額のうち、当事業年度末までに発生していると認められる額を計上しております。

(7) 偶発損失引当金

偶発損失引当金は、貸付金に係るコミットメントライン契約等に関して偶発的に発生する損失に備えるため、将来発生する可能性のある損失の見積額を計上しております。

7. ヘッジ会計の方法

(1) ヘッジ会計の方法

金利スワップについては、繰延ヘッジ処理又は特例処理を採用しております。なお、包括ヘッジについては、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号 平成14年2月13日）を適用しております。

通貨スワップについては、為替変動リスクのヘッジについて振当処理の要件を充たしているため、ヘッジ対象である外貨建金銭債権債務等について振当処理を採用しております。

また、外貨建子会社株式及び関連会社株式並びに外貨建その他有価証券（債券以外）の為替変動リスクをヘッジするため、包括ヘッジとして繰延ヘッジ及び時価ヘッジを適用しております。

(2) ヘッジ手段とヘッジ対象

a. ヘッジ手段...金利スワップ

ヘッジ対象...債券・借入金・社債・有価証券及び貸出金

b. ヘッジ手段...通貨スワップ

ヘッジ対象...外貨建金銭債権・外貨建有価証券・外貨建債券・外貨建借入金及び外貨建社債

c. ヘッジ手段...外貨建直先負債

ヘッジ対象...外貨建子会社株式及び関連会社株式並びに外貨建その他有価証券（債券以外）

(3) ヘッジ方針

金利変動リスク又は為替変動リスクを回避する目的で金利スワップ取引又は通貨スワップ取引等を行っており、ヘッジ対象の識別は個別契約又は一定のグループ毎に行っております。

(4) ヘッジの有効性評価の方法

リスク管理方針に従って、リスク減殺効果を検証し、ヘッジの有効性を評価しております。

なお、包括ヘッジに関して、相場変動を相殺する金利スワップについては、ヘッジ対象とヘッジ手段を一定の残存期間毎にグルーピングのうえ特定し、有効性の評価をしております。また、キャッシュ・フローを固定する金利スワップについては、ヘッジ対象とヘッジ手段の金利変動要素の相関関係の検証により有効性の評価をしております。

外貨建子会社株式及び関連会社株式並びに外貨建その他有価証券（債券以外）の為替リスクヘッジに関しては、事前にヘッジ対象となる外貨建有価証券の銘柄を特定し、当該外貨建有価証券について外貨ベースで取得原価以上の直先負債が存在していることを確認することにより有効性の評価をしております。

また、個別ヘッジに関して、特例処理の要件を充たしている金利スワップ及び振当処理の要件を充たしている通貨スワップについては、有効性の評価を省略しております。

8. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項

(1) 退職給付に係る会計処理

退職給付に係る未認識数理計算上の差異及び未認識過去勤務費用の未処理額の会計処理の方法は、連結財務諸表におけるこれらの会計処理の方法と異なっております。

(2) 消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

(会計方針の変更)

(「企業結合に関する会計基準」等の適用)

「企業結合に関する会計基準」(企業会計基準第21号 平成25年9月13日。以下、「企業結合会計基準」という。) 及び「事業分離等に関する会計基準」(企業会計基準第7号 平成25年9月13日。以下、「事業分離等会計基準」という。) 等を当事業年度から適用し、取得関連費用を発生した事業年度の費用として計上する方法に変更しております。また、当事業年度の期首以後実施される企業結合については、暫定的な会計処理の確定による取得原価の配分額の見直しを企業結合日の属する事業年度の財務諸表に反映させる方法に変更いたします。

企業結合会計基準等の適用については、企業結合会計基準第58-2項(4)及び事業分離等会計基準第57-4項(4)に定める経過的な取扱いに従っており、当事業年度の期首時点から将来にわたって適用しております。

なお、当事業年度において、財務諸表に与える影響額はありません。

(追加情報)

特定投資業務は、平成27年5月20日に公布・施行された株式会社日本政策投資銀行法の一部を改正する法律(平成27年法律第23号)により、当行による成長資金の供給を強化するために新たに措置された法定業務です。

本業務は、政府の産業投資特別会計を活用した新たな投資スキームであり、本業務にかかる出資額を管理するため、当行の純資産のうち、資本金や資本準備金から区分して開示しております。なお、開示項目についての詳細は、「(貸借対照表関係)」に記載しております。

(貸借対照表関係)

1. 関係会社の株式又は出資金の総額

	前事業年度 (平成27年3月31日)	当事業年度 (平成28年3月31日)
株式	92,484百万円	94,556百万円
出資金	97,749 "	148,830 "

2. 現先取引により受け入れている有価証券のうち、売却又は(再)担保という方法で自由に処分できる権利を有する有価証券は次のとおりであります。なお、(再)担保に差し入れている有価証券は該当ありません。

	前事業年度 (平成27年3月31日)	当事業年度 (平成28年3月31日)
当事業年度末に当該処分をせずに所有している有価証券	5,299百万円	- 百万円

3. 貸出金のうち、破綻先債権額及び延滞債権額は次のとおりであります。

	前事業年度 (平成27年3月31日)	当事業年度 (平成28年3月31日)
破綻先債権額	- 百万円	786百万円
延滞債権額	78,937 "	53,893 "

なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金(貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。)のうち、法人税法施行令(昭和40年政令第97号)第96条第1項第3号イからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金であります。

また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。

4. 貸出金のうち、3ヵ月以上延滞債権額は次のとおりであります。

	前事業年度 (平成27年3月31日)	当事業年度 (平成28年3月31日)
3ヵ月以上延滞債権額	- 百万円	- 百万円

なお、3ヵ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が、約定支払日の翌日から3月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。

5. 貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は次のとおりであります。

	前事業年度 (平成27年3月31日)	当事業年度 (平成28年3月31日)
貸出条件緩和債権額	21,741百万円	27,792百万円

なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3ヵ月以上延滞債権に該当しないものであります。

6. 破綻先債権額、延滞債権額、3ヵ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は次のとおりであります。

	前事業年度 (平成27年3月31日)	当事業年度 (平成28年3月31日)
合計額	100,678百万円	82,472百万円

なお、上記3. から6. に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。

7. 為替決済等の取引の担保あるいは先物取引証拠金等の代用として、次のものを差し入れております。

	前事業年度 (平成27年3月31日)	当事業年度 (平成28年3月31日)
有価証券	113,580百万円	115,563百万円
貸出金	562,189 "	461,856 "

出資先が第三者より借入を行うにあたり、その担保として、次のものを差し入れております。

	前事業年度 (平成27年3月31日)	当事業年度 (平成28年3月31日)
有価証券	- 百万円	7,400百万円

また、その他の資産には、中央清算機関差入証拠金及び保証金が含まれておりますが、その金額は次のとおりであります。

	前事業年度 (平成27年3月31日)	当事業年度 (平成28年3月31日)
中央清算機関差入証拠金	10,255百万円	21,662百万円
保証金	3 "	3 "

なお、このほか、株式会社日本政策投資銀行法附則第17条及び旧日本政策投資銀行法第43条等の規定により、日本政策投資銀行から承継した次の債券について、当行の財産を一般担保に供しております。

	前事業年度 (平成27年3月31日)	当事業年度 (平成28年3月31日)
債券	1,488,822百万円	1,330,054百万円

8. 貸付金に係るコミットメントライン契約等は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸し付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は次のとおりであります。

	前事業年度 (平成27年3月31日)	当事業年度 (平成28年3月31日)
融資未実行残高	604,519百万円	847,229百万円
うち契約残存期間が1年以内のもの	157,423 "	394,333 "

なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当行の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、当行が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に（半年毎に）予め定めている行内手続に基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。

9. 「有価証券」中の社債のうち、有価証券の私募（金融商品取引法第2条第3項）による社債に対する保証債務の額

	前事業年度 (平成27年3月31日)	当事業年度 (平成28年3月31日)
	2,616百万円	3,032百万円

10. 株式会社日本政策投資銀行法附則第2条の22等に基づき、危機対応業務の適確な実施のため、政府が出資した金額の累計額を危機対応準備金として計上しております。

なお、危機対応準備金は次の性格を有しております。

- (1) 剰余金の額の計算においては、同法附則第2条の25の規定に基づき、危機対応準備金の額は、資本金及び準備金の額の合計額に算入されます。
- (2) 欠損のてん補を行う場合、同法附則第2条の26の規定に基づき、資本準備金の額及び利益準備金の額が零となったときは、危機対応準備金の額を減少することができます。なお、危機対応準備金の額を減少した後において剰余金の額が零を超えることとなったときは、同法附則第2条の26の規定に基づき、危機対応準備金の額を増加しなければなりません。

- (3) 危機対応業務の適確な実施のために必要な財政基盤が十分に確保されるに至ったと当行が認める場合には、同法附則第2条の27の規定に基づき、株主総会の決議及び財務大臣の認可によって、危機対応準備金の額の全部又は一部に相当する金額を国庫に納付するものとされています。
- (4) 仮に清算することとなった場合には、その債務を弁済してなお残余財産があるときは、同法附則第2条の28の規定に基づき、危機対応準備金の額を国庫に納付するものとされています。

11. 株式会社日本政策投資銀行法附則第2条の23に基づき、特定投資業務の適確な実施のため、政府が出資した金額及び資本準備金の額から振り替えた金額を特定投資準備金として計上しております。また、特定投資業務に係る損益計算上生じた利益又は損失を利益剰余金の額から振り替え、特定投資剰余金として計上しております。

なお、特定投資準備金及び特定投資剰余金は次の性格を有しております。

- (1) 剰余金の額の計算においては、同法附則第2条の25の規定に基づき、特定投資準備金及び特定投資剰余金の額は、資本金及び準備金の額の合計額に算入されます。
- (2) 欠損のてん補を行う場合、同法附則第2条の26の規定に基づき、資本準備金の額及び利益準備金の額が零となったときは、特定投資準備金又は特定投資剰余金の額を減少することができます。なお、特定投資準備金又は特定投資剰余金の額を減少した後において剰余金の額が零を超えることとなったときは、同法附則第2条の26の規定に基づき、特定投資準備金又は特定投資剰余金の額を増加しなければなりません。
- (3) 特定投資業務の適確な実施のために必要がないと当行が認める場合には、同法附則第2条の27の規定に基づき、株主総会の決議及び財務大臣の認可によって、特定投資準備金又は特定投資剰余金の額の全部又は一部に相当する金額を国庫に納付することができます。
- (4) 仮に清算することとなった場合には、その債務を弁済してなお残余財産があるときは、同法附則第2条の28の規定に基づき、国庫に帰属すべき額に相当する特定投資準備金及び特定投資剰余金の額を国庫に納付するものとされています。

(損益計算書関係)

1. その他の経常収益には、次のものを含んでおります。

	前事業年度 (自 平成26年 4 月 1 日 至 平成27年 3 月31日)	当事業年度 (自 平成27年 4 月 1 日 至 平成28年 3 月31日)
投資事業組合等利益	27,548百万円	33,695百万円

2. その他の経常費用には、次のものを含んでおります。

	前事業年度 (自 平成26年 4 月 1 日 至 平成27年 3 月31日)	当事業年度 (自 平成27年 4 月 1 日 至 平成28年 3 月31日)
投資事業組合等損失	5,548百万円	3,239百万円
投資関連報酬	- "	5,907 "

(株主資本等変動計算書関係)

当事業年度 (自 平成27年 4 月 1 日 至 平成28年 3 月31日)

特定投資剰余金に関する事項

利益剰余金のうち当該事業年度の特定投資業務に係る当期純利益又は当期純損失の金額に相当する額は、当該事業年度の末日において株式会社日本政策投資銀行法附則第 2 条23第 7 項の規定により特定投資剰余金に計上され、当該額は同法附則第 2 条25第 1 項の規定により、剰余金の額の計算上、資本金及び準備金の額の合計額に算入されます。

(有価証券関係)

子会社株式及び関連会社株式

時価のあるものは、該当ありません。

(注) 時価を把握することが極めて困難と認められる子会社株式及び関連会社株式の貸借対照表計上額

(単位 : 百万円)

	前事業年度 (平成27年 3 月31日)	当事業年度 (平成28年 3 月31日)
子会社株式	73,401	75,371
関連会社株式	19,082	19,184
合 計	92,484	94,556

(税効果会計関係)

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	前事業年度 (平成27年3月31日)	当事業年度 (平成28年3月31日)
繰延税金資産		
貸倒引当金及び貸出金償却損金算入限度超過額	35,393百万円	22,307百万円
有価証券償却損金算入限度超過額	16,072 "	16,056 "
退職給付引当金	2,142 "	2,007 "
その他	8,873 "	12,253 "
繰延税金資産小計	62,482 "	52,625 "
評価性引当額	43,112 "	41,429 "
繰延税金資産合計	19,370 "	11,196 "
繰延税金負債		
その他有価証券評価差額金	38,478 "	21,278 "
繰延ヘッジ損益	15,479 "	15,521 "
その他	4,587 "	2,000 "
繰延税金負債合計	58,546 "	38,799 "
繰延税金資産(は繰延税金負債)の純額	39,175 "	27,603 "

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主な項目別の内訳

	前事業年度 (平成27年3月31日)	当事業年度 (平成28年3月31日)
法定実効税率	35.64%	-
(調整)		
評価性引当額の増減	3.82 "	-
その他	0.24 "	-
税効果会計適用後の法人税等の負担率	39.22 "	-

(注) 当事業年度は、法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間の差異が法定実効税率の100分の5以下であるため注記を省略しております。

3. 法人税等の税率の変更等による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正

「所得税法等の一部を改正する法律」(平成28年法律第15号)及び「地方税法等の一部を改正する等の法律」(平成28年法律第13号)が平成28年3月29日に成立し、平成28年4月1日以後に開始する事業年度から法人税率等の引下げが行われることとなりました。これに伴い、繰延税金資産及び繰延税金負債の計算に使用する法定実効税率は従来の32.34%から平成28年4月1日に開始する事業年度及び平成29年4月1日に開始する事業年度に解消が見込まれる一時差異については30.86%に、平成30年4月1日に開始する事業年度以降に解消が見込まれる一時差異については30.62%となります。この税率変更により、繰延税金負債は1,546百万円減少し、その他有価証券評価差額金は1,170百万円、繰延ヘッジ損益は832百万円、法人税等調整額は455百万円それぞれ増加しております。

(重要な後発事象)

該当ありません。

【附属明細表】

【有形固定資産等明細表】

資産の種類	当期首残高 (百万円)	当期増加額 (百万円)	当期減少額 (百万円)	当期末残高 (百万円)	当期末減価 償却累計額 又は償却累 計額 (百万円)	当期償却額 (百万円)	差引当期末 残高 (百万円)
有形固定資産							
建物	-	-	-	24,618	5,491	1,113	19,126
土地	-	-	-	91,578	-	-	91,578
リース資産	-	-	-	26	21	5	4
建設仮勘定	-	-	-	771	-	-	771
その他の有形固定資産	-	-	-	5,411	3,600	647	1,810
有形固定資産計	-	-	-	122,405	9,113	1,766	113,291
無形固定資産							
ソフトウェア	-	-	-	17,131	12,211	2,012	4,919
その他の無形固定資産	-	-	-	1,971	7	1	1,963
無形固定資産計	-	-	-	19,103	12,219	2,013	6,883

(注) 有形固定資産及び無形固定資産の金額は資産総額の1%以下であるため、「当期首残高」、「当期増加額」及び「当期減少額」の記載を省略しております。

【引当金明細表】

区分	当期首残高 (百万円)	当期増加額 (百万円)	当期減少額 (目的使用) (百万円)	当期減少額 (その他) (百万円)	当期末残高 (百万円)
貸倒引当金					
一般貸倒引当金	46,923	38,871	-	46,923	38,871
個別貸倒引当金	36,537	4,666	4,100	14,067	23,035
うち非居住者向け債権分	803	866	-	189	1,480
投資損失引当金	525	110	-	40	594
賞与引当金	4,415	4,400	4,415	-	4,400
役員賞与引当金	11	11	11	-	11
役員退職慰労引当金	66	24	33	-	56
偶発損失引当金	12	3	-	-	16
計	88,490	48,087	8,560	61,031	66,986

(注) 当期減少額(その他)欄に記載の減少額はそれぞれ次の理由によるものであります。

一般貸倒引当金	洗替による取崩額
個別貸倒引当金	回収等による取崩額
うち非居住者向け債権分	回収等による取崩額
投資損失引当金	自己査定結果による取崩額

未払法人税等

区分	当期首残高 (百万円)	当期増加額 (百万円)	当期減少額 (目的使用) (百万円)	当期減少額 (その他) (百万円)	当期末残高 (百万円)
未払法人税等	38,519	50,130	61,732	0	26,916
未払法人税等	29,932	38,699	47,610	-	21,021
未払事業税	8,586	11,430	14,121	0	5,894

(2) 【主な資産及び負債の内容】

連結財務諸表を作成しているため記載を省略しております。

(3) 【その他】

該当事項はありません。

第6【提出会社の株式事務の概要】

事業年度	4月1日から3月31日まで
定時株主総会	6月中
基準日	3月31日
株券の種類	未定(注)
剰余金の配当の基準日	3月31日
1単元の株式数	未定(注)
株式の名義書換え 取扱場所 株主名簿管理人 取次所 名義書換手数料 新券交付手数料	未定(注)
単元未満株式の買取り 取扱場所 株主名簿管理人 取次所 買取手数料	未定(注)
公告掲載方法	日本経済新聞
株主に対する特典	未定(注)

(注)「未定」の欄につきましては、政府保有株式の処分開始時までに決定する予定であります。

第7【提出会社の参考情報】

1【提出会社の親会社等の情報】

当行には、金融商品取引法第24条の7第1項に規定する親会社等はありません。

2【その他の参考情報】

当事業年度の開始日から有価証券報告書提出日までの間に、次の書類を提出しております。

(1) 有価証券報告書及びその添付書類

事業年度（第7期）（自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日）平成27年6月29日関東財務局長に提出。

(2) 半期報告書及びその添付書類

事業年度（第8期中）（自 平成27年4月1日 至 平成27年9月30日）平成27年12月25日関東財務局長に提出。

(3) 訂正発行登録書

（イ）平成26年8月20日関東財務局長に提出した発行登録書（社債）及びその添付書類に関し、平成27年6月29日関東財務局長に提出。

（ロ）平成26年8月20日関東財務局長に提出した発行登録書（社債）及びその添付書類に関し、平成27年12月25日関東財務局長に提出。

（ハ）平成26年8月20日関東財務局長に提出した発行登録書（社債）及びその添付書類に関し、平成28年4月12日関東財務局長に提出。

(4) 発行登録追補書類（社債）及びその添付書類

（イ）平成26年8月20日関東財務局長に提出した発行登録書（社債）及びその添付書類に関し、平成27年4月8日関東財務局長に提出。

（ロ）平成26年8月20日関東財務局長に提出した発行登録書（社債）及びその添付書類に関し、平成27年7月10日関東財務局長に提出。

（ハ）平成26年8月20日関東財務局長に提出した発行登録書（社債）及びその添付書類に関し、平成27年8月5日関東財務局長に提出。

（ニ）平成26年8月20日関東財務局長に提出した発行登録書（社債）及びその添付書類に関し、平成27年10月7日関東財務局長に提出。

（ホ）平成26年8月20日関東財務局長に提出した発行登録書（社債）及びその添付書類に関し、平成28年1月13日関東財務局長に提出。

（ヘ）平成26年8月20日関東財務局長に提出した発行登録書（社債）及びその添付書類に関し、平成28年1月27日関東財務局長に提出。

（ト）平成26年8月20日関東財務局長に提出した発行登録書（社債）及びその添付書類に関し、平成28年4月12日関東財務局長に提出。

第二部【提出会社の保証会社等の情報】

第1【保証会社情報】

該当事項はありません。

第2【保証会社以外の会社の情報】

該当事項はありません。

第3【指数等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の監査報告書

平成28年6月17日

株式会社日本政策投資銀行
取締役会 御中

有限責任監査法人 トーマツ

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 梅津 知充 印

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 吉田 波也人 印

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 石坂 武嗣 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社日本政策投資銀行の平成27年4月1日から平成28年3月31日までの連結会計年度の連結財務諸表、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結包括利益計算書、連結株主資本等変動計算書、連結キャッシュ・フロー計算書、連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項、その他の注記及び連結附属明細表について監査を行った。

連結財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社日本政策投資銀行及び連結子会社の平成28年3月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する連結会計年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

- () 1. 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当行が別途保管しております。
2. XBRLデータは監査の対象には含まれておりません。

独立監査人の監査報告書

平成28年6月17日

株式会社日本政策投資銀行
取締役会 御中

有限責任監査法人 トーマツ

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 梅津 知充 印

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 吉田 波也人 印

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 石坂 武嗣 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社日本政策投資銀行の平成27年4月1日から平成28年3月31日までの第8期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針、その他の注記及び附属明細表について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社日本政策投資銀行の平成28年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

- () 1. 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当行が別途保管しております。
2. XBRLデータは監査の対象には含まれておりません。